

平成２８年第３回山田町議会定例会会議録（第１日）									
招 集 告 示 日		平成２８年　８月２９日							
招 集 年 月 日		平成２８年　９月　１日							
招 集 場 所		山田町役場５階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会	平成２８年　９月　１日午前１０時００分				議 長	昆	暉雄
		散 会	平成２８年　９月　１日午前１０時３９分				議 長	昆	暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席　１４名 欠席　　０名 欠員　　０名 凡例　出席　○ 欠席　△ （不応招）×		議 席 番 号	氏　　　名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏　　　名		出 席 等 の 別
		１	阿　部　幸　一		○	８	関　　　清　貴		○
		２	田　村　剛　一		○	９	阿　部　吉　衛		○
		３	佐　藤　克　典		○	１０	坂　本　　　正		○
		４	黒　沢　一　成		○	１１	菊　地　光　明		○
		５	田　老　賢　也		○	１２	山　崎　泰　昌		○
		６	木　村　洋　子		○	１３	吉　川　淑　子		○
		７	尾　形　英　明		○	１４	昆　　　暉　雄		○
会 議 録 署 名 議 員		３ 番　佐　藤　克　典			４ 番　黒　沢　一　成		５ 番　田　老　賢　也		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白　土　まさ子		書　　記		鈴　木　廉　子	
地 方 自 治 法 第 １２１条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例　出席　○ 欠席　△		職　　名	氏　　　名		出欠	職　　名	氏　　　名		出欠
		町　　長	佐　藤　信　逸		○	国保介護課長	甲斐谷　芳　一		○
		副 町 長	甲斐谷　義　昭		○	健康福祉課長	菊　池　ひろみ		○
		副 町 長	鈴　木　　　裕		○	建設課長	川守田　正　人		○
		技　　監	山　下　真　徳		○	建築住宅課長	佐々木　政　勝		○
		総務課長	花　坂　惣　二		○	上下水道課長	佐々木　達　彦		○
		総務課主幹	倉　本　收　郎		△	消防防災課長	上　沢　　　隆		○
		企画財政課長	上　林　　　浄		○	教育委員長	山　崎　喜　六		○
		復興推進課長	沼　崎　弘　明		○	教　育　長	佐々木　　　毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆　　　秀　樹		○	教育次長	箱　山　智　美		○
		農林課長	古　舘　　　隆		○	生涯学習課長	白　土　靖　行		○
		水産商工課長	佐々木　真　悟		○				
		町民課長	中　屋　佳　信		○				
議 事 日 程		別 紙 の と お り							
会議に付した事件		別 紙 の と お り							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							

平成 2 8 年第 3 回山田町議会定例会議事日程
(第 1 日)

平成 2 8 年 9 月 1 日 (木) 午前 1 0 時開議

- ・開 会
- ・議長諸般の報告
- ・行政報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
日 程 第 2 会期の決定
日 程 第 3 選任第 1 号 議会運営委員の選任
日 程 第 4 町長所信表明

平成28年 9月 1日

平成28年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

平成28年第3回山田町議会定例会に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。

30日、午後6時前に大船渡市付近に上陸した台風10号は、沿岸を通過し、記録的な大雨となり、本町においては災害対策本部を設置しました。町長を初め職員の方々はその対応に当たり、避難準備情報を発信してくれました。また、避難する方々のために避難所を設置するなど対策していただきましたことに対し、改めて感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、町民の安心、安全を守るため、警戒に当たってくださいました山田消防団にも重ねて御礼を申し上げます。

近隣市町村では、大規模災害が発生しているようでございますが、本町初め被災された方々に対しお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げます。

また、10月2日から本町で始まります希望郷いわて国体2016軟式高校野球大会へのPRのために、また町民のアピールを兼ねて希望郷いわて国体2016年の山田町版ポロシャツを着用させていただきました。執行部四役におきましては、台風10号により近隣市町村で多くの方々が犠牲になりましたので、哀悼の誠をささげるためにワイシャツにしたことを申し添えます。

それでは、平成28年第3回山田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、執行部側について倉本総務課主幹が公務出張により欠席することを申し添えます。

なお、本会期中において、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き及び例月出納検査報告の受理、一般質問の受理、岩手県後期高齢者医療広域連合

議会会議結果報告、町長提出議案の受理については、お手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

行政報告の前に、議長のほうよりただいまお話があったような状況でございます。30日に岩手県地方を襲った台風10号において、岩泉のほうでは犠牲者が出たということで、哀悼の意を表したいと、そう思っております。そしてまた、けがをなされた方、自宅を失われた方々にお見舞いの言葉を申し上げたいと、そう思っております。

今し方も本議会に入る数分前に、宮古市長、そして伊達町長と連携をとりまして、ひとつ山田で同じ広域圏としてできることは何だろうというところを今一生懸命担当課を中心に検討しているところでございます。聞くとところによりますと、全ての岩泉に入る道路が寸断されている中において、唯一こちらから田野畑に行って、田野畑の思惟大橋の下に旧道があるそうでございます。その一本の道路をまさしく命の道路として、救援を今一生懸命行っているというようなことを先ほどお聞きいたしました。

以上、お話を申し上げる次第でございます。

それでは、行政報告ということでございます。平成28年第2回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告いたします。

行政報告、事業関係。1、ふる里山田同郷の会総会。期日、平成28年6月12日日曜日。場所、東京都、東京ガーデンパレス。参加者176人。主催、ふる里山田同郷の会。町関係出席者、私初めお目通しのとおりでございます。議会関係出席者、昆暉雄議長、関清貴議員、田老賢也議員。担当課、水産商工課。

2、100歳長寿祝金贈呈（社会福祉憲章条例第12条）。期日、平成28年7月20日水曜日。氏名、貫洞ミノリ（大正5年7月20日生・八幡町）。場所、介護老人保健施設さくら山。贈呈者、町長でございます。担当課、健康福祉課。

3、山田パドルフェス。期日、平成28年7月31日日曜日。場所、浦の浜。参加者、約400人。主催、山田町。内容、マリンスポーツ体験会、シーカヤックレース等。担当課、水産商工課。

4、平成28年度山田町戦没者追悼式。期日、平成28年8月20日土曜日。場所、山田町中央公民館大ホール。参加者、約200人。主催、山田町、山田町戦没者遺族連合会。担当課、健康福祉課。

要望関係でございます。1、要望期日、平成28年8月22日月曜日。

2、要望先、岩手県知事、達増拓也。対応者、小向沿岸振興局長、高橋副局長兼経営企画部長、鈴木沿岸振興局副局長、田名場保健福祉環境技監兼宮古保健所長、藤田宮古地域振興センター所長、菊池宮古保健福祉環境センター所長、伊藤宮古農林振興センター所長、稲荷森宮古水産振興センター所

長、白旗宮古土木センター所長。

3、出席者、(1)、山田町、私ほかお目通しをいただきたいと思います。(2)、山田町議会、昆議長、吉川副議長、山崎総務教育常任委員長、尾形産業建設民生常任委員長、田村議会運営委員長。

4、要望事項と回答、(1)、再建後の県立山田病院に係る診療体制の充実について。常勤医師の配置については、内科及び外科医師を配置し、その他の診療科目は診療応援を継続して確保していく。整形外科の常勤医師の配置は難しいが、リハビリテーション科において理学療法士等を配置し、その機能を果たしたい。看護師の確保は県の経営計画に従い、必要な人数を確保するよう準備中である。

(2)、秋サケの資源回復について。秋サケの減耗要因は、地球規模での気候変動によるもののほか、放流直後からオホーツク海に至るまでの稚魚の減耗もあると考えている。県では、国の研究機関や大学と連携し、減耗要因を解明するよう引き続き調査研究に取り組んでいく。また、放流数の少なかった平成23、24年度に放流した稚魚が4年魚として回帰する本年度は、回帰尾数が少ないと予想されるため、確実な種卵の確保に取り組んでいく。

(3)、防潮堤及び水門の整備促進について。防潮堤の着工済み区間は、工程管理に万全を期し、未着工区間は年度内の着工を目指して事業の進捗を図っていききたい。水門は平成27年度に大沢川、関口川、織笠川の工事契約を締結し、現在早期完成に向けて工事を進めているところである。

(4)、町内2級河川の適正な維持管理について。関口川については、河川整備計画で定めている安全度が確保されたことから、平成26年度で河川改修事業を完了したところである。今後は他の2級河川を含めて現地の状況を確認しながら、河床の土砂や支障木の除去を行って維持管理を図っていききたい。

次に、防災関係でございます。1、災害警戒本部設置。波浪警報。設置期間、平成28年8月8日月曜日、10時23分設置、翌9日火曜日、10時29分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、波浪警報。設置期間、平成28年8月17日水曜日、5時50分設置、同日19時59分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、被害なし。土砂災害警戒情報発表、8月17日10時10分から15時25分まで。

波浪警報。設置期間、平成28年8月21日日曜日、5時41分設置、同日13時33分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、波浪警報。設置期間、平成28年8月22日月曜日、15時34分設置、翌23日火曜日、8時06分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、建設関係、被害額2,100万円、のり面・路肩の小規模崩落3カ所。土砂災害警戒情報発表、8月22日22時10分から23日3時45分まで。

以上でございます。

冒頭に触れた関連でございます。ここで少しお時間を頂戴したいと思います。台風10号による本町

の被害状況等についてでございます。現在被害状況調査を実施しているところであり、全容について申し上げることはできませんが、現段階で把握している主な内容についてご報告申し上げます。

初めに、災害対策本部の設置状況についてであります。8月30日午前9時設置し、31日午前4時17分に廃止しております。災害対策本部を設置した段階で、山田町全域6,701世帯、1万6,236名に対し、避難準備情報を発令し、町内9カ所に避難所を開設しました。避難者数は、30日午後6時が最大で57世帯91名でありました。

次に、被害の状況であります。人的被害については、被害なしであります。家屋等の被害については、床下浸水が1件（織笠地区の町営住宅）、屋根の破損等が5件となっております。ライフラインであります。船越地区と大沢の浜川目地区で30日午後7時ごろから停電となりました。延べ停電戸数は、船越地区が1,400戸、浜川目地区が200戸であります。いずれも30日午前中には復旧しております。道路関係では、町道福土線でのり面が崩落し、馬鞍地区から福土地区までの区間が通行どめとなっております。水産関係であります。小谷鳥漁港の船揚げ場約50メートルの区間において、張りブロックの飛散や舗装コンクリート部の破損などが発生しております。今回の台風による全体の被害額等については、現在調査中でありますので、全容については次回定例会においてご報告申し上げたいと思いますので、ご了承お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、3番佐藤克典君、4番黒沢一成君、5番田老賢也君、以上3名を指名します。

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり今定例会の会期は9月1日から9月21日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から21日間に決定しました。

○議長（昆 暉雄）

日程第3、選任第1号 議会運営委員の選任を議題とします。

議案朗読。

○議会事務局長（白土まさ子）

選任第1号 議会運営委員の選任。

山田町議会委員会条例第5条第4項の規定により、欠員となった議会運営委員を選任するものとする。

平成28年9月1日提出、山田町議会議長、昆暉雄。

○議長（昆 暉雄）

ここで申し上げます。山田町議会先例79により、議会運営委員の選任は各会派所属の議員の比例配分としておりますが、阿部吉衛君の政和会脱退により政和会所属の委員が1名欠員となっております。

ついては、山田町議会委員会条例第5条第4項の規定により、政和会所属の関清貴君を議会運営委員に推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、関清貴君を選任することに決定しました。

なお、任期につきましては山田町議会委員会条例第3条の2第3項により、本日から議員任期満了までの期間とすることを申し添えます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第4、町長所信表明を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

所信表明。本日、平成28年山田町議会第3回定例会の開会に当たり、町長としての所信の一端を申し上げ、今後4年間の町政運営に向けて、議員各位を初め、町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る7月10日に執行されました山田町長選挙において、2期目の立候補をさせていただき、多くの町民の皆様からご支持を得て、無投票当選の栄を賜りました。

引き続き町政のかじ取りをさせていただくことになり、まことに光栄であるとともに、果たすべき使命と責任の重大さを痛感し、前任期以上に緊張感が湧き、改めて身の引き締まる思いでございます。

初当選からの4年間は、被災して間もない混乱の中、「震災からの復興」という大きな歴史の変革のときであり、町の未来の形を決する重要な決断と、難しい判断の連続でありました。

議会並びに町民の皆様のご理解とご協力のもと、この1期4年間は「震災からの復旧・復興」を大命題として、全力で取り組み、今、まさに町の形が大きく変わろうとしております。

生まれ育った故郷、山田町の復興を確実に果たすべく、常に「民間感覚を行政に」の思いと、「山田復活」への挑戦の心を持ちながら走り続けてまいりましたが、これからの4年間は、まさしく私の施策の真価が問われるときであり、さらに歴史あるこの町を、次の世代に確実につなぐための重要な時期となると考えております。

町の復興をなし遂げるということは、ハード面の整備の完了のみで終わることではなく、そこに住む町民の皆様方一人一人の思いと、心の復興を大切にしたいものでなければなりません。

そういった意味で、私の今後の町政運営の基本的な考え方といたしまして、「思いやりのある政治」を政治理念として掲げました。

2期目となるこの4年間は、昨年度作成いたしました、「山田町総合計画」の各種施策をベースにしながらも、刻々と変わる情勢に、私自身の変わらぬ民間感覚と臨機応変で柔軟な思考をもとに、皆様の理解とご協力を賜りながら、まちづくりを進めてまいり所存でございます。

さて、私は今回出馬するに当たって、次の公約を掲げさせていただきました。

災害公営住宅への引っ越しの完遂。

復興工事の完遂。

住宅再建への支援。

新斎場の新築移転。

産業振興の支援。

医療福祉の向上。

学校給食センターの建設。

以降、各項目について、具体的に述べさせていただきます。

災害公営住宅への引っ越しの完遂であります。

本町の災害公営住宅については、27年度までには豊間根、大沢、柳沢、織笠、大浦の5地区、28年度は町内最大規模の山田中央団地と整備を進めてまいりました。30年度には計画戸数全てが完成する予定であります。

時間の経過とともに被災者の意向が変化することも十分にあり得ることから、今後とも意向調査等により必要戸数を把握しながら、引っ越しを完遂していただけるよう取り組んでまいります。

町内6地区で進めている高台移転等の宅地造成工事は、現在大詰めを迎えております。年内には山田地区を除く5地区で造成が完了する予定で、織笠地区などでは既に住宅再建が目に見えて進んでいる状況であります。

山田地区については、用地取得の難航等で時間を要しましたが、29年度には高台団地と区画整理地内のかさ上げ工事の完成を見込んでおります。

あわせて、応急仮設住宅の集約化を進めていかなければなりません。集約化については、復興事業・災害公営住宅建設・高台移転等の事業の進捗状況がかかわってまいりますので、各種の調整を行いながら、最終的には31年度に全てを撤去する計画で進めてまいります。

いずれにしましても、本業務の遂行に当たっては、そこにお住まいの皆様のさまざまな状況と感情が絡むものでございます。

丁寧な配慮を心がけることはもちろんであります。本設のお住まいへの引っ越しの完遂は復興の大前提となるものであり、本件について覚悟を持って取り組んでまいります。

復興工事の完遂であります。

誰もが経験したことがない大災害から5年余。この間、本町では23年12月に策定した山田町復興計画に基づき、「二度と津波による犠牲者を出さない」ことを大命題として復興のまちづくりを進めてまいりました。

その中で、本年は26年度から始まった「再生期」の3年目の年であり、新たな土地での住宅再建はピークを迎え、商工業者等のなりわい再生に向けた活動も本格化いたします。

陸中山田駅前には、まちなか再生計画に基づく共同店舗棟や交流施設などの建設が進み、本年中にはにぎわいのある中心市街地が徐々に姿をあらわします。

そして、30年度から32年度の「発展期」というステージでは、町中心部の区画整理事業も完了し、居住区域は全て引き渡します。また、三陸鉄道による宮古釜石間の鉄道の運行が開始されるなど、復興のまちづくりは最終段階を迎えてまいります。

今後は山田町復興計画の仕上げとともに、住居と地域の再編が進むことによる、新たなコミュニティの形成や公共交通の再編など、町が持続的に発展していくためのさまざまな取り組みを進めてまいります。

住宅再建への支援であります。

今後、各種事業の進行とともに、再建支援制度の啓発及び相談業務体制の充実強化を図りながら、住宅再建をしていただけるよう、これからも引き続き支援してまいります。

本町では、これまで被災者の住宅再建を後押しするため、各種補助金制度を創設しておりますが、高齢化の進む中では資金力やローン負担に不安を抱える方も多く、さらに昨今の建築費の高騰により、住宅再建への決断をちゅうちょしてしまうといった実情があります。

このため、町として「山田型復興住宅」を提案し、地元業界団体と連携して、被災者が低廉な価格で住宅を再建できるよう施策を構築したところであります。

ことしの6月末には柳沢地区にモデル住宅が完成し、展示会を開催するなど、今後さらに普及に力を入れてまいりたいと思います。

新斎場の新築移転であります。

現在の山田町斎場は、昭和56年に建設してから35年が経過し、施設が大分古くなってきております。

斎場は、町民生活にとって必要不可欠な施設であり、その機能は絶えず維持しなければならないものであります。

利便性がよく周辺環境との調和を図りながら、故人をしのび人生終えんの儀式にふさわしく、厳粛な中にも心の安らぎを感じられるような新たな斎場の建設を進めてまいります。

産業振興の支援であります。

地域活力の源は、何といたっても地元産業が元気であることであり、山田町の屋台骨を支える各種の産業がより活性化するよう、今後も支援していく必要があります。

漁業は、これまでも、またこれからも町の大きな活力の基礎であります。

つくり育てる漁業への取り組みとして、前任期中にアワビとナマコの種苗等の放流事業を始めました。これを今後も継続実施してまいります。

農業については、農家の高齢化や担い手の不足と、これらに伴う耕作放棄地の増加などが懸念されております。

農業生産基盤の一層の整備と、新規就農者や担い手を確保しやすい経営体制の構築など、足腰の強い農業づくりを進めてまいります。

商工業については、震災直後から、山田町復興計画の策定と並行して、町内の商工業者等の関係団体と議論を重ねるとともに、中心市街地の再生について検討してまいりました。

27年3月には岩手県内では初となる「山田町まちなか再生計画」が復興庁より認定され、コンパクトで利便性が高い施設配置やにぎわい創出に向けた中心市街地の再生・発展に向けた事業を、商工業者等と連携しながら展開しているところであります。

10月下旬には、駅前地区にテナント10社による共同店舗棟がオープンされます。今後は戸建ての商店、飲食店、金融機関等の店舗も順次再建される予定であり、町の商工業の復活に弾みがつくものと考えております。

観光については、体験型の観光を今後より強力に進めていくため、ことし7月に山田町体験観光推進協議会を立ち上げたところであります。今後はコーディネーターの育成や、オランダ島の活用など、環境の整備を行いながら、エコツーリズム、体験観光の推進に一層取り組んでまいります。

さらに「山田プライド」というブランド名を活用し、山田の観光、物産等を緩やかに一体化させ、一元的に発信するよう取り組んでまいります。

医療福祉の向上であります。

長寿社会を迎えた今、長生きをするということと同時に、健康な体で日常を過ごすことができる「健康寿命」が大切であります。

住みなれた地で健やかに過ごすことは、町民誰もの願いであり、その環境を整えることは、重要な責務であると認識しております。

被災以降、町民が待ち望んでいた入院機能を持つ県立山田病院が本日再建し、開院を迎えました。

今後地域医療の中核として、その機能を発揮していただくことを期待するものです。

老後の不安やご家族の介護の負担を軽減できるよう、地域と行政が一体となって、必要とされる人に、より適切な支援が行き届き、高齢者が住みなれた地域で生活を維持できるように、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことが必要です。

母子の健康づくりの支援や保育サービスの充実を図るほか、地域の子育て支援活動の推進、仕事と育児を両立できる環境づくりなど、子育て支援の充実を図るほか、児童生徒の医療費助成の拡大や、不妊治療費の助成についても引き続き行ってまいります。

学校給食センターの建設であります。

震災によるさまざまな要因から事業実施を凍結していた、学校給食センターを建設いたします。建設場所は前回計画と同じく、山田中学校敷地内であります。

町の将来を担う子供たちが心身ともに健やかに育つことと、食事に関する正しい知識の習得など、給食を生きた教材として活用し、効果的で望ましい食育を推進してまいります。

建設に当たっては、今後町民グラウンド仮設住宅の撤去等との調整を図りながら進めてまいります。

保護者の皆様からは給食費をご負担いただくこととなりますが、その徴収方法の検討も必要です。

また、各学校の搬入口の改修など給食実施に向けた周辺整備を行いながら、任期の中で建設することをお約束いたします。

終わりに、震災から5年の節目を迎えたところであります。

町長室から見える町の光景は、今あの混乱のときを越えて、新しい防潮堤が姿をあらわし、災害公営住宅や自立再建による家屋の完成、そして商店街も日々のなりわいを取り戻しつつあり、まさに目に見える形で復興が実感できるようになってまいりました。

しかし、復興の完遂はすなわちゴールではなく、ここからが新たな山田町のスタートであります。そのための基礎となる種まきを着実に果たし、復興後の町に大輪の花を咲かせていかなければならないと、今、意を強くしております。

あの未曾有の震災で、多くのものを失った我が山田町が、復興の困難なときを乗り越え、次の新たなステージに立つときであります。

たくましく生まれ変わろうとするこの町のために、これからの4年間、粉骨砕身、やり遂げるという強い決意を申し述べて、所信表明といたします。

○議長（昆 暉雄）

ここで申し上げます。町長所信表明について、質問を通告している議員は9月5日月曜日、正午までに質問要旨を提出願います。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午前１０時３９分散会

平成28年第3回山田町議会定例会会議録（第12日）						
招 集 告 示 日	平成28年 8月29日					
招 集 年 月 日	平成28年 9月 1日					
招 集 場 所	山田町役場 5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 9月12日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成28年 9月12日午後 2時05分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉雄	○
会 議 録 署 名 議 員	3 番 佐 藤 克 典		4 番 黒 沢 一 成		5 番 田 老 賢 也	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	白 土 まさ子		書 記	鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	山 下 真 徳	○	建築住宅課長	佐々木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	上 沢 隆	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	○
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹	○	教育次長	箱 山 智 美	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	白 土 靖 行	○
	水産商工課長	佐々木 真 悟	○			
	町民課長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成 2 8 年第 3 回山田町議会定例会議事日程
(第 1 2 日)

平成 2 8 年 9 月 1 2 日 (月) 午前 1 0 時開議

日 程 第 1 一般質問

平成28年 9月12日

平成28年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○議長（昆 暉雄）

日程第1、一般質問を行います。

質問の許可は通告順に行います。なお、本定例会の質問時間は山田町議会先例74により25分であることを申し添えます。

それでは、7番尾形英明君の質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

7番、新生会の尾形英明です。平成28年第3回定例会で質問が許されましたので、通告書のとおり質問いたします。

まずもって7月5日告示の町長選挙において再選されました佐藤町長、当選おめでとうございます。我々議員と町長は、日本国憲法第93条に基づき、住民の直接選挙で選ばれた間接民主主義の住民代表の二元代表者ですので、町長の権限の地方行政の執行と議会の持つ行政行動の監視の役割を山田町の発展のために、お互いに協力し合いながら、行政活動がとまらないよう頑張ってまいりましょう。

それでは、質問に入ります。町長所信表明についてお伺いします。「民間感覚を行政に」の思いとはどのような思いなのか、具体的に説明ください。町長は、1期目から民間感覚とうたってきましたが、行政感覚で取り組もうとした事業を民間感覚で取り組んだ場合の違いの具体的な例を示してください。

次は、今回の出馬で山田町総合計画をベースに7項目の公約を掲げて4年間の任期の仕事として所信を述べましたが、町長公約だけが仕事ではないと思います。公約以外にもいろいろな事業、問題がたくさんあると思うのですが、そのような問題についての取り組みは、所信表明に述べられませんでした、そのことに対してどのように考えているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

尾形議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の民間感覚とはについてお答えします。私は、初当選のときから「民間感覚を行政に」を掲げて町政の運営を進めてまいりました。この思いは、2期目についても引き続き強く持ち続けております。民間感覚の基本は、常にお客様である町民の皆様のニーズや動向を敏感に察知し、素早い対応に努めることであり、私のみならず、職員一人一人がお客様目線を意識し働くことであると思います。

「民間感覚を行政に」とは、政策決定や各種事業実施に対する基本的な考え方、思いの部分であり、これまでに私が判断してきた基礎となるものであります。そういった意味で、これまでの町政運営の全てに貫いてきた考え方であり、個々の事務、事業に限定されるものではないと思っております。今後も引き続き「民間感覚を行政に」の意識のもとに、町政運営を進めてまいります。

2点目の公約以外の問題の取り組みについてお答えします。町長選挙後に行う所信表明は、就任後の最初の定例会において、今後4年間の任期に向け、町長としての町政運営に対する考え方や方向性を表明するものであり、今回は7項目の公約に特化して述べさせていただきました。もちろん行政運営にはさまざまな分野があり、公約以外にも多くの業務が存在し、課題のあるものについてはそれぞれ解決していかなければならないものであります。

これらについては、本年の第1回議会定例会の施政方針において、各分野にわたって町政の基本方針を述べており、今後も継続性を持って取り組むとともに、新たに発生する課題、問題についても公約の実現とともに粉骨砕身取り組んでまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

大変わかりやすいと言ったらいいいのですか、単純と言ったらいいいのですか、そういう返答で、なかなか再質問の中身が浮かばないのですけれども、私が言いたいのは民間感覚というのは、やっぱり町民だけでなく仕事をする仲間、いろんな仲間があると思うのです。ですから、具体的な例と挙げたのは、実は私、変更契約のたびに言うのですけれども、民間業者に対しての圧力が余りひど過ぎるのではないかと、そういうのも含めて検討するべきではないかと。要するにマニュアルどおり仕事をやるのが行政の形ではないと思うのです。その中に民間感覚というものを発揮して、業者そのものも含めた形の中で運営するのが本当の民間感覚ではないかなと思うのですが、例を言いますと変更減、受注する際に何百何十円という形で入札すると思うのです。その中身によって契約するものですから、それなりの前払い金も出ているだろうし、いろんな形の中で動いている業者はいっぱいあると思う。借金だらけの業者もあると思うし、要するにその仕事前提で受注しなければならないような業者もあるので

はないかなと思うのですが、その中で考えられる業種の減額であればいいのですが、何も考えない、ただ単なる積算ミスみたいな感じの中の減額をやっているような感じも見受けられる部分、それに對しての配慮というのがなされていないと思うので、その件についても町長みずから考えて、いかにしてそれを執行するためには減額しないで何とかできないものかなというような問題を解決するのも民間感覚の中の考えではないのかなと思っているのですけれども、町長、どう思いますか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えいたします。

今変更契約の減について、民間業者、必ずしも体力がない業者に対する圧力が強いのではないかなというご質問でございますが、私はそのような認識は、圧力をどうのこうのということはありません。ただ、言えることは、体力が弱いとか強いとか、そういうことではなく、その金額が適正かどうかということが一番眼目でございまして、そのところはやはり引けないところであろうと。税金を使う以上、ある一定の金額というものは精査し、その中でもって協力をいただくと、そして公平、公正な入札を行っていくということが必要であろうと思います。しかしながら、そのようなご指摘もあるということでございますので、その辺の地域業者の育成という観点からも、ひとつ考慮があれば、どのようなところで考慮ができるのかということだと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

そのとおりだと思うのですけれども、要するに金額的な問題というのは、確かにマニュアルどおりやればそういうような形になると思うのです。ただ、マニュアルどおりでも、ただし書きというのはいっぱいあると思うので、いかにしてただし書きを利用できる考えを持つかというのは、行政が民間業者に対しての優しい気持ちではないかなと思うのですけれども、その件についてなのですが、前回いろんな形の中であった小谷島の災害の場合の措置の部分でもそうなのだけれども、ケーソンをつくった、セットした、セットしたけれども、まだ検査をしていない、だから出来形として認められない、だからお金を出せない、そういうような流れの中で、マニュアルどおりやっているような気がする。その中で、そういうものについていかにしてそれを解決できるかというような問題を仲間の中で、要するに行政の中で討議した経緯がありますか、そういう場合に。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

具体的に小谷島漁港の変更契約の減の話が出てまいりましたが、基本的に変更が生じた場合、増で

あろうが減であろうが基本としているのは、その数量、積算について、単独課だけでは確認をしないで、他課の目も入れて2つ以上でやると。このことについては、公平性あるいは設計者による偏見性、それらを防止するということから取り入れているものでございます。

先ほど町長からも答弁がありましたが、基本的に数量が正しいのかどうかということでもってやっておるわけです。非常に判定が難しい部分についてございますが、数量が単純に減っているというふうなものが表に出る場合には、やっぱり基本はそれに基づいてやっていかなければならないと。あとは、その業者との現場の難航度といいますか、それらについては担当課と協議をして、そういう具体的なものには町長は入っておりません。そういった経過のもとに変更伺を出して、他課の合議を得て、そして町長まで上がって行って決裁を得ているということで、現場の細々したことについては、よっぽど大きい事案でなければ町長が入っていくことはございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

小谷鳥の場合は変更契約でなく完成検査の部分ですので、その部分について完成はしたが、まだ検査を終わっていないために、その残りのお金は出せないという形になったと思うのですが、そういう問題も含めて、どっちが怠っていたのか。要するに業者は工期までやればいいのかというような形もあったと思うのですが、その前にそういう行政指導という、こうなったから災害受けたときはこうなるから早く出せよとか、こうやるべしなというような相談をやっているのですか、伺います。

○議長（昆 暉雄）

7番議員に申し上げます。具体的な事案になると、民間感覚の町長の答弁が出ないので、別な点から質問願います。

○7番尾形英明議員

だから、私は具体的な例を述べてくださいと言っている部分はその辺なのよ。

○議長（昆 暉雄）

別な面から質問してください。

7番。

○7番尾形英明議員

わかりました。では、そういうのを含めて相談をやるのが要するに民間に対する配慮だと思うのです。何もしないで、ただ積算上こうだからこうですよ、検査上こうですからこうですよというような、それを押しつけるような形は行政意識だけであって、民間感覚ではないのではないかなと思って話をした部分ですので、了解ください。

それと、あとは常にそうなのですが、災害に関してもそうなのですが、今回の10号に含めてやるのですが、多分何らかの部分で災害を受けていると思うのです。今回査定官が来るのがいつなのかどうか分からないが、それに対しての巡回部分も含めた形の維持管理部分についても、要するに災害のためにやっていた仕事はあと二、三年でなくなると思うので、仕事を見つけておくのも民間に対する行政側の配慮だと思うのです。そういうのをやっているのかどうかというのも、何となく受け身だけで、我々がこうやって災害をとらなければならないのだという行政意識が一つも見当たらないのですが、その点に関してはどう思っていますか、町長。

○議長（昆 暉雄）

担当課で説明願います。担当課、誰か。

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

10号の台風でも被害が出ております。せんだって県のほうからの議員団も参りましたが、その席で報告しておりまして、いずれ災害査定の申請をするわけですが、その際には満額回答が得られるようにというふうな感覚で町長のほうからもお願いしております。

また、さらに災害査定にならない、急がないと言えぱおかしいのですが、そういうふうな工事もございます。今工事の発注はすごくいっぱいあって、忙しいぐらいの事業が各業者に行き渡っております。やがてこれは復興が進むにつれて仕事だんだんと少なくなって、それぞれの会社が建設会社の経営に非常に苦しむ時期が来るだろうと、そういう予測を立てておりますが、仕事の平準化といいますか、特に今進めなくても3年後、5年後の発注でもいいような部分については先延ばしをして、一回に仕事がないならないように、町内の業者が困らないようにと、そういうふうな相談は町長としているところであります。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

大変すばらしい答弁をいただきましたが、本当にそういう時期が来ると思うのです。ですから、今やらなくていい場所、確かにいっぱいあると思うのですが、いかにして、仕事が続くというのは本当は余りいいことではないのですが、維持管理上やらなければならない部分は早く見つけておいて、何らかの部分で対応できるような体制を、早く結果が出るような形をとるように努力してほしいと思います。

町長の所信表明にもあるように、臨機応変というのはそのとおり、自分が思ったことをやるというのが臨機応変ですので、その辺を行政に対して十分指導して、行政仕組みを変えていただきたいと思います。ですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

臨機応変ということでございますが、そのようにしているつもりでございます。けさほどもある方がお見えになって、今度の行幸啓に際し、ぜひ山田の特産をPRする機会ではないだろうかというようなご進言を賜りました。それはいいアイデアですねということで、ぜひそのようなところで努力をいたしたいと、そういうふうに答えたところでございます。

行政というのは、先ほど申し上げましたように、やわらかくなればいいというものでもないし、配慮が過ぎてもいいということではありません。その中で公平、公正性を持って対応するというそのバランスといたしますか、そういうところも必要なわけでございまして、その辺は硬軟取り混ぜて対処をしていく問題だと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

そのとおり、全てそういう形でという意味では、臨機応変という言葉の意味を十二分に発揮していただきたいと思うのです。ということは、町長がこう思っているのだよというのをそれなりに出せるような行政にしていってほしいが山田町は発展するのではないかなと私も思っていますので、冒頭で申し上げたとおり一緒になってやらなければならない問題だと思いますので、よろしくお願いします。

あと公約問題ですけれども、7 項目、確かに施政方針の中では全て述べているだろうし、山田町総合計画の中でも述べている部分はいっぱいあるのはわかります。ただ、所信表明の中で、所信表明というのはこうだと思った部分を自分でやるというのが所信ですから、7 項目だけに所信を述べられても、要するに物足りないのではないかなと思うのです。町長の能力はもっとあると思うので、7 項目だけに絞らないで、全体的な部分の中で視野を広げて山田町を動かしていただきたいと思います。

7 項目だけ申しますと、斎場だとか給食センターというのは全体的に我々豊間根にも影響あるもので、必ずつくらなければならない、それはそのとおりだと思う。あとのほかの問題は、豊間根の問題一つもないのです。豊間根も山田町です。だから、公平に予算配分するような形をとっていただかないと、何もおもしろくないな、山田町は豊間根のために何やってくれるのやというような話になってくるのです。周りの人たちが、私も含めてです。ですから、公約という意味でなく、全体を通じた形の中で、山田町のためにこういうものをやるのだよ、それは豊間根もこうですよ、あれもこうですよというような、震災の対応ももちろんそのとおりすばらしいことなのですが、それだけでは豊間根の住民は納得しないのです。そういうことを考えながら、山田町全体的な視野で物事を行動していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えいたします。

幸いなことに豊間根地区が津波の被害を受けなく、そしてそのことによって食料供給基地になったという経緯がございます。今回の復興交付金の対象地域というものは、被災地に重点的に配分すると、そういうことでございましたが、豊間根においても復興交付金事業として圃場整備、そして光ファイバーの敷設、また単費対応として勝山地区、最初は島田地区に入っていくのでしょうか、その地区の予算といたしまして5,400万ほど今度行っていくと。また、議員ご案内のとおり豊間根地区の軌道の道路の改良事業というところも行っていくというところで、しっかりと公平、公正な中において行政運営を行っていくということでございます。豊間根地区にはその点で被害がなくて、その分交付金は来ないわけでございますが、被害が来なくて町全体が助かったと、そういう認識でおります。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

そのとおり、豊間根は津波とかそういったときも山田町の一番の拠点になると思うので、その辺を含めた給食センターは山田の中学校のところに作る、それは需要の部分で山田が多いのはそのとおりだと思います。ただ、災害が起きた場合、何も活用できないような場所にそういうのをつくるのが果たしていいのかどうなのかというのも考えながら動いていただきたいと思いますし、冒頭出てきた圃場整備に関してもそうなのですが、災害のために圃場整備も災害の予算の中でやるのだよということですが、県の事業だと思って、役場の人間は一つも執行しようという努力が見えないのですが、その辺に関しては町長、どう思っていますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

議員ご指摘のとおり、豊間根、荒川地区の圃場整備は県の事業で進めております。先ほどお話があったとおり、町職員が何もしていないというお話なのですが、そのようなことは全くございません。改良区、あるいは県の方々と事業実施、それもいい形で進めるように努力しております。そのような発言につきましては、担当している職員に対していかがなものかと思えます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

そういう意味で言っているのではなく、そうしたら具体的な話の中で何をやっていますか。今回の部分の中で、その圃場整備をやればこれが解消しますよというような問題が出ていると思うのです。

排水の問題も含めて、石峠地区の排水関係も、どこから来たのかわからないけれども、水があふれて。そういう問題を含めて圃場整備をやればこういうのも解決しますよ、賛同してくださいというような形で実際歩きましたか。あそこの曾根からおりてくるところが側溝も詰まって、道路を流れて壊れました。ああいうのもこうやれば直るのですよという話の中で、動きましたか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

豊間根地区につきましては、今事業実施して、完了のめどは立っております。今課題になっているのは、荒川地区でございます。議員おっしゃるとおり、荒川地区の中でも圃場整備にあわせて環境整備しなければならない箇所は何カ所かございます。それにつきましては、荒川地区の当初の圃場整備の説明の際にもあわせて道路の歩道の整備等もできるのだよと、それにあわせて圃場整備もできるのだよということで、地区住民あるいは土地所有者の方々に説明しております。今回の荒川地区の水があふれた部分につきましても、土地改良区さんのほうから、ここも整備をあわせてお願いしたいということで、県及び町、土地改良区、現場のほうを確認しておりまして、荒川の圃場整備の計画の策定の中に盛り込もうという方向で今進んでおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

盛り込もうって、最初から盛り込むことになって計画になっているはずですが、それが要するにやらないためにこういう状態になったのだよというのを再度住民に対して、関係者に対して説明して賛同を受ける部分というのを動いたほうがいいのではないかなと思うから私は言っているのです。今現在やっている部分の豊間根のほうもそうなのですけども、笹畑のところ、あそこも山から出て来た水がすごくいっぱいになって、床下浸水になった場所もあります。あれは、圃場整備の区域内です。だから、ああいう形にならないためにはどうしなければならないのだというのを含めて、みんなが動かなければならないのです。それで全然行ったなりがないのです。見ていたのは確かかもしれませんが、結論としてどうしなければならないのだというのをみんなに問いかけていますか。町長、聞いていますか。

○議長（昆 暉雄）

担当課、説明を願います。

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

まず、1 点目の荒川の部分なのですが、今圃場整備、当初の計画、こういう形でやりたいというこ

とで地区住民の方にお示ししました。なかなか事業着手できるだけの同意をいただけなかったと。その中で土地改良区さん、あるいは県、また町のほうがいろいろ相談しながら事業実施できる部分はこういう形がいいのか、エリアを少しいじって、同意が得られるような形、どういう形がいいのかということで、今現在ある程度同意をいただけるようなエリアの中でやっております。

また、国からすれば事業計画の承認はいただいております。こういう絵姿で荒川地区の圃場整備をしますよという手続をこれから行おうという段階ですので、そういう改めて環境整備の部分もまだ確定はしていませんので、あわせてできる、できないというのはまだ明言はできないところでございます。ただ、本町とすれば圃場整備にあわせて環境整備もしていきたいと考えております。

あと２点目の豊間根地区のほうですが、あくまでも圃場整備の事業でできる部分、エリアの中の排水の部分につきましては、詳細は私もわからない部分でお話しする部分があるのですが、排水の容量というのは、あくまでもその圃場の中での排水の部分の水の量で判断するのかなと。仮に圃場以外の生活用水、あるいは山からの沢水まであわせて何か排水対策しなければならないとなれば、圃場整備以外の事業をあわせて行っていく必要があるのかなと思っております。

今回豊間根の部分につきましては、震災復興部分と中山間事業の部分をあわせて行っておりますが、中山間の部分につきましても圃場整備の部分だけ行っておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

７番。

○７番尾形英明議員

そういう返答を聞いているのではなく、要するにこういう結果になっているのだから、どうしたらそれを解決できるのかという相談を、町長を交えた形の中でやっているかと俺は聞いているのだ。だから、そういうの、全然動いていないでしょう。どっちに関しても、圃場整備だけでなく、いろんな問題について。今回排水計画がある豊間根地区、中学校の裏からのやつも、あそこでも１軒床下浸水か何かになったでしょう。だから、今の計画でいいのか、そういうのを話し合いましたか。民間感覚というのは、そういうものを含めてみんなの意見を集約した形の中で討議して、それを住民意見として言うのが俺は民間感覚に持っていく手段だと思うのです。町長、どう思っていますかというの。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

荒川地区の圃場整備は、あそこを整備することによって白山地区、石峠地区、勝山地区にまで排水等のことが影響しているという認識でおります。そういう点からも、単に圃場整備というのみならず、必要なものであると、そう思っております。しかしながら、今までの過去の経緯がある中において、いろいろな気持ちの問題等もあるようでございます。その辺を一つ一つ解決して進んでいると、そう

思っております。また、九十数%の分母に関しても、どのようにその辺の合意を得るために計画を変更なり対応すればいいかというところで担当課等も今検討しているというところでございます。

先ほど尾形議員のほうからは、みんなが協力してこの問題は進まなければならないと、そういうふうなお話でございます。それだけ重要であるし、それだけ難しい問題であるということを尾形議員はおっしゃっているのだらうと思っております。ぜひそういう観点からも、議員のお立場からも、そのような合意形成に向けてのアドバイス等があれば、一緒に協力してこの大きな問題をクリアしていくことがひいては豊間根全体の利益になると、そういう観点から、大所高所に立ったご判断をひとつお願いしたいと、そう思っています。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

すばらしい答弁、ありがとうございます。そういうことですので、自分たちの中でやらなければならない部分をもう少し動いてやっていただきたいという、そのとおり。言われなければやらないというみたいな、受け身の行政みたいな感じがするのです。そうではないと。自分たちからどうしたらいいのかというのを我々に問いかける、発案して、こういうのをやりたいのだが、そのためにはどうしなければならないのだというのも含めて話し合っていただきたいと思うのです。それを要望しておきますので。ということは、行政、家の中にいてわからない部分がいっぱいあると思うので、こういうのが起きているよというようなのを吸収して、その件に関してどうしなければならないのか。これは私何回も言っているが、山の沢水を受けるますが壊れて、この間も繋地区ですか、牛舎のほうまで流れて入っていくような、あれは私が議員になったときからずっと言っているのです。そういうのを一つもやらない、受け身だけの問題。そういうのでなく、自分たちで見つけて、自分たちでどうしたらいいのかという解決まで含めてやるのが行政だと思うので、それに対してマニュアル的な部分ではなく、こうしたほうがいいのではないか、町民のためにこうしたほうがいいのではないかなというのを民間感覚の中で町長が入って問いかけていただければ、すばらしいものができるのではないかなと思うことで、私はこういう質問をやっているわけです。

そうでないと、所信表明そのとおりでいいのですが、民間感覚というのをどういうふうな形で考えているのかというのをもっと深く考えていただきたいと思います。民間という部分を。そうでないと、我々が常に見つけて、こうやってくれというのはやるかもしれない。それは、あくまでも受け身的な存在です。だから、自分たちが山田町をよくするためには、ここをこうしたほうがいいのだというのを自分たちで見つけて、そしてそれを問いかけるのも行政側のやることではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

尾形議員は、豊間根地区に特化したお話を今なさっているわけですが、台風10号においては豊間根地区のみならず、いろんなところで冠水、増水、洗掘等いろいろありました。そういう中で全て一緒にというわけにいきません。豊間根地区だけをというわけにいきません。ぜひそのようなところは、広範囲にわたって、山田町は結構広い町でございますので、荒川から小谷鳥までしっかり目を配って、公平、公正な事業というものをしていかなければならないと。

しかしながら、先ほど申し上げたように臨機応変に対応するという姿勢も必要でございます。その姿勢は、行政のほうでも一歩踏み出すという勇気をそれぞれの課長が持っていくと、その責任は私が私が負いますということで、ぜひ町民のために防災対策もしっかりと治山治水も含めて対策をとっていききたいと、そう思っております。

今回の台風については、まだ全容が出ておりません。ほぼ出ましたけれども、結構いろんな地域でも、ほかの地域でも同じような悩みがあるということだけはご理解をいただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

私は、豊間根を前提にして言っているのではないです。山田町全体を見て、そういうようなことをやらなければならないのだよと、受け身でなく、自分たちから率先して、だから私は維持管理課みたいな、あれを見つけてパトロールした部分の中で、今までとどう違ってきたのかとか、そういうのを巡回して行って、それを後の災害査定を受けるための手段として準備しておく部分というのは必要だと思うのです。今からは、改良だとか何かというのは二の次、もう維持管理の時代ですよ。だから、そういうのに重点化した形の中で、これからの行政を考えていかないと、本当に取り残されますよ。だって、業者がもうみんな死んでしまいます。災害の海の仕事ならば、今はそれこそジョイントで組んで地元業者入っているが、今だけ。あと3年もたてば仕事は一つもなくなる。その仕事なくなるのが俺は心配なのです。そのためにも、今から、さっき言ったようにすぐやる仕事でなくても、今後こういう形でやらなければならないのだという部分改良的な部分で積算して、いつ査定が来てもいいような形をとっておくべきだと思うのです。それも民間のための手段、民間を生かすための手段、それも民間感覚だと思うのですが、全体的に町長の考えを聞いて終わりたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

先ほど甲斐谷副町長のほうからも、今は非常に建築、土木バブルであると、そういうことは災害復旧の中からやむを得ないと思っております。しかしながら、山田町の事業も29年度で多くの基礎的事

業が、基幹的事業が終了いたします。その後を地元の業者がいかに経済活動を健全に継続していくかということが必要かと思っております。そのところに対するしっかりと仕事を提供できる町づくりのための、無駄な公共投資ではなく、本当に必要な部分、維持管理ということでございましたが、その辺も含めて今公共財の管理をどのようにするかというところで全体を見ているところでございます。

そのような中で次のステップ、段階に行ったときに、そのような仕事に携わっている多くの方々の仕事をしっかりと維持すると、そういうことが必要だと思っております。震災前にはコンクリートから人へということでもって、公共事業に、土木関係に従事する方々が相当減っておりました。いざ災害になりますと、このようなことになっております。適正なその自治体に合った建築、土木業者の育成というところは、防災の面からも必要であると、そのようなところを中長期的に見た発注の仕方というところも考えて行政運営に当たりたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

7 番尾形英明君の質問は終わりました。

1 番阿部幸一君の質問を許します。1 番。

○1 番阿部幸一議員

1 番、新生会、阿部幸一です。通告に従い、壇上より質問いたします。

第1点、駅前商店街共同店舗について。共同店舗等の建設に関しては、商業施設等復興整備事業費補助金の交付を受けて、株式会社共同店舗棟建設運営会社が発注しているが、町として事務が適正に行われるよう、指導監督及びチェックを行い、設計委託契約に至るまでの経緯を把握しているか。

また、当初は9月3日オープンを目指すとしていたが、完成はいつごろになるのか。完成がおくれる理由及び責任の所在、補償について具体的に説明をしてください。

第2点、社会福祉協議会の事務所建設工事について。社会福祉協議会の事務所建設工事の工期は2015年11月24日から2016年7月30日と聞いているが、いまだに完成していない。工期のおくれに伴い保健センターの明け渡し時期も大幅におくれることになるが、今後の町の保健センターの利用計画に対する影響について伺います。

第3点、介護施設での食費、部屋代負担について。8月1日から個室利用者の食事と部屋代の負担がふえたようだが、町内では何人ぐらいが対象か。相部屋は全施設変わらないようでございます。

第4点、町民に対する職員の対応について。私は、他県から来た職員の皆様にご苦労さまと思っています。他県から来た職員の皆様は、山田町の詳細の実態をわからない。はっきり言いますと、山田町の職員が対応しなければならない問題、用地交渉などは町の職員が対応してほしいというのが町民の願いでございます。町の職員は、自分の都合の悪いのは逃げていると思うが、どうか。職務怠慢と言われても仕方がないのではないかと、私はそのように思っている次第でございます。これも答弁してください。

第5点、共同体について。山田町、UR、山田町CMJVで頑張っているようだが、ただ私は山田

町の職員がなぜURに出向いているのか。URを呼びつけるぐらいの職員になってほしいと思いますが、具体的に説明してください。

第6点、山田第1団地について。山田第1団地について説明をしてください。

以上、壇上より終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部幸一議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の駅前商店街共同店舗についてお答えします。商業施設等復興整備事業補助金は、国から事業者に対して直接交付される補助金であり、町の直接的な指導監督権限はないものと認識しております。

業者との設計委託契約の経緯についてですが、まちなか再生計画策定の際に概略設計を受託し、詳細設計に当たって設計思想や国からのアドバイスを熟知していることから、共同店舗の設計監理に最も適切な者として随時契約したものと聞いております。

共同店舗棟のオープン時期については、10月下旬の予定でしたが、台風10号の影響により建物の一部に被害が生じたとのことで、11月10日の予定となると聞いております。

また、完成がおくれる理由及び責任の所在、補償等については、民間同士の契約内容に関することであり、町として言及する立場にはないものと認識しております。

2点目の社会福祉協議会の事務所建設工事のおくれに伴う保健センターの利用計画への影響についてお答えします。社会福祉協議会事務所移転後の保健センターは、保健活動の拠点となるよう保健師等の配置を検討しているところです。建設工事の延期により、保健センターへの人員配置はおくれませんが、保健活動の遂行には大きな影響はないものと考えております。

3点目の介護施設での食費、部屋代負担についてお答えします。これは、特定入所者介護サービス費のことで、低所得者の施設短期入所について食費、部屋代の負担に限度額を設定し、超える分は介護保険から給付しているものでございます。対象となるのは、第2段階の方で、住民税が非課税であって、年金収入額と他の所得額の合計が80万円以下の方で、一定額以上の預貯金等を持っていない方の食費、部屋代について軽減しておりましたが、8月1日から非課税年金収入も含めて軽減判定することになり、負担増となる方が出てくるものであります。これによって負担がふえる方は30人、高い方で月額2万3,000円程度と試算しております。

4点目の町民に対する職員の対応についてお答えします。町の職員は、自分の都合が悪い業務から逃げているというご指摘ですが、私はそのようなことはないものと認識しております。現在応援職員の皆さんを含む全職員が一丸となり、復興業務を完遂するため、鋭意努力しているところであります。特にも用地交渉などの業務は、早期復興に影響を与えかねない重要な任務の一つであり、慎

重を期すため、複数の職員で臨むなどの対応をとっております。町の職員と応援職員、あるいは事務系職員と技術系職員など、組み合わせはいろいろであり、現場の状況や工事内容に精通した職員が説明し、もう一人は交渉の内容を記録するなど、それぞれ役割を分担しながら進めている現状であります。全て応援職員だけに任せているということは決してありませんので、ご理解をお願いいたします。

5点目の共同体についてお答えします。町職員がなぜURに出向いているのか、URを呼びつけるぐらいの職員になってほしいとのことですが、打ち合わせに際し、会議室がとれないことなどによるものです。お互いに協力して、復興事業の完遂に向け取り組んでいるところです。

6点目の山田町第1団地についてお答えします。整備箇所は、山田中学校、新山田病院に隣接する町道細浦柳沢線の西側となります。約5.9ヘクタールの山林を造成し、住宅用地60戸、災害公営住宅用地58戸の合計118戸を整備する計画で進めており、平成29年度に完成する予定です。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

第1点から行きます。町長が言うとおりの、国から直接共同店舗のほうにお金が商業資金という4分の3のグループ補助が導入されているから、町長が今答弁の中で言ったとおり役場は関係ないといえれば確かにそのとおりではございますけれども、いろんな角度から山田町も補助金を商工会に出したり、いろいろ協働している関係から、私は質問したわけでございます。

基本的に商工会とか運営会社がどうのこうのというのは余り言えませんが、基本設計をやる時設計屋さんが何社で契約したか、どの設計屋さんがよかったかということ、それに関して詳しくあったら建設課長さんでもいいし、誰でもいいので、ちょっとここ教えてくれない。共同店舗でやったから、ちょっとこれはわからないよと言えれば質問しませんから。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

今の設計委託契約の件についてなのですが、町長答弁にありますように、まちなか再生計画の策定の際に概略設計を受託し、詳細設計に当たってその設計思想や国からのアドバイスを熟知していることから、最も適切な者として随意契約したと。1社そこをお願いしますという形をとったというふうに聞いております。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

随意契約した理由について、きちんと説明してください。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

あそこの商業施設等復興整備事業補助金、建物を建てるという前段に、まちなか再生計画というのを策定したわけです。あの店舗のあるエリアをどういうふうな計画で進めようかと、そのときをお願いしていた設計会社の中にいたので、まちなかを再生させるに当たってのその哲学であったり、そのときに国と調整したその過程を一番よくわかっている業者だからだというふうに聞いているところです。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

今の答弁に反論するわけでないけれども、当時は5社、大体わかっていますけれども、その中で国の指導云々かんぬんと言いますけれども、実際に山田町でやっているような入札はやらなかったわけだ。随意契約で入れてしまったわけです。

それで、このとった人より安く入れた札の人は外されたのですよね。間違いない、外されたのです。ただ、それを国のほうに持って行って、5社の書いた数字を果たして国にきちんと提出したかしないかと、ここがネックなのです。今ちょっと調べが入っているけれども、はっきり言うけれども。一番低いのは、俺が聞いている話では6億6,600万ぐらいで入れているのです。それを今大体8億近いのでやっているのですよね。だから、余りこれ以上突っ込んでも町のほうに迷惑かけるから、これ以上は言いませんけれども、一番おくれた原因、悪いのは、設計屋、施工者、これが一番原因だと思います、はっきり言って。最終的には共同店舗の発注者のほうに行きますけれども、実際的には設計屋と施工者が一番悪いと思っている。悪いと言え、何だかよくないけれども、十分に反省しなければならないと思っています。それについて、副町長、答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

予定の9月3日のオープンなり、あそこには交流施設と、町が主体的に建てている店舗もあり、あそこのエリアを共同店舗、交流センター、あそこを一体的に盛り上げようというスケジュールの中で動いてきた中で、いろいろな問題があってその工事がおくれているという状況は認識しているところでございます。そういった観点からも、必要な情報に関しては、我々のほうも共同運営会社のほうとも連携をとって情報収集するなり、その解決のための力になっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

何で俺がこの設計屋が悪いと言っているかは、これは選んだほうも悪いのだろうね。この方は、建物の設計屋ではないのです。免許はありますよ。デザイナーですよ、この人は。調べた結果、デザイナー。建物はプロでないのです。確かに設計士の免許は持っている。この方とあと1人、女の人と東京のほうで2人でやっていると。なぜここにしたかというのもちっと不明なのです。この人は、やはり聞くというと、しょっちゅう工事変更ばかりやっているのだ。それだから、工事が前に進まない。プロでないから若干つくった、ちっとよくないなと設計変更が多いと、前に進んでいかないというのを耳にしています。確かに何でもそうでしょう。プロがやるのと専門でないのがやったら、できないわけです。だから、ここは特にこの人に厳重に商工会のトップからも注意してやらせたほうがいいと思います。そうでないとだめだと思います。これはこれとして、やめますので。

あとは、社協も大分おくれましたよね。このおくれは何が原因だったか、大体分析していますか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

社会福祉協議会の事務所の建設のおくれについてお答えします。

社会福祉協議会のほうからお聞きしたところ、これにつきましては駅前の商店街のほうのおくれに伴いまして社会福祉協議会さんのほうもおくられているというふうなことで聞いておりました。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

駅前がおくれたらといって、社協と何関係があるの。そんな答弁、だめだな。もう一度。

○議長（昆 暉雄）

設計を、入札を指導した担当課。前の答弁のときに指導した。

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えいたします。

阿部議員のほうから、なぜ社協がおくられているのかということに関して、今健康福祉課長が申し上げたとおり、詳細はつかんでいないということだと思えます。そこまでの相談にもあずかっておりませんし、設計についても町のほうに細かい相談があるものではないと、そういうふうに思っております。

（「補助金出さないほういいぞ、そういうところさ」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

今町長がしゃべることでわかるの。わからない部分だったら、わからないでそれでいいわけです。恐らく同じ業者がやっているから、はっきり言って同じ業者ですから、どちらもNPOに関係した、設計屋も施工も同じ業者。だから、同じ業者がやっているから、恐らく人手不足で前に進まないのではないかなと思っているのです。それについて、もう一度答弁下さい。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

町長からも話がありましたが、直接関与していない部分と、それから詳細な報告が上がっていないということがあります。確かに1 番議員が申し上げているとおり、同じ業者であります。ここからは推測の域になるので、公式な発言としては申し上げにくい部分がありますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

ここにきちんとした工事契約書があるわけだ。着手、2015年11月24日、完成、2016年7月30日、2億480万となっている。ここまでたっているから、余りにも遅いなと思って。これは、これからいろいろな問題が出るといいますから、いろいろと町のほうでも指導とかそういうのをきちんとやってください。最近社協さんも前の社協でなくなったから、役場のほうで呼んでちゃんと指導してください。答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

しっかりとこの部分に関しては、今後の社協のあり方、補助金が出ていることも事実でございます。そしてまた、多くの町民から浄財を得ているという観点からも、ひとつその辺は心して取りかかりたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

それでは、介護のほうに行きます。負担がふえる方は30人ですか、高い方で月額2万3,000円程度と試算しておりますとありますけれども、やはり介護の関係でこういうふうに負担がふえるというと、

幾ら一生懸命働いても大変です。これについて課長さんはどのように認識しているか、答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

それでは、お答えいたします。

介護保険事業は、ご承知のとおり国の制度であって、運営は市町村がやっているというところですが、制度自体は国で決定されるということでございます。今回の改定は、所得ではなくて収入に着目をして非課税収入もその算定の基礎とするということでありまして、国の考え方は収入がある方からはそれなりにいただくということなようでございます。したがって、私とすれば国の方針どおり粛々と進めざるを得ないと考えております。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

世帯で、家族で非課税者は大体何世帯ぐらいありますか。ちょっと資料がないといいですけども、答えるによかったら教えてください。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

大変申しわけございません。用意してございません。

○議長（昆 暉雄）

資料がないそうですので。

○1 番阿部幸一議員

はい、わかりました。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

次は、第4点です。町民に対する云々かんぬんというのがありますけれども、まず聞くに、執行部のほうでは確かにそういうことはないですよと言うのは、そのように答弁来ると言うのはわかっていました。それで山田町の人と話をしたいのだと、他県から来た人と話ししてもなかなかわからないと。それで山田町の人たちは他県の人たちに、うちに来たときもそうなのです、自分が直接なったから。横にただ立っていて見ているわけだ、それはそれでいいけれども。これからいろんな交渉の段階では、町の人たちも積極的に出てやるべきだと思いますが、総務課長、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議員さんおっしゃるとおり、町民の方々からは町職員に来ていただきたいという声はずっと前から聞いておりまして、先ほど町長が答えましたとおり、町とすればそのような方針で一貫して動いているところでございます。具体的な個々の事例に関しましては、職員の対応がなれていないとか、さまざまな部分で苦情があるということであれば、申しわけございませんが、個別の問題になろうと思いますので、直接担当課長なり私のほうにおっしゃっていただければ、指導も含めて対応していきたいと、そのように考えております。質の向上には、今後も鋭意取り組んでいきたいというふうな思いでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

まず俺が何でこういう質問したかというのは、しゃべられるためです。こうこうこうだったよ、こうこうこうだったよとかと言われるのです。それでわからないわけだ、別に自分がそういうのを調べているわけでない。私は特に日中なんか一生懸命、仕事のほうが好きだから、仕事やっているから。言われるのですよ、来て、こうこうこうだ、何だべと、役場に行って相談すればと。ただ、今度的时候はそのかわり少しでも質問はしますからという約束したのだから、これ質問しないわけにいかないから、約束したのにほら吹きだと言われるから。だから、これからも、特にも一生懸命やっているというのはわかるけれども、誠心誠意まず頑張ってください。それだけです。

それでは、次に進みます。UR、CMJV、これが大林組さんですね。鈴木副町長から聞くけれども、URさんとCMJVさんとはうまくいっているのですか、コンビネーション。ちょっとちらっと聞くけれども、町のほうが中に入ってきちんと、鈴木副町長さんも来年の3月になればいなくなるから、今のうちに頑張ってもらわねばならないと思って質問しましたが、何とか中に入って、29年度のかさ上げ、長崎とか八幡町のかさ上げを、それまでにやってもらわねば困るわけです。だから、あなたの指導力を発揮して、やはり呼んできちんとお話ししたほうがいいと思うのですが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

お答えさせていただきます。

UR、CMJVの関係がどうかということについては、直接述べる立場にはございませんが、今年も春、また新しい技監を迎えた中で、町、UR、CMJV、この関係を、URの所長もかわったと

いうのもあるので、意思統一のために役場に私のほうから来ていただいて打ち合わせを行ったりしております。

また、かさ上げ、29年度中に何とか完成させるべく、ちょっと今までの仕事の仕方で、このままでちゃんと完成できるのかという問題意識を持って技監を中心にURの所長、CMJVの所長とともに仕事の仕方も模索しながら、何とかこぎつけられるようにしております。私も山田町の副町長としてのそれなりのリーダーシップというものはきちっと発揮して、責任持って仕事してまいりたいと考えているところです。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

今副町長が言うとおり、技監さんと建設課長さんと復興推進課長も入れて、幹部などで協議して、会議室が空室になったときにでも役場に呼んで、何ぼ委託しても町のほうで金上げるほうなのだから、町は町として、副町長、技監、あとは課長さん方も発揮をして、ぎっちりやってもらわないかというと、今まで一生懸命佐藤町長が頑張ってきてここまで来たのだから、あと少しのところなわけだ。だから、一日でも早く。ここの旧山田が若干おくれると思うのです。それでも、ある程度目に見えてきたものだから、そのため一応質問していますけれども、一生懸命努力をして頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

1 番阿部幸一君の質問は終わりました。

6 番木村洋子さんの質問を許します。6 番。

○6 番木村洋子議員

6 番木村洋子です。通告に従い、壇上より一般質問いたします。

1 点目は、大浦保育園の存続についてです。8 月 3 日の議会全員協議会において、今年度限りで大浦保育園を廃止する検討をしていることについて当局より報告を受けました。当保育園の入所児童数などからの無理からぬ判断かもしれませんが、廃園後の受け入れ先となる船越保育園への道路の安全性について改善が必要と考えます。船越から大浦地区までの半島を沿うようにして走っているこの道路は、3.11の津波でところどころが破壊されたり、浸水被害が発生しました。大浦漁港付近は、小谷鳥経由で安全な迂回路ができましたが、水産高校実習場付近など浸水箇所の道路は改良されていません。津波に対して安全面で不安が残るような道路を就学前の児童を乗せた送迎バスが通るというのは納得しがたいです。津波が来ても道路は水をかぶることはないという安心が得られて初めて大浦保育園の廃止を含めた存続の議論となるべきだと考えます。町の考えを問います。

2 点目は、障害を持つ子供やグレーゾーンと言われる子供たちの放課後児童クラブについてです。障害を持つ子供や落ちつきがなくグレーゾーンと言われる子供たちを受け入れる放課後児童クラブが

欲しいとの声が上がっております。近隣市町村では、同様の施設の設置が進んできているようだが、当町には施設がないため、放課後や長期休暇のときに子供を安心して預けられない状況があります。このような子供たちの安心した居場所づくりとストレスの多い家庭の支援として、放課後児童クラブの設置に取り組むべきであります。町の考えを問います。

3点目です。町長所信表明について。復興工事の完遂について。二度と津波による犠牲者を出さないことを大命題とし、復興まちづくりを進めてきたとあります。このことは、復興が完遂した後も、津波で大きな被害を受けた山田町にとって町を維持していくための基本となるべきものと考えますが、いかがでしょう。

(2)、医療福祉の向上について。県立山田病院が9月1日開院を迎えました。入院施設が町内にできたことは、町民にとって安心感があり、医療の向上に大きな役割を果たすと期待されます。現在の救急医療の体制は、平日の日中のみの受け入れであります。今後は土日、祝日の日中も救急が受けられる体制にしていくべきと考えます。町は、県へも要望し、町民のさらなる安心を得られるよう努力すべきと考えますが、町の考えを問います。

また、介護においては、現在被災者は介護保険利用料が無料となっているため、デイサービス等を利用しやすく、仮設暮らしの高齢者など、ひきこもりや寝たきり予防に大変役立っております。この制度は、被災者の医療費一部負担金免除の中で実施されていますが、ことし12月31日で期限が切れます。山田町は、仮設暮らしの被災者もまだいるため、被災者の命綱とも言われるこの制度を来年も継続すべきと考えますが、町の考えを問います。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

木村洋子議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の大浦保育園廃園後の通園路の安全確保についてお答えします。大浦から船越保育園までの送迎バスの安全確保については、住民説明会でも保護者から要望されております。送迎時に津波警報、津波注意報が発令された場合の対策として、送迎バス運行マニュアルを作成し、子供たちの安全確保を図ります。

2点目の障害を持つ子供やグレーゾーンと言われる子供たちの放課後児童クラブについてお答えします。町では、今年度から各児童クラブの支援員を2人から3人に増員し、子供の育成支援の充実を図られるよう運営体制を整備しているところです。また、障害を持つ子供たちも受け入れており、障害への理解を深め、適切な配慮ができるよう研修会を実施し、支援員の資質向上に努めております。今後も障害を持つ子供たちが安心して暮らせる場となるよう、保護者や学校等、関係機関と連携を密にし、児童クラブの機能の充実に向けてまいります。

所信表明 1 点目の復興工事の完遂についてお答えします。本町では、東日本大震災を教訓にして、津波から命を守る町づくりを進めております。現在復旧、復興事業により新しい防潮堤の整備が進み、災害危険区域を設定し、居住地はかさ上げ地や高台団地に再編されます。しかし、これらのハード施設整備は、被害を最小限に抑えるという減災の観点に立つものであり、被害を全て防げるものではありません。二度と津波による犠牲者を出さないことはもとより、あらゆる災害から命を守るためには、ハード面とともに東日本大震災の経験を風化させないための防災意識の向上が不可欠であり、日ごろの備え、防災訓練など、不斷の努力を積み重ね、ソフト面でも充実を図ることが町を維持していく基本と考えています。

2 点目の医療福祉の向上についてお答えします。1 つ目の山田病院の救急体制については、8 月 22 日に行われました住民説明会でも平日の開院時間の 1 次救急に対応し、2 次、3 次救急は県立宮古病院で対応すると説明されております。土日、祝日の日中に救急対応することは、今後の課題ではありますが、医師不足の続く中、医師への過重な負担になることが心配されます。町としては、医師確保への協力等、県医療局、山田病院と連携し、町民が安心して医療を受けられるよう努めてまいります。

2 つ目の医療費一部負担金免除の継続についてお答えします。本町の国保財政は、東日本大震災に係る一部負担金免除措置の影響などにより、医療費が高水準で推移し、財政調整基金残高がわずかなるなど、極めて厳しい状況に置かれております。このことから、平成 29 年 1 月 1 日以降の継続は慎重にならざるを得ないわけですが、一方では被災市町村と足並みをそろえることも必要と考えております。また、現在県と全市町村において、免除措置の継続について検討が行われている最中であること、国、県の支援が決定していないことから、その判断を明確にできない状況となっております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。6 番。

○6 番木村洋子議員

1 点目からお願いします。

大浦保育園の存続についてなのですが、大浦地区のことを言えば、3.11 の震災のときに道路が被災して通れなくなって孤立したところです。船越地区からの山火事も延焼して近くまで迫った、住民の方々は手に手にスコップをとって延焼を幸い免れたというところで、亡くなった人もたくさんいるし、大けがをした人もいて、孤立していたために負傷者も運べないような、そういう状況で、痛い思い、不安な思いをさせた地域であります。ですから、私も震災後はできるだけ大浦の皆さんの力になりたいと、何度も足を運びました。このごろ思うことは、道路を通っていても、通園バスのことが頭にありまして、この道路をもし津波が途中で来たらということを考えれば、片方は海、片方は山なのです。津波ででんことかそういう部分を考えてときに、本当に住民を安全に守っていけるのかなということを考えて、ちょっとそれは難しいのではないかと、そういうことを思うのです。

やはり想定外という言葉は、一度こういう経験をしましたので、やはり言えないと思いますし、多

方面から判断していかなければならないと思うのです。住民の方の意見では、震源地が北海道側で、津波がそちらから来たらどうするのだ、もっと大きい波になるかもしれないぞ、いろんな部分から科学的判断というか、地理的な部分も含めて、そういう判断をしてから、本当にここは大丈夫だよということを言ってほしいのですが、そこら辺の判断はどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

大浦から船越保育園までの道路についてですけれども、まずふだんの生活道路として皆さん使われております。特にこちらで考えておりますのは、マニュアルをきちんと整備して、早目の対応をするということでやっていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

また大浦の道路のことを言えば、山田湾からの津波と船越湾からの津波が合わさって、水柱が立ったような、そういうすごい破壊力のあるところなのです。そういう部分で、マニュアルという部分だけでは難しい部分も出てくるのではないかと思います。やはりここは慎重な対応を、科学的な分析とかいろんな知識のある方々のそういう意見も参考にしながら、慎重にやってもらいたいと思うのですが、もう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

具体的なところにつきましては、いろんな方々からのご意見等を聞きながらやっていきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

そのようにお願いしたいです。大浦の方々もこういうふうにしたらどうかとか、いろいろと考えている住民の方々も、知識人の方々もいらっしゃいますので、そういうのを考えながらやってほしいですし、町長表明にもありました二度と津波による犠牲者を出さない、やはりその部分を本当に大切にしていってほしい。そこをお願いしたいと思います。

次に、2 点目になります。障害というと、主に発達障害のことを指しますけれども、グレーゾーンと言われる子供たちは、気になる子とも表現されてはおりますけれども、文科省の調査では発達障害は6.5%ぐらいいるのではないかということなのです。山田の場合、この6.5%という部分がどうなの

か、ちょっとわからないのですが、実態の部分でどうなのか。担当課としての見解を聞かせてほしいです。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

放課後児童クラブにおきまして、障害を持っている子供さんたちは実際通っております。あとは、グレーゾーンと言われる子供さんなのですけれども、どこまでを該当にするかという部分も難しい点もございます。この方々に対しましては、答弁でもお話ししたように支援員さんを2人から3人へふやしたこと、それからあとは支援員さんたちの研修を、特に発達障害についての勉強会を開いたりしております。今後も支援員さんたちの資質をもっと向上しながら対応できる体制に努めてまいりたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

6.5%というと、まず1クラス35人の学級だと2人ぐらいの割合なのかなと思うのですが、グレーゾーンということになるともう少し多くなるとは思うのです。8月7日の日報の紙面に、発達障害に関する記事が載っていたのですけれども、県のほうの発達障害の支援センターに寄せられる相談数がここ5年で3倍近くにふえているそうです。2015年は延べ4,141人もそういう相談件数があるということなのでも、やはりすごくニーズが急増しているために、応え切れない状況だということなのです。それだけ悩んでいる人たちがいるということなのです。発達障害で重要なことは、幼児期など幼いころに早い段階で支援につなげる、そのことが大事だということで、県のほうでは地域ごとに関係機関のネットワークをつくって、ライフステージに応じた支援を受けられる体制づくりを強化していくという方向だそうです。そういう方向を見詰めながらも、山田も何かしら、今は普通の児童クラブに行っているのですが、やはりそういう悩みを相談できる、そういう居場所づくり、子供も安心して過ごせる、親も安心していただけるという、そういう部分を強化していくべきだと思うのですが、なかなかそれに対しての明快な返答はないわけなのですけれども、そこら辺は具体的に考えていってほしいと思います。

前もって質問しているので、いつ、どのような形でと本当はお願いしたかったのですが、そこまでは、返事とかもそういう内容ではないのですけれども、今後どうやっていきたいかという方向性をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

近隣市町村でもNPOさんが居場所づくりを立ち上げたり、それから放課後デイサービスということで、福祉のほうのサービスで行っているところもあります。実際山田町の生徒さんの中で、宮古とか大槌のほうのデイサービスに通っている子供さんもいます。今現在具体的な中身について、いろんな市町村のところの様子をお聞きして、山田町でどのように取り込めるかというところを教育委員会等と模索している状態になっております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ありがとうございます。ただ、ほかの市町村、本当に近隣市町村ではその体制がもうできておりますので、山田町がちょっと取り残された気分があるのです。よその市町村に子供を送り出すというのは、それだけ親の負担も大きいですし、子供たちに対しても近くという部分があると思いますので、そこら辺は早目にやってほしいというところなんです。方法としては3つぐらいあると思うのですが、今のように既存の施設とか、NPOとか、あと行政主導とかあるとは思いますが、なかなか採算の面で特別というか、経営が成り立ちにくい、そういう部分があるので、手を挙げるところがあるかはちょっと疑問ですし、やはり行政主導でやるべきだと思うのです。公的責任で障害福祉を充実させる、そこに力を入れてほしいという思いでおります。

そして、今必要としているお母さん方の声をちょっとお聞きしているのですけれども、10年間、そういう児童クラブが欲しいのだけれども、我慢していたと、そういう方々もおります。相談しようにも身近に専門的な相談できるようなところがない、もうみんな自分自身で抱え込んでいる、我慢している実態がありますので、ことしの4月には障害者差別解消法も施行されております。障害があっても一人一人が尊重されて幸せになる権利があります。子供を守っていくのは家庭であり、教育現場であり、地域ではありますが、その方向や方法について考える場を設定していく、そのことが重要であります。そこが行政に今求められている部分ではないかと思うのです。NPOとか手を挙げてくれるところがあれば本当にいいのですけれども、なかなか山田はそういう部分が育ちにくい部分もありますし、それを待っているのは本当にいつになるかわからない、やはりそこら辺は行政が力を入れてやってほしいのです。子供は日々成長していきますので、一層専門的な支援、自分の経験もあるのですけれども、周りからのいろんな助けがあれば、伸びていく子は本当に伸びていくし、ひきこもりになっていく、これは一般の子供もそうなのですから、特に障害があればそういう部分がありますので、専門的な支援を早急に整えるべきだと思っております。

最後に、指導員の方や支援員の方に発達障害についていろんな研修を行っているという部分もありますが、十分な知識とか接し方、接し方を理解しているとはいいがたい部分もありますので、やはりそこら辺をもう少しその児童クラブができる間だけでも重点的にやってほしいと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

障害を持っている子供さんの親御さんたちのことも考えまして、やはり一番接し方、先ほども議員さんがおっしゃったように接し方を理解するというのが大事だと思います。今後も接し方について、支援員にはいろいろ勉強して身につけていってもらいたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

はっきりとした明快な答えというのは、なかなか難しいとは思いますが、やはりここは本当に前向きに考えてほしいし、次回も一般質問させていただきたいと思っていますので、そこら辺はよろしくお願いしたいと思います。

次ですけれども、3 点目の医療福祉の向上について伺います。今年度の県への要望書なのですが、その中では救急医療の部分が十分に盛り込まれなかった経緯がありますが、山田病院が開業しましたので、やはりこの医療体制はより安心なものになるようにしていかなければならないと思うのです。それには、まず町としても今後の要望書に救急の部分、今よりもとにかく上になるようにという部分なのですが、今より上になるというのはやはり土日祝、毎日救急を診てもらう、そういう体制づくりということなのですが、そこら辺の部分なのですが、結局要望書になれば町は要望していないのだなという、そういう判断がありますし、町民は絶対この救急の部分は本当に欲しいところなのです。医師の負担という部分が出てきますけれども、夜勤ははっきり言って今の状況では本当に大変だと思います。医師の負担はすごく大変で、無理だと思いますが、日中であれば宮古からの手伝いのドクターに来てもらったりとか、いろんな手はずができるはずなのです。これは、山田病院のOBの中でも、日中だけでも救急があればいい、それはどうにかできるはずだという声も出ていますので、そこを強調して要望書に入れてほしいと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

9 月 1 日に山田病院が開院したことで、徐々に具体的な混みぐあいとか、いろいろ出てきております。この中でやはり土日、祝日の日中の救急については、今すぐはお願いできない部分ではあります。ただ、町民としまして、やはり必要と、要望したいと感じていると思いますので、今後要望書に入れることを検討しながら、考えていきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

検討というか、入れてほしいと強くお願いします。

立派な病院が建っても、中身が住民の願いとは遠く離れているものであっては、存続が本当に難しいと思うのです。医療局に遠慮しては町民の命は守れないと思いますし、震災後、医療局のほうでは被災病院は建てるつもりはなかったのです。それを何とかここまで来しました。やはりこの病院はずっと守っていかなければならないし、本当に信頼される病院にやっていかなければならない。医療局に遠慮しては、本当に町民の命は守れない。自分も医療局にいましたけれども、そこを強調したいと思います。要望書にぜひとも入れてほしいと思っています。

岩手県の保険医協会が行った被災者アンケートに寄せられた意見なのですが、これはことしの8月8日付で保険医協会のほうで発行したアンケートの結果の中で、山田病院に似ているなと思った項目があるのですが、ここの場合は大槌の病院なのですけれども、山田より先に開院した病院であります。緊急時の受け入れもなく、30分以上もかけて釜石に行くのはつらい。子供が急にぐあい悪くなっても車がないので、タクシーで行かなければいけない。こういう大変な状況がアンケートに載っているのですが、これは山田のことにも似ているな、今後こういうふうになってはいけない、そう思いますので、やはり日中の毎日救急があつて、けがしても、熱が出ても診てもらえる、そういう体制づくりをどうかよろしくお願いしたいと思います。

次に、介護保険についてなのですが、介護保険利用料の免除に関してです。6月の定例県議会のほうで、東日本大震災津波被災者の医療費窓口負担、介護保険サービス利用者負担等の免除の継続を求める請願と意見書が賛成多数で可決されました。このことは、県のほうも来年度も継続でという方向になってくると、濃厚になってきているのですけれども、やはり被災者の命綱となっている免除措置、これは本当に切実な願いであります。これを打ち切られたら、本当に大変な状況もありますので、やはりここを何としても守ってほしいと思うのですが、もう一度町長にこれをまた継続してやろうという気持ちがあるかどうか伺いたいです。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えいたします。

医療費の一部負担免除ということで、未曾有の災害ということで特例的に行われてきた制度でございます。これを継続することによって、実は先ほどの答弁の中にあつたように基金が非常に枯渇している。そして、受ける人、受けられない人の不平等感もある。また、一部負担の利用状況、この方々も減ってきているという現実もございます。また一方では、昨今襲来いたしました台風の影響等もあるというところで、山田町一つの問題ではないので、それぞれの被災地の中の同盟会において議論をしまいたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

本来は、津波による負担という部分は、やはり国がやるべきものだとは思っています。ですが、なかなか国はそのとおり切ってしまった部分がありまして、そのまま切ったことによってどういうふうになるかということも考えてほしいと思うのです。

先ほど言いました岩手県の保険医協会のほうのアンケートの集計結果なのですが、これは県内2万枚配布して、7月31日時点ですけれども2,403枚回収して、被災して通院されている方に対してのアンケートです。社保のほうは免除が打ち切られておりますけれども、免除を打ち切られた人へのアンケートの部分で、これまでに通院したというのが42.3%しかないのです。やはり生活上の大変さとか、いろんな部分で42.3%しか通院できない、半分以上はもう通院できない状況になっております。本当にこの免除措置というのは命につながるような部分があります。

そのほかにも、生活苦のまま被災者、人間が最低限の生活ができるくらい支給金が欲しいです。医療費免除は本当に助かります。震災で職場は解雇、家は半壊しました。年とともに病院通いが多くなります。年金だけで主人と暮らしています。介護保険もあり、免除延長をお願いします。非常に切実な部分がずっとつづられて、1,400人ぐらいですか、つづられているのですけれども、そういう部分のところで、やはりこれを切ったならば本当に今の被災者の方々が命を削られるという部分になると思うのです。ですから、これは延長をすべきだと思うし、そういう努力をしてほしいと思うのです。どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

先ほど申し上げるのを少し忘れておりましたが、30年度ですか、県の財政の一本化というところもございます。その辺のところの推移も見定めながらと、そう思っております。物事全て負担なしにサービスを受けるということは不可能であります。そのような負担のない財政支援をどこかで負担しなければならないのであります。お金はどこからも降ってまいりません。ひとつそのようなところで公平性を持って、そしてまたこれを利用していない方々の分も含めて、そして町の財政等も勘案しながら、しかしながら先ほど申し上げましたように、岩泉町での台風等がありましたので、その辺を考えていくということでございます。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

いつまでもという話ではないのです。やはりここ一、二年のことだと思うのです。大体仮設から出

られる、そうすればある程度のめどというのが出てくると思うのです。それでなければ、うちも建てられない、医療費のほうに回ってしまって、そういう状況もありますので、やはり仮設を出られるそのときまでは、何とか医療費の部分の免除を継続するべきだと思います。

最後に、アンケートですけれども、現在仮設住宅で年金生活を送っています。毎日食費を切り詰めて苦しい生活状態です。蓄えも切り崩し使いました。私は持病を多々持っています。もし国保一部負担免除が打ち切られたら、本当に死活問題です。どうか生活の基盤ができるまで薬を飲ませてください。切にお願いします。現在までの医療費免除に……

○議長（昆 暉雄）

6番、時間になりましたので……

○6番木村洋子議員

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番、木村洋子さんの質問は終わりました。

9番阿部吉衛君の質問を許します。9番。

○9番阿部吉衛議員

9番阿部吉衛です。皆様のご理解のもとに、今回無所属になりました。精いっぱい頑張りますので、では壇上より質問させていただきます。

1番目に、行方不明者の搜索と湾内の瓦れき撤去について。東日本大震災から5年と半年がたちました。5カ月となっていますが、半年になりました。心の絆の会では、全国のボランティアダイバーの皆さんと、平成23年から瓦れき調査と撤去作業をしてきました。ことしも7月13日に岩手県警と行方不明者の合同搜索活動を行いました。

そこで質問いたします。山田町内において行方不明者の搜索を実施する場所はあるのか。

2番目に、7月13日の合同調査の際、オランダ島と小島の間地点に2トンから3トンぐらいの船が沈んでいるのが確認できました。いつごろ引き揚げするのか。

2番目に、商工観光について。ことしも山田祭りの開催が決まりました。山田町から山田の魅力発信実行委員会に補助金が出ていますが、どのように使われているのか教えていただきたい。

3番目に、教育行政について。私は、8月6日にB＆Gの海洋教室体験学習に参加させていただきました。山田北小学校の児童とその保護者、山田北小学校の先生方が参加していました。子供たちは、資格取得をしている先生に安全教育を受け、いろいろ学んでいました。他の小学校や中学校を対象とした体験学習などの計画はないのか。

4番目に、人口減対策について。現在山田町には30代から40代の未婚男女の方々がいるようだが、山田町では結婚相談窓口等を設置する計画はないのか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

昼食のため休憩をいたします。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9 番阿部吉衛君に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部吉衛議員のご質問に答えさせていただきます。

1 点目の 1 つ目、行方不明者の搜索の実施予定についてお答えします。心の絆の会による行方不明者の搜索、瓦れき撤去などの継続的な活動に関しましては、心から敬意を表します。行方不明者の搜索については、町として搜索をすることは考えておりませんが、これまで同様ご遺族や町民の方々から搜索場所など依頼がありましたら、月命日の搜索を実施している宮古警察署などに要請をしてまいりたいと思います。

2 つ目の瓦れき撤去についてお答えします。オランダ島と小島の間に沈んでいる船については、町でも状況を把握し、以前から県に依頼しているところですが、その引き揚げの時期については平成28年度中を予定しているとのことです。

2 点目の山田の魅力発信実行委員会への補助金についてお答えします。補助金は、地場製品の消費拡大と町外から誘客を図るため、三陸山田カキまつりと山田祭りにあわせて実施するお祭り広場の開催費用にそれぞれ使われております。

4 点目の結婚相談窓口等の設置についてお答えします。現在町では、県や県内全市町村などと連携し、結婚支援事業へ取り組んでいるところであります。昨年10月に“いきいき岩手”結婚サポートセンターが盛岡市と宮古市に開設され、会員登録の受け付けやお見合いの設定を行う個別相談事業などをスタートさせたところであります。町としては、当面このサポートセンターの運営団体の一員として、結婚を希望する方々を応援していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

3 点目の教育行政についてお答えします。

B & G 海洋教室は、町内全ての小中学校にチラシを配布し、希望する児童生徒を対象に実施しているもので、主に夏休み期間を活用した体験学習であります。震災以降、海に親しむ機会が減少しておりますが、この教室を通して自然豊かな山田の海に親しみ、触れ合う機会を提供していきたいと考え

ております。

各学校単位での受け入れについては、学校側から要請があれば柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。9番。

○9番阿部吉衛議員

では、1問目から再質問させていただきます。

ことしも全国のダイバーの方、この間7月13日で、ことしのダイバーの支援は終わりました。私たちの心の絆の会では、海上保安庁、釜石に行ってきたして、山田漁港内の清掃活動、大島の清掃活動、倒木運搬等の許可を申請いたしまして、私の船を使えるように、箱眼鏡等を使って自分たちで山田湾の瓦れき撤去とか行方不明者の搜索をできる許可をいただきました。これもまた海上保安庁に5回ほど通いまして、自分たちでできるものは自分たちでやろうということで許可申請をして、この間の6月の末から来年の3月までという許可をいただきました。

それで質問ですが、ご遺族の依頼がなくても年に一、二回ぐらいは各課から1名ずつ出して清掃活動とか搜索活動できないものでしょうか。ひとつ検討をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

それでは、私のほうからお答えいたします。

搜索活動については、震災から5年と6カ月経過しておりまして、6月には水路の中の搜索を警察とともに役場職員と一緒に37名で搜索をしております。これについては、住民からの通報によって実施したわけでございますけれども、大体ほとんどの地域での搜索活動は一応終了しているというところでございます、それではどこをやるかということになると、なかなかその選定は難しいところということで、町民の方からこういう情報等があれば、それにすぐ対応する体制は整えているところでございます。

また、絆の会等の活動に対しては、7月13日には役場職員14名参加させていただいておりますし、そういう協力という形で町として対応していければというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番阿部吉衛議員

わかりました。まだ山田湾内には砂浜とか、打ち上げられるような場所、大島の裏、あとは小島の周辺、その辺も結構砂浜等があつて打ち上げられているのが結構いっぱいありますので、まだしてい

ない場所。私たちの搜索範囲内は、伝作から大島、小島、それから大沢の熊の鼻、これが湾内の第1エリアですので、そこら辺の浜川目とか、まだまだ多分やっていないところがあるものですから、私たちが確認して、もしやれるようなところは協力願えればと思います。その辺は、あとは要望となります。

それから、私海上保安庁に行ったときに、陸前高田、あとは釜石、そういうところで保安部の船を使って追悼式とか献花式をしているのですが、山田でも節目節目にそういうご遺族の方の要望があれば、追悼式を海の上でやる計画等はないのか。今後大島に上陸して、大島の砂浜で追悼式をやるとか、そういうような催しは、検討はないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

町民の皆様からご要望等があれば、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

では、この問題に関してもう一つ、山田町でも死亡届を出していない方がまだいるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

今詳細な資料は持ち合わせておりませんが、1 名ほどいるというふうに記憶しております。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

では、2 問目の瓦れき撤去等の船のあれについてですが、これに関して今着々とオランダ島も県工事発注の階段等も設置されております。その中で今後オランダ島がどのように進んでいくのか、展開するのか、鈴木副町長、回答をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

オランダ島、大島、小島のこれからについて答弁させていただきます。

紛れもなく大島、小島、その海域というのは、もう山田町にとってとても大事な、皆様の今までの関係からも大切ですし、これから山田町を外に発信していくためにも、とても重要な箇所だと思っています。できれば一年の中でより長い期間、一日の中でより長い時間、オランダ島を利用していた

けるようになっていくとよいなと考えております。

現在、以前あったトイレ、避難路等、あとは岸壁のほうも相当崩れている、立木が流れている、林が枯れているという状況でありますけれども、先ほど言ったような増に向けて、スケジュール感を持って、オランダ島をそうやって皆さん町内外の方が使えるように整備のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

着任以来1年半過ぎて、あともう少しだと思うので、いるうちに早く山田町の観光、また子供たちの学習、教育と、そういうものもありますので、一日も早い復興、これも今まではずっと行っていたものですから、震災後、なかなか皆さんが行ける状態になっていません。震災になってから安全第一を一番重視されるものですから、これがないとなかなか使用許可、今はもう各自己責任ということで、ことしは夏が暑かったものですから、結構な利用客がありました。自己責任ということで行っていましたが、私たちは毎回見回りに行ったのですが、結構利用していました。早く復旧、復興をよろしく願います。

では、次の観光についてですが、ことしも山田の祭りが、イベントの日にちも決まり、今盛んに私も大杉神社のほうの総代として動いております。いろんなところに出席しておりますが、その中で山田町からも補助が出ているということで、どうしても大杉神社とかあれはもうこの地域ぐるみの神社なものですから、なかなか資金不足なもので、町から出ているのがどのように使われているのか、そういうものを知りたくて質問したわけなのです。

なぜかというのは、私も今度初めて役員になったものですから、何をやるといってもお金がかかります。引き船をしようが陸上渡御をするといっても、もうみこしを1つ出すのに多額なお金がかかるものですから、宗教法人にはお金を出せないとかそんなのは知っていますけれども、もしよければ各漁民に対しての補助とかそういうのができないものだろうかと思ってこういう質問しました。

どうしても1年に1回のお祭りで、結構山田の祭りは日本全国、またビデオなんかは外国にも行っていますので、結構外人だとかそういう方も来ます。山田町にメリットのある山田祭りにしたいものですから、これが大杉神社が出ないとなると八幡宮だけになるので、お祭りも半減してしまう。山田町にも経済効果が生まれなくなるのではないかなと思って、もう心配してこういうふうに質問しています。何とか祭りが盛大に行われるようなあれでもって、補助とかそういうのが使われているのかなと思って質問しました。この回答を見て、また私たちも調べてこれから対処していかなければいけないと、そう思っています。これは、お話を聞いて、要望とか検討して、後から何かあったときには相談に乗ってもらえるようによろしくお願いします。

では、次に進みます。教育のほうですが、この間私もB & Gの体験学習に参加させていただきました

た。私なりに60過ぎて、子供たちと触れ合う機会が少ないものですから、初めて子供たちと触れ合い、大島に行って学習、それから先生方の指導、あとは父兄の方と子供たちが一緒に交われる時期が、今の海の中でとか、あとは学習する中で、私も学んだことがいっぱいあります。親子の会話とか、先生の指導、そういうものまで踏まえて学ばせていただきました。学校、私は北小がすぐそばなものですから、北小の先生方、それからPTA会長、あとはおやじの会とかそういう会がありまして、地域ぐるみで一緒に学ぼう、遊ぼうというような、あとお祭りにも参加しようということで、今回も学校にお願いして、校長先生以下先生方、子供たち、父兄、全員お祭りに参加していただくことになりました。やはりこういう子供たちと一緒に触れ合い、その後芋煮会でもバーベキューでもやって意見交換をする、北小の地域ぐるみでそういうあれをとっておりますので、ほかの学校でもそういうことをしていただければなど。あとは体力づくり、そういうのを学んでこれから地域ぐるみでやっていきますので、どうぞよろしくお願いします。これで終わります。

では最後、私もこの間、7月7日に1組のカップルの保証人になって婚姻届を提出しました。その中で、また3組、4組、お願いが来ているものですから、40歳、37歳とか、そういう方が私のところに、合コンでもやらないかということで、今度合コンをやる予定があるのです。それでこういう質問をしたわけなのですが、山田町は山田町のいろいろ問題があるでしょうから、私たちは地域、地域でそういうあちこちからお願いされれば、もう進んでやっていきたいと思っています。まずこれからは行政側と、何かわからないときには聞きに行きますので、ご協力よろしくお願いします。私も一から勉強しながら進んでいきますので、お祭りの件、山田町はどうしてもお祭りとか子供、若いのが定着できるようなあれを持っていきたいので、まず相談に行ったときには必ず対応をよろしく、投げやりにしないでお願いします。

私のほうからは以上です。いつも上層部の方々には世話になっております。何かと若輩でございますが、よろしく。ありがとうございました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番阿部吉衛君の質問は終わりました。

8番関清貴君の質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

8番関清貴、政和会、質問通告により壇上より質問させていただきます。

第1点目でございますが、復興後の町並みについて。復興も進み、山田地区の国道とその周辺については換地の手続も進み、町が買い取った土地と民地とがはっきりしてきたと思う。その土地利用計画について、町民も期待していると思うが、住民に説明することを予定しているか。

また、八幡町の旧県立山田病院から長崎地区に通ずる仮設道路は、復興が進むにつれ通行できなくなり、高齢の方や徒歩で役場に用事を足す方などは遠回りを余儀なくされ、不満の声が多く聞かれて

おります。震災をチャンスと捉え、道路を新設して住民の利便性を考えた町並みをつくる考えがあるか。

次に、2点目ですが、地域商社について。本町の復興を考えた場合に、新たなプロジェクトとして地域商社の考え方は大いに進めなければならない事業であると考えております。総合計画がスタートして約半年が経過しますが、計画どおりの進捗となっているか。

次に、3点目、町長所信表明についてでございます。1番目、復興工事の完遂について。発展期というステージでは、町中心部の区画整理事業も完了し、居住区域は全て引き渡しますということであるが、次の点についてどのように考えているか。

1点目、居住区域の引き渡しは32年度までにということである。町内の他地区が終わったら山田地区に集中すると答弁をもらっているが、山田地区の完成時期はいつごろを見込んでいるのか。

2点目、台風10号により長崎地区の7分団屯所周辺道路が冠水し、通行に支障を来し、民家に浸水したところもあったようである。住民の方々は、西川水路の復興工事の効果を疑問に思っております。居住区域の引き渡しを終了するまで、今のような状況が続くのか。また、引き渡しを受けた後は道路などへの冠水や住宅への浸水の心配はないのか、住民に対して説明が必要と思われるが、どうか。

次、(2)、医療福祉の向上について。子育て支援について、保育サービスの充実を図るため、町立保育園で延長保育、休日保育サービスができないのか。

また、地域の子育て支援活動を推進するということであるが、町の保育行政として、地域の方々へ啓発活動を行っているのか。

次、3点目、学校給食センターの建設について。1点目、建設場所は、前回計画と同じということであるが、この事業は発注し、その後に凍結した経緯もあり、準備はほかの事業と違い、設計書などもそろっていると思うので、早期に着工できるのではないかと考えるが、どうか。

2点目、各学校の搬入口の改修など周辺整備を行う予定のようである。今後学校の統廃合も議論されると思われるが、それらの整合性は図られているか。

3点目、徴収方法の検討も必要とあるが、このような課題は検討委員会等を設置して議論すべきであると思う。建設準備のための検討委員会等を立ち上げる考えはないか。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

関清貴議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の復興後の町並みについてお答えします。山田地区の国道とその周辺の土地利用計画については、買収した町有地を集約化し、商業系及び産業系の施設立地の誘導を考えております。整備の進捗状況により利用可能となる土地については、随時復興かわら版等を活用して周知することとし、説

明会の開催は特に考えておりません。

次に、八幡町の旧県立山田病院から長崎地区に通ずるＪＲ山田線の横断道路についてであります。当初は新設道路として計画しておりましたが、周辺の土地区画整理事業の地区内と地区外の宅地に大きな高低差が生じてしまうことから、廃止することで事業計画を変更しております。変更にあたっては、山田地区土地区画整理事業の全地権者等にまちづくりニュースを送付して周知を図り、法令で定められた事業変更案の縦覧を行った上で変更しており、再度の見直しは考えておりません。

２点目の地域商社についてお答えします。総合戦略でお示ししているとおり、平成28年度中をめどに地域商社としてどのようなあり方、体制が必要かを検討することとしております。今年度においては、賑わい創出推進組織検討調査委託事業によるエリアマネジメントの検討を通じて、地域商社への設立への道筋をつけることとしてしているところです。

また、今年度から取り組んでいる体験観光推進協議会によるコーディネーターの育成や、ブランド戦略の一つの手段としての山田プライドの活用といったことも、地域にある資源を最大限尊重しつつ、それを緩やかに結びつけ、その上で一元的に発信していくという地域商社の基本的な考え方と共通しているところであり、地域商社の設立を見据えて取り組んでいるところです。

所信表明１点目の復興事業の完遂についてお答えします。１つ目の山田地区の完成時期についてですが、住宅再建場所となる高台団地と区画整理地内のかさ上げ工事は平成29年度、国道45号周辺区画整理事業や道路事業など、山田地区の全ての工事は30年度の完成を見込んでおります。

２つ目の台風10号による長崎地区7分団屯所周辺の冠水についてお答えします。当地区の排水については、整備が完了していないことから、仮設排水路で処理している状況です。台風10号による集中的な豪雨により、雨水が仮設排水路1カ所に集中し、道路の冠水、民家への浸水等、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところです。今回の状況を踏まえ、道路の冠水、住宅への浸水が解消されるよう、仮設排水路の改善を行う予定です。

次に、基盤整備完了後の状況についてですが、長崎地区の排水を処理できる設計で整備することとしており、十分対応できるものと考えております。

地域住民への説明については、造成高などの宅地整備内容のほかに排水対策も含め個々にお伝えすることとしております。

２点目の子育て支援についてお答えします。本町では延長保育、休日保育、病児保育等の特別保育事業を民間保育所が積極的に実施し、保育サービスの充実を図ってきたところであり、今後も担っていきたいと考えております。また、地域の子育て支援活動については、町のホームページや広報、乳幼児健診等で情報を発信し、地域の方々への周知に努めてまいります。

３点目の学校給食センターの建設についてお答えします。建設にあたっては、前回の計画をあらゆる面で見直しする必要があることから、現在情報及び資料の収集等を行っているところです。町仮設住宅撤去・集約化計画も見据えながら事業を進めてまいりたいと考えております。

また、建設及び運営について検討するための委員会等は必要と思っております。

なお、学校給食センターに係ることと統廃合との整合性を図ることについては、現段階ではないものと認識しております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。８番。

○８番関 清貴議員

それでは、復興後の町並みの国道周辺なのですけれども、このことについて説明会等の開催は特に考えていないと、復興かわら版等を活用して周知すると。そうなのですけれども、あの周辺の土地利用について、果たしてどのような方々が決めたのか。町が決めたのか、それともURが構想を練ったのか、町並みの整備、配置計画ですか、それらについてどなたが主導的に考えてこのような進め方をすると考えたのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

国道周辺地区の土地利用についてですけれども、基本的には土地を売らない方についてはその場所での再建となります。ただ、町の土地が虫食い状態になるので、土地を集約して有効活用できないという状況もございますので、土地を売らずに自分で活用するといった方については個別に説明して、この場所ですかということでの了解をとった上でその場所に換地しているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

８番。

○８番関 清貴議員

私が聞いたのは、この青写真というか、土地利用の計画に商業系及び産業系の施設立地の誘導を考えておりますということですが、その商業系とか産業系の施設をここに配置するとか、この辺は道路を通すとか、総合的というか、デザインというか、そのような考えを主導的にやったのはどの機関でやったのか。行政がやったのか、URがやったのか、それともその他の人がやったのか、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

町の計画の基本的なものは、平成23年12月に策定した町の復興計画、これが基本になっております。この主導したのは誰かというご質問でございますけれども、これは町でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

今町であるという回答を得たわけですが、町では果たしてこのような国道際に、前回私質問したときは、集約化が進まなければこの考え方を示すことができませんというようにたしか記憶しているのですけれども、現在では集約化も進んで、国道もどこを通るか、あと商業者がどこに立地するかというのももうほぼはっきりしたと思うのですが、その点に関して町できちんと土地利用の計画、商業地、産業地等、あと多分駐車場も出てくるのではないかなと思うのですけれども、それらについての配置について、町独自で決めたということによろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

多少誤解があるようでございますけれども、国道周辺の低地のことであるというふうに理解をしてお答えをいたしますけれども、あくまで町は、町の土地に関してはこのように使うというのを決める権利はございますけれども、先ほど建設課長が申したとおり個人の方の土地に町のほうでこうしなさい、ああしなさいという強制的なことはなかなか難しいということがございます。ただ、町のほうでは何でも使えるということではなくて、例えば災害危険区域の設定とか、あるいは都市計画のほうの用途地域の指定など、これを決めて用途以外の使い方はできないとかということにはしています。これは、町が主導をして都市計画審議会なりそれなりに法律的に定められた機関がありますので、それとあわせ住民の方々に説明をしていないのではなくて、過去において2回も3回も地区に対しては説明会を行った上でこういう審議会にかけ、この町のデザインを皆さんに示してきたということです。

これから細かいことに関しては、説明会ということではなくて、かわら版などで事細かい説明はしていきたいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、とりあえず今後のことを説明されたわけですが、この土地利用を計画する上で、町民の声も聞かない。これから山田町を担っていく、例えば中学生、高校生等の意見を聞く機会も設けられないと、そのようなことでこれから先町を整備していったって、どこかで後悔するようなことがないのかなと思いますが、その辺についてお聞きしたいのと、あと今後復興かわら版とかそれらを利用して説明していくようですが、できれば復興かわら版もいいのですけれども、広報等できちんと図解説明なりなんなり、町民の合意というか、それらを願うのですけれども、その点についてやはり復興かわら版で進めていくということですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

先ほど答弁したとおり、町民の声を聞かないのではなくて、説明会もやっておりますし、皆さんのご意見も今までも聞いてきています。子供たちの意見なども無視とかそういうことでは決してございませんので、いろんなそういう意見を聞いた上でグランドデザインは決定をしているということをご理解をお願いしたいと思います。

それから、周知の仕方ですけれども、それについては実は広報が一番よろしいと私も思っています。ただし、広報も限られたスペースというのがありますし、ほかのこともいろいろと町民の方に周知をしなければならないということもございますので、今は特例的に復興の工事関係に関してはかわら版に特化をしてお知らせをしたほうが町民の方もわかりやすいであろうということで、今は暫定的にかわら版を出しているということでございます。ですので、工事のほうが落ちついてきて、広報のほうでも当然紙面に載せられるスペースがあれば、一番町として正式なものは広報でございますので、それは当然第一は広報と、それを補完するのがかわら版というふうなことで考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

わかりましたが、できれば可能な限り記録として残るような山田広報なりの正式なるやつでやってもらえれば、非常にみんな広報を見れば理解しやすいのかなと思います。かわら版は時たま白黒で、なかなか判読が難しい場面もありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

あと都市計画法による説明会等、確かにしていると思いますが、集まった人数を見れば説明しているという規模の人数でなくて、何か集まりぐあいも少ないようですので、ぜひその辺を人が集まるようなことも考えて、多くの方にできるだけ知ってもらったほうがいいのではないかと考えております。その辺は、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、旧山田病院の前の踏切、確かに今後再度の見直しの考えはありませんと回答していますが、あそこは踏切といえば山側のほうに 1 カ所狭い踏切があり、いつか質問したら復興推進課長はあそこを広げて踏切を広くして使いやすいようにするという答弁をいただきましたが、それは今も変わらないですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

山田幼稚園前の滝野踏切の部分につきましては、現在復興庁とも協議をしております、交付金を活用して何とか拡張できないかというところも相談しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私は、あそこの踏切について利用するのにちょっと疑問があるのは、あそこはかなり今から何十年前にできたところかわかりませんが、その後に長崎地区は区画整理が行われました。区画整理によって道路の形状も変わっていますし、中央部分への道路というのも方向が違っております。山田線ができてかなり前は田んぼだらけだったので、あそこの県立山田病院の前に道路を通して踏切をつくるという発想はもちろん周囲の土地の利用状況を考えると考えつかないかなったでしょうが、現在は区画整理が終わりまして、あのよう立派な道路が四方八方張りめぐらされております。そこ通ずる、中央に通ずる道路を踏切を開設してつくるというのも、町民の利便性を考えれば必要ではなかろうかと思いますが、こういう考え方があってもやはり再度の見直しの考えはありませんということですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

町長の答弁にもございましたように、旧山田病院前の道路を新たにつくるとなりますと、現在八幡町の旧山田病院前の計画高、盛り土の高さに合わせて商工会側の長崎側もかさ上げする必要があるがございます。そうすることによって、既存の集落が残っておりまして、その住宅に影響を及ぼすということで、この計画については中止ということで都市計画審議会にも諮りまして決定したところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

それらの経過についてはわかりますが、利便性を考えてもらいたいという地域に住む住民の方々の意見もありますので、それらも踏まえて、今回はだめであったとしても、町づくりをする上で、もしこのような検討する機会がありましたら、ぜひあそこの利便性を図りまして、長崎地区から役場等への最短距離で歩行者の方、特に高齢者がふえていますので、それらについて考えるのも行政の役割ではないかなと思います。そのようなことで、今後の地域の課題としてこれからもどんどん意見を伝える場がありましたら、どんどん伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の地域商社についてでございますが、私がこの質問をいたしましたのは、地域商社というのは本当に山田町の地域を、この町のなりわいの再生等をきちんと確立というか、復興していく意味でも非常に重要な事業であって総合計画にも盛り込まれたものと思っております。このことについて、この前の補正で賑わい創出推進組織検討調査委託事業という、たしか1,700万ぐらいの委託費をとったと思いますので、ぜひその事業費を大いに活用して、5年間のうちに実績を上げるようお願いした

いという、そういう願いを込めて質問いたしました。その辺について見通しはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、本年度中に地域商社についてどのようなあり方とか、どのような体制が必要かなどという部分について検討して、目安をつけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。先ほどから鈴木副町長のほうに皆さん期待をして、任期中にどうぞということで切望しているようですので、これもぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上でこの質問は終わらせていただきます。

次に、所信表明の復興工事の完遂についてでございます。答弁書にありましたように、高台団地と区画整理のかさ上げ工事は29年度、国道45号周辺区画整理道路事業は、山田地区全ての工事は30年度の完成を見込んでおりますと答弁していますが、この年度で、29年度、30年度で終わるという見込みは今のところ大体確率的には、天気予報ではないのですけれども、何%の確率でこの年度がクリアされるのか、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

確率というお話ですが、非常に難しいとは思いますが、現時点ではこの計画年度で完成するように進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

というのは、山田地区の方、この前第3団地の住民説明会等があったわけですが、非常に山田地区の方々は山田地区がかなりおくられているという焦りというか、いつになったら私たちは住めるのだという、特に年をとった方々はそういうのを危惧して、同じことを何度も私も聞かれます。だから、私も何度も同じようなことを聞いているようですが、これは住民が聞いていることだと思って、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、第3団地も高台団地ということで、平成29年度の完成でよろしいのですか。そして、道路事業も柳沢から織笠へ通ずる道路も30年度の完成でいいのですか。これは、この前の説明であれ

ば31年度と書いてあったのですけれども、30年度というふうに私の頭の中を変えていいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

山田第3団地につきましても29年度完成予定、細浦柳沢線につきましても30年度完成予定というところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。今建設課長が答弁したのは、町の覚悟として聞いて、これからもどんどん進んでいくことを期待したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、長崎地区の7分団屯所の冠水でございますが、これは台風10号に限らず、その前の大雨、そして先日の低気圧の崩れた雨でもかなりの水がこの辺に冠水いたしました。これの対応策が短い期間に3回も冠水状態を味わったので、住民の方々もかなり心配をしております。西川もあんな立派な水路ができたのに、何であそこに水が流れないのだと。だから、その辺について、何で西川の水路に長崎地区からの水が流れないのか、その辺の原因を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

西川の改修事業については、既に終えているわけですが、その西川の上に通っております長崎の太い道路のところがまだ完成しておりません。その完成に合わせて長崎側の排水路についても接続しようということで進めておったわけですが、現時点ではまだ長崎の道路が完成していないために、JR側に一本ある仮設排水路で処理していたという状況で、今回のような浸水が起きてしまったということでございます。

今回このような状況が発生いたしましたので、西川につなげる仮設排水路の箇所についても今回改修して2カ所ほどふやそうということで進めているところでございます。整備完了後につきましては、その排水路についてもきちんと整備されることになっておりますので、現在のような状況は発生しないというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうしたら、長崎のほうから流れてくる水のはけ口の完成する時期というのはいつごろでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

最終的な整備が完了するのは、平成30年度としておりますが、今回新たにやろうとしております仮設排水路の部分については、大体本設と同じような形でつくりたいとは考えておりますので、早くて来月中には接続は完了させたいというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、その仮設水路ができれば本設程度の効能を発揮するということによろしいですか。

あと本設のものが平成30年度にできるということで、平成30年度にならなければ完全にあの辺は冠水の危険地域であるというふうに解釈してよろしいですか。

あともう一つ、この前は高潮と満潮が重なって水の行き場がなかったのですけれども、あの西川の水路は逆流するのではないかと皆さんが心配しているのですが、そのようなことはない施設になっていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず最初の質問のほうですけれども、最終的な水路の完成については、枝線等全ての部分が完成しないと長崎 3 丁目付近の水の処理についてはできてこないだろうとは考えております。ただ、今屯所のほうから来る部分と、3 丁目の桜山のほうから来る部分の水の処理が全て J R 側の 1 カ所に集まってきているという状況で浸水が起きているという状況は解消しなければならない。ですので、仮設の排水路を 2 カ所あけようということで今進めているところです。

西川の水路の関係ですけれども、西川の水路については 5 年確率で処理できるように整備は進めておりますので、十分対応できるものと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

私が聞いたのは、高潮と満潮の場合に逆流しないのか、それをまず聞きたかったわけでございます。

そして、次の追加の質問ですが、答弁書ではこれから個々にお伝えすることになるという表現を使っていますが、答弁になっていますが、これを広報とか、もっと広い意味で皆さんに周知できるような方法というのをとれば何か不都合な点があるのでしょうか。その 2 点についてお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

済みません、申しわけございません。逆流の件についてですけれども、西川については逆流を防止するために、水路の上にこういう遮蔽板みたいなのをつけているそうです。それによって波の影響を受けないような構造をとっているということでございます。

個別説明でなくて広報にしないのは何か不都合があるのかということでございますが、特に不都合はございません。個々に説明することによって、その整備状況とか排水対策を詳しく説明できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

建設課長はそのように考えているでしょうが、個々にも必要だと思います。確かに浸水を受ける方々に個々に説明するのも必要かと思いますが、全体的に皆さん心配しているので、あそこを通行する人たち、長崎地区に入る人、出る人はあそこを通らざるを得ないので、広く伝えるようにその辺も対応していただきたいと思います。

そして、あそこは先ほどから言いましたように、7 分団の屯所があつて、水が出た場合は出動しなければなりません。その場合に冠水していればエンジンが動かなくなる可能性もあります。そしてまた、あそこにはいろんな家があります。例えば建設課長の家もあると思いますので、非常に被災を受ければ町の中核の人でも出動が遅くなるし、ポンプ車も出動が遅くなるということで、ぜひ注意してあの辺の排水については町としてきちんと説明がつくような対応をしていただきたいと思います。

以上です、これの質問は。

次に、所信表明の医療福祉の向上についてお尋ねいたします。保育サービスの充実は、民間保育園のほうに担っていただきたいと考えておりますという答弁書ですが、町営の保育園、今度大浦保育園も船越保育園のほうに併合するようですが、そのようなサービス面での考え方というのはないものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

延長保育、休日保育等、民間にお願いしている部分ですけれども、現在子ども・子育て支援制度が始まりまして、町立保育園でも 7 時半から 18 時まで開園しております。そして、短時間保育というのが 8 時間、それから長時間保育というのが 11 時間ということで、現在大浦保育園に入っている子供さんたちも 5 時半から 6 時までにはお迎えがあるようですので、そこら辺のところは大丈夫かと思っております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

次に、地域の子育て支援活動、小学校も地域の皆さんが育てる、保育園の子供たちも、幼稚園の子供たちも地域の皆さんが育てるということで、非常に私は賛成する考え方でございますが、周知については例えば地域の中心となる老人クラブとか、あと見守りの方々、その方々にでもきちんと情報発信をして、周知に努めてくださるようよろしくお願いいたします。これは質問ではなく、お願いです。

次に、質問を移らせてもらいます。学校給食センターなのですけれども、私が言いたいのはいろんな諸準備が整った、入札をかけた案件ですので、補助事業でもそれらの対応もできているだろうし、さまざまな面で進める状況であろうと思うので、計画を何年にしていくかというのは、まだ私把握していませんが、それを前倒しするような環境というのは、それらを考えていないのか、それとも関係なく新たにやるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

先ほどの答弁の中でありましたように、前にあった計画からさまざまな点で変わっているところがございます。まず一つ大きく変わっているのが食数です。前回1,500食を見込んでおったのですが、震災後の子供たちの今の数、そしてこれからの動向を見ますと1,000食程度の給食センターになっていくであろうと。そうした中で補助事業をどんな形で使っていくとか、そうしたことをもう一度収集し直しながら、ただ全部をなしにするのではなく、前回進めていました各種委員会のあり方であったり、こうしたところは参考にしながら、できるだけスピード感を持ちながら進めたいと。町長の所信の中で、この任期の中で建設までいくということですから、その終わりのところも見据えながら、できるだけ速やかに進められるように進めたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

確かに児童数が減って1,500が1,000になったと、また4年後には1,000が800になるかもしれませんし、600になるかもしれません。それらを見込んで今後計画を立てていくでしょうから、早目早目にそれらに対応できるように、町民の皆さん、前は給食センターを早く整備してくださいということでしたが、最近では早く進めてつくってくださいという考え方に変ってきているようですので、いろんな事情がありますでしょうが、財政面もありますでしょうが、早く町民の皆さんの要望に応えられるように、よろしくお願いいたします。

あと建設運営については、委員会等は必要と思っておりますという答弁ですが、つくる予定と解釈してよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

そのとおりでございます。建設委員会から初め運営委員会、あとは諸集金のための、これは委員会というよりは保護者等々の打ち合わせになると思いますが、そうしたことを今年度の中では情報収集しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

最後になりますが、統廃合との整合性については、現段階ではないものと認識しておりますということですが、建設年度が延びれば延びるほど、それらについても重要な課題になると思いますが、その辺についてどのような見込みでおりますか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

全くそのとおりであるというふうに思っております。統廃合については、統廃合そのものについてではなく、広く教育を語る会を持ちながらということで、たくさんのご意見をいただきながら進めると。ただし、給食センターのほうにつきましては、先ほど話ししましたように、もうここで必ずつくるということで、もう強い意思で進めなければならないなというふうに思っておりますので、ここは別に考えております。ですので、先ほど話がいったように、この町長の任期内で建設ができるようにしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

私の質問は以上で終わりましたが、ぜひそれら教育委員会とさまざまな問題が今後予測されると思いますが、速やかというか、早目に給食センターを建設して運営していただき、学校給食を利用する児童及び父兄等にサービスを提供するように要望して、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番関清貴君の質問は終わりました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 2 時 0 5 分散会

平成28年第3回山田町議会定例会会議録（第13日）						
招 集 告 示 日	平成28年 8月29日					
招 集 年 月 日	平成28年 9月 1日					
招 集 場 所	山田町役場 5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 9月13日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成28年 9月13日午後 4時05分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉雄	○
会 議 録 署 名 議 員	3 番 佐 藤 克 典		4 番 黒 沢 一 成		5 番 田 老 賢 也	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	白 土 まさ子		書 記	鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	山 下 真 徳	○	建築住宅課長	佐々木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	上 沢 隆	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	○
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹	○	教育次長	箱 山 智 美	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	白 土 靖 行	○
	水産商工課長	佐々木 真 悟	○			
	町民課長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成28年第3回山田町議会定例会議事日程
(第13日)

平成28年 9月13日(火) 午前10時開議

- 日 程 第 1 一般質問
- 日 程 第 2 山田町議会の改革に関することについて(委員長報告)
- 日 程 第 3 報告第14号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業2～5号集落道等整備工事の請負
変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 4 報告第15号 平成27年度山田町財政健全化判断比率について
- 日 程 第 5 報告第16号 平成27年度公営企業会計における資金不足比率について

平成28年 9月13日

平成28年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。熱中症防止のため、議場内にペットボトル持ち込みを許可したことを申し添えます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

会議に入る前に町長より昨日の答弁の中で事業費の一部を訂正したい旨の申し出がありますので、許可します。町長。

○町長（佐藤信逸）

昨日、一等最初にご質問いただきました尾形議員のご質問の中で、豊間根地区排水路整備事業について平成28年に5,400万ということを私申し上げましたが、訂正いたします。この金額は、豊間根地区歩道整備事業の平成28年5,400万でございまして、豊間根地区排水路整備事業については平成28年から平成30年までの間というくくりで、約2億円というようになっておりますので、訂正をさせていただきたいと、そう思っております。貴重な時間ありがとうございました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、2番田村剛一君の質問を許します。2番。

○2番田村剛一議員

2番田村でございます。初めに、総合戦略についてお伺いします。町では、人口減少対策、活力あるまちづくりを目指し、山田町総合戦略を策定しております。今年度は、具体的事業を推進する年と言われておりますが、山田町では今年度事業としてどういうものを計画しているかお知らせ願いたいと思います。

次に、町の活性化についてでございます。町の活性化策としていろいろ考えられておりますが、その中でも町そのものが魅力的な町であること、そのためには産業活動が活発であり、雇用が安定していること、若者たちが進んで定着できるような環境であること、そして何よりも住民が常に自立心に富み、郷土愛に燃えていることなどが挙げられます。町では、町の活性化策としてどのような取り組みをされようとしているか、またその展望についてお知らせ願いたいと思います。

次に、水産振興について。町では、水産業は町の基幹産業と位置づけております。ところが、先般行われました海区漁業調整委員の選挙において、三陸やまだ漁協は落選しました。このことに対する評価と、今後山田の水産業に与える影響について、町としてどのような見解を持っているかお示し願いたい。

次に、給食センター建設計画についてでございます。町長は、選挙公約で任期中における給食センター建設を一つに挙げております。任期中に建設となれば、そろそろ建設計画に着手してよいのではないかと。町民が期待していることでもありますし、計画から建設までのタイムテーブルを示していただきたい。

次に、教育行政についてです。教育は、大変難しい時期に来ておりますが、町としてそろそろ学校の統廃合について検討し始めてもいいのではないかと。

それから次に、児童生徒のいじめが問題になっております。本町の実情と学校で策定されております学校いじめ防止基本方針がどのように生かされているか、説明願います。

次に、県立山田高校の存続、発展のため、町は思い切った山田高校生に対する支援策を考えるべきだと思いますが、町ではどのように考えられているか。具体的な支援策がありましたらお示し願いたいと思います。

続きまして、町長所信表明についてであります。前文の民間感覚で町政に当たる姿勢については、町民の期待もあります。今までに民間感覚で取り組んできた事業や行政課題でどのような成果が上げられているか、お示しいただきたい。

次に、災害公営住宅への引っ越しの完遂についてでございます。住宅再建のための復興事業、災害公営住宅建設においても一定のめどが立ってきました。そうした中、住宅再建を目指す人、災害公営住宅入居希望者の状況はどうなっているのか。どちらにも決定し得ないでいる人たちもおりますが、町外のみなし仮設に住んでいる人たちはどのくらいあり、この人たちに対してどのような対応をしているかお示しいただきたい。

最後になりますが、産業振興の支援についてであります。地域活力の源は、地元産業が元気であることとあります。産業振興の一つに企業誘致も考えられます。震災後山田に誘致した企業数はどのくらいあり、それにより雇用人数はどのように増加したか。また、企業誘致で大事なことは、誘致企業を支援し、育てるという姿勢であります。町では企業誘致に対し、どのような支援をしているのか、具体例を示していただきたい。

壇上からの質問は以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田村剛一議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の山田町総合戦略についてお答えします。山田町総合戦略は、本年3月に山田町総合計画とあわせて策定し、平成28年度から32年度までの5カ年計画で取り組むこととしております。今年度においては、漁業就業者育成協議会を通じた漁業の担い手対策や体験観光推進協議会によるコーディネーターの育成、賑わい創出推進組織検討調査委託事業によるエリアマネジメントの検討などの事業に取り組んでまいります。

2点目の町の活性化策についてお答えします。町では昨年度、議会や町民の皆様と議論を重ね、山田町総合計画を策定し、向こう10年間のまちづくりの方向をお示しいたしました。その基本理念にあるとおり、人、町の豊かな個性を輝かせ、最大限に生かすことが町の魅力につながり、活性化が図られるものと考えております。この計画に掲げた各種の施策を着実に実行していく中で、町民の皆様が町に誇りと愛着を持っていただけるよう、今後も取り組んでまいります。

3点目の水産振興についてお答えします。8月3日執行の岩手海区漁業調整委員会委員選挙で三陸やまだ漁協が落選し、結果として地元選出委員が不在となりました。今後海区漁業調整委員会において、本県の海面における漁場計画の策定や漁業権など漁業に関する調整が審議されることとなりますが、地元選出委員の不在により、当地域が不利益をこうむることのないよう、委員会の動向を注視してまいりたいと考えております。

4点目の給食センター建設計画についてお答えします。学校給食センターの建設は、山田中学校グラウンドに計画しており、それに伴う代替グラウンドとして町民グラウンドを予定しております。現在建設に向けて情報及び資料の収集等を行っているところであり、町仮設住宅撤去・集約化計画も見据えながら事業を進めてまいりたいと考えております。

3つ目の山田高校生に対する支援策についてお答えします。山田高校は、本町における唯一の高等教育機関として、さらには地理的な通学事情や地域貢献、地域活性化の面からも極めて重要であると認識しております。今後も山田高校を支える会や関係機関と連携を密にして支援してまいります。

所信表明1点目の民間感覚での取り組みについてお答えします。民間感覚の基本は、常にお客様である町民の皆様のニーズや動向を敏感に察知し、素早い対応に努めることであり、私のみならず職員一人一人がお客様目線を意識し働くことであると思います。民間感覚を行政にとは、政策決定や各種事業実施に対する基本的な考え方、思いの部分であり、これまでに私が判断してきた基礎となるものであります。そういった意味で、これまでの町政運営の全てに貫いてきた考え方であり、個々の事務、事業に限定されるものではないと思っております。また、その成果については、町民の皆様のご判断

に委ねられるものと考えています。

2点目の災害公営住宅への引っ越しの完遂についてお答えします。再建に向けて意向を把握するため、去る4月に災害公営住宅・住宅再建意向調査を実施したところであります。この調査は、町内で被災された方のうち、住宅再建関連補助を受給された方、自力再建及び災害公営住宅に入居された方を除いた2,140世帯を対象に行ったものです。回答状況は8月末現在で、自力で再建した、または検討中が1,493世帯、町内の災害公営住宅を希望するが473世帯でした。未回答は174世帯で、現在戸別訪問等により意向把握追跡調査を行っております。なお、町外のみなし仮設に住んでいる方は133世帯であり、県の支援センターと連携し、再建に向けての相談会を開催するなどの対応をとっているところであります。

3点目の産業振興の支援についてお答えします。震災後、山田町に誘致した企業数は1社で、その雇用人数は平成28年4月時点で14名となっております。誘致企業に対する支援は、山田町工場誘致条例に基づくものとして、固定資産税の立地後3年間の課税免除とその後2年間の減額及び工場の設置等の費用に要する借入金に対して3年間の利子補給を行うものです。また、山田町企業立地補助金交付要綱に基づき、一定の要件を備えて工場を設置した企業に対し、その固定資産投資額の10分の2以内の額を1億円を限度として補助するものです。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

5点目の教育行政についてお答えします。

1つ目の小学校の統廃合についてですが、現段階では具体的な検討は行っておりませんが、教育環境や地域の特性等も考慮し、小中学校の教育のあり方について広く意見を聞きながら慎重に検討を進めてまいります。

2つ目のいじめ問題についてお答えします。今のところ本町では重大ないじめ事案はありません。また、各学校で策定しているいじめ防止基本方針は、いじめ防止の取り組み、発生時の対応、重大事案への対応などとなっており、日ごろから予防のための取り組みはもちろん、発生した際には迅速に対応、指導できるようにしております。また、より実態に沿ったものとして活用できるよう随時見直しを行っております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。2番。

○2番田村剛一議員

再質問は、町長の所信表明のほうからしたいと思っています。民間感覚で町政に当たると、こういう表明をした町長というのは佐藤町長が初めてだろうと、こう思います。私は民間感覚、言葉としては知っていますけれども、実際にこれが民間感覚だというふうな、なかなか捉えづらいのです。町長

の話を聞いていても。そこで実際に庁舎、町の職員が町長の言う民間感覚、これを理解して実行しているかどうか、それは今の町長はわからない。今までいた職員であれば、変わったなということがわかるだろうと思うので、そこで甲斐谷副町長に民間感覚によって山田町、山田の役場、職場はこう変わりましたよというのがあったら、ひとつお示しいただきたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

いろいろ感じるところはありますが、町の重要な事柄を幹部職員で議論する庁議というものがございます。この庁議を開催するに当たって、一番最初就任したあたりに、当時私は総務課長で、庁議というのは総務課長が仕切るのですね、進行するのですが、そのとき佐藤町長に言われたのは、庁議では皆さんが発言しやすいような環境をつくって、どんどん、どんどん発言をしていただきたいと、そのような進行に努めてくださいと、これを町長に言われた記憶がございます。庁議というのは庁内の最高幹部の会議ですので、ややもすれば発言が緊張ぎみになって、こういうことを申し上げれば失礼に当たるのかな、こういうことを申し上げれば恥をかくことになるのかなというふうな自制心というか、心にブレーキがかかるものですが、それをだんだん、だんだんと回を重ねるうちに発言をしていただけるような雰囲気になったと。このことは、一つの民間出身の民間感覚ではないのかなと。役人とかそういった上がりでなりますと、どうしても役所のしきたりとか前例主義にこだわったりして、ともすればかたい感じの雰囲気になるのでありますが、まずはそういったところに感じました。

あと、当初予算の決定に当たっていろいろ検討するわけですが、通常理詰めで、理論詰めで、あるいは道路の場合は通行台数だとか、交通量だとか、そういったものを基本にして優先順位あるいは事業の実行を決める、そして予算化するということがあるのですが、佐藤町長の場合はそのほかに、自分でこの道路は必要と考え、交通台数ではない、交通量ではない、そういう優先順位の高いものではないかというふうな形での決断があったりしました。その辺はやっぱ民間感覚というものを感ずると、そのようなことがありました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

民間感覚と対峙してあるのが官僚的というのはですか、事務的というのはですか、そういうのがあると思うのです。町長と幹部職員との関係というのは、フリーといいますか、それに近づいてきたと、そういうことが職員全体に伝わっているかどうか。最近はよくなったかと思うのですけれども、町民に言われるのが冷たいと、あっちに行け、こっちにと振り回されると。こういうのは、やっぱり官僚的なのですよね。民間感覚ではないのです。民間感覚は、町民に対して開かれた町政だと思っています。

私もいろんなところに行くのですけれども、今でも「どちら様でしょうか」と、こういうふうに言われますよ。町民にしては、ましてやそういうふうに感じている人たちがいると思います。やっぱりお客様だと思って、職員はできるだけ町民の顔を覚えるようにと。名前は必要なくても、私に「どちら様ですか」と言われると、これでは民間感覚……それがどうという意味ではありませんけれども、まだまだ浸透していないのではないかと。町長がもし開かれた町政をしていくというのであれば、それを皆さんも部下職員に伝えて、町民には挨拶をする、それから「ご苦労さんでした」とか、「ありがとうございました」とか、そういう挨拶もするようにしていただければ、いい町に、あるいはいい役場になっていくだろうと思いますので、ぜひお願いしたいと、こう思います。

それから、次の住宅問題ですけれども、百何人かがまだ不明だと、はっきり態度を示していない。こういう人たちが大変だろうと思うのです。決めかねているというのは、なぜ決めかねているのか、その辺をお伺いしたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大きい問題といたしましては、ご高齢で老人ホームに入居したいとか、あと災害公営住宅に入居するに当たってある程度の収入があって家賃が高いとか、そういう形の方が多くて、まだ決定できないという状況でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

大変な問題ですけれども、やはりどちらかに態度表明していただかないと、町の復興というのはなかなか進んでいかないだろうと。言葉では仮設住宅の集約化と言っていますが、恐らくこの辺も一つのネックになっているのではないかなと思っているのです。

それからまた、町外のみなし住宅、これが百何人かね、やっぱり。この人たちは、山田に帰ってくる人がどのぐらいいて、もう山田に帰らないという人はどのぐらいいるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

今町外のみなし仮設に住んでいる方の意向というものは、山田に戻ってきたい人が幾らいるかというの、そこまでの調査はしていないので、実数は不明でございます。ただ、参考となるのは、以前県のほうで県全体としてそういうアンケート調査をやっております、数字について、ちょっと今資

料がないので、うろ覚えなのですけれども、戻ってきたいという方はたしか2割なかったというふうに記憶をしております。ですので、大多数の方はそのまま内陸のほうにとどまりたいという意向の方が多いということは事実だろうというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

そこで、133世帯がみなし仮設に住んでいて、2割ぐらいは帰ってきたい。でも、この人たちの意思がわからないと、住宅あるいは高台団地の造成にも影響してくるのではないのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

それから、先ほどどっちにしようかなと迷っている人たちがいると、これも仮設住宅の解体のスケジュールを話していけば、それでは俺も早目に決めなければならないなというふうな人も出てくると思いますので、もう一度仮設住宅の解体のスケジュールをちょっと示していただきたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

まず最初に、不明の方の意図がわからなければ、まちづくりのほうの数も決められないというご質問でございますけれども、全くそのとおりでございます。それで、今答弁の時点では、意向不明というか、未回答の方、回答をいただけない方が174世帯あるということなのでございますけれども、これを町としてはできるだけゼロにしなければならないと、そういう強い意思を持っておりまして、そのために今追跡調査を行っております。このうちの約30ぐらいは内陸の方なので、それは内陸の支援センターのほうに追跡調査をお願いしております。残る140ぐらいいに関しましては、町の幹部職員みずからがそれぞれ状況を調査したり、あるいは直接本人に当たったりして意向確認を今行っております。ほぼ数も絞られてきまして、20から30ぐらいの方が残っているという、そういう状況まで今のところは進んできていると。極力意向を早目にはっきりさせていただきたいというのは町の考えでございますけれども、先ほど来ご質問どおり、なかなかいろんな事情があります。一言では言い切れません。各家庭、家庭の事情がありますので、町のほうで強制的な力をもってして決めなさいということはなかなか難しい方もいらっしゃると思いますので、そういう方は粘り強く相談会を開催するとか、いろんな支援をして、できるだけ早目に何とか方向性を決めていただきたいということでいろいろ相談をしたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

次に、仮設住宅の集約に係るスケジュールの関係でございますけれども、ことしの4月1日号の復興まちづくりかわら版のほうで撤去・集約化計画のほうは被災者の方にお示しはしてございます。それを受けまして、今優先的に学校の校庭、そちらのほうを撤去するということで、職員のほうが戸別に訪問して移転に協力していただけるように動いている状況でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

決めかねている人たちの中には、本当にどうしたらいいだろうかというふうに、本当に決めかねている人たちもいるだろうと思います。そういう人たちには、やっぱり親身になって相談しなければならない。例えば私はもう老人ホームのほうに行きたいのですという人がもしあったとしたら、そういう道も考えてやるのが行政の温かさ、そこが民間感覚だと思います。その辺をお願いしたいと思えますし、今仮設住宅の撤去について個々に当たっているというふうなお話です。恐らく南小学校が第一になってくるのではないかなと思うのですけれども、南小学校かな、中学校のグラウンド跡のあそこが最初になってくるのかなという思いがしていますが、当たったときの住民の印象はいかがなものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

まず最初に、織笠の小学校の校庭のほうを職員が回りまして、あらかた協力していただけるという状況でございます。それに引き続き、大沢小学校の校庭、南小学校の校庭を今現在訪問している状況でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

難航するのが多分中学校だと思うのです。あそこに給食センターをつくる予定があると聞いていますので、それであそこについては早目に住民と話をしていくということが大切だと思うのです。あれが残れば、実際給食センターもなかなかできにくくなっていくでしょうし、そのときに、あそこがなくならないためにできなかったということがないようにしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議員おっしゃるとおり、町民グラウンドの仮設につきましては給食センターにかわる学校の代替の校庭という計画でございますので、全ての撤去という形にはいかないとは思いますが、3棟あるうちの2棟のほうをスケジュールに間に合わせる形で撤去して、給食センターの建設に進んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

少なくともその1棟について、いつごろをめどに解体する予定でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

1号棟から20号棟で2棟あるのですけれども、そちらのほうは平成30年の第3・四半期の撤去を計画しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

30年に撤去して、そして給食センターは町長の今期の任期中にできる、そういう保証はあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

待ってください。そういう総合的なもので、建築住宅課長の答弁出ますか。全体のスケジュールにおいて。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいま問題が今の給食センターの建設の分野にまたがるものですから、私のほうからも回答させていただきます。

現在のところ、今までの一般質問の中でも町長がお答えしておりますとおり、仮設住宅の集約、これとの調整を図って、町長が立候補したときお約束をした任期中の建設、これを果たしたいということでございますので、私どもとすれば町長のお約束を実行できるように進めていくというつもりでございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

仮設住宅がなかなか撤去できないので建設がおくれたということでは、これはやっぱり公約違反になりますよ。そこはきちっとして、総合的に検討していただきたいと。副町長、そうですね。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

議員仰せのとおりだと思います。そのために、仮設の撤去、移転については万難を排して取り組むということで考えております。30年の第3・四半期までに撤去すれば、31年度の工事で31年度中には完成すると。32年4月からは試験運用をします。町長の任期は7月までですので、このようなスケジュールでお約束は果たせるかと思います。ただ、心配なのは、その中で移転を渋る方がいるやもしれませんが、そこはいろいろ別な場所の仮設の移転で経験をしておりますので、議員おっしゃるとおり早目に説明したり、説得に当たったり、そういうことが必要になるだろうと、こういうことは予測しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

そのように進めてもらいたいと思います。ただ、1点だけ、住む場所がないということがあつてはならないと、必ず住む場所だけは保障してやるということだけはお願いしておきたいと、こう思います。

それから、次の企業誘致でございますが、この震災によって企業がどのぐらい来ても山田町には用地はありませんよというふうな状態ではないですよね。用地はいっぱいあります、産業用地。ところが、現在1社しか来ていないということ、これは企業誘致の働きかけを余りしていなかったためか、それとも来る企業が余りないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

先ほどのご質問でございますけれども、当町としても震災以降企業誘致に向けては努力をしてきたものでございますけれども、企業の要望と町の対応の部分、いわゆる細部にまたがった部分につきましてマッチング等々が最終的にうまく合意に至らなかったとか、町での諸条件面が企業の要望に満たなかったというようなことだと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

マッチングとか企業の要望に沿えなかったという答弁がありましたけれども、もう少し具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

企業は、地盤のことですとか交通のことですとか、それぞれ企業が山田町に来る場合の要望事項があるわけでございますけれども、その内容について山田町のほうで条件を満たせばよかったのかもしれませんけれども、こういった状況でもございますので、なかなか満たすことができなかった部分があったというようなことで、地理的条件ですとか交通の問題ですとか、そういったことだと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

今企業誘致をして町の再生を図ろうという被災地の自治体は結構あるのですけれども、そのために独立した産業振興課みたいなのをつくって企業誘致に力を入れているのですけれども、そういう企業誘致に力を入れるための組織をつくる、そういうふうな考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

2 番議員に申し上げます。まだ未定でございますので、そういうものについては答弁出ないと思いますので、別な角度から質問願います。2 番。

○2 番田村剛一議員

そこで、1 社しか進出していないと。この 1 社は、本当に大切にしなければならない。来た企業は大切にしなければならぬと思うのです。ところが、船をつくるというので来たのですが、実際はここで使うような船はつくれない。今造船所でつくっているのは、防災用、津波用のシェルターをつくって、これを売り込もうと、こういうようなあれをしているのです。私は、被災地の自治体として、そしてまた企業を誘致したと、そういうふうな立場から、やっぱりシェルターをもう少し町として全国的に発信して、そういう企業を支援するという形をとれば、山田町というのは進出した後までいろいろ面倒見てくれるというふうに考える企業だって出てくるのではないかと。特定の企業を支援せという意味ではないですよ。やはり来た企業は大事にすると、便宜を図るということを考えていくべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

企業誘致、震災後なのですけれども、やはり崇高な企業理念を掲げて、みずからのもうけに加えてこの地域に貢献したいというふうに考えて進出してきていただいていると思っています。そういった意味で、町も活性化を図っていくわけですが、それは誘致した企業もその活性化の一つのメンバーといえますか、一つの役割を持つ者としてきちんと位置づけた上で、この町の活性化に対してともに歩いていくということは引き続き行ってまいりたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

抽象的な答弁ではだめなのです。私が言っているのは、商品としてシェルターをつくっています。多分売れていないと思いますよ。そうしますと、大変になってきますよね。被災地である山田にきているのですから、そのシェルターを1つぐらい買って、そして今度南海トラフで大変なところに、こういうのがありますよと、山田の特産になるかどうかは別にして、そういうふうな支援をしていくことも大切ではないかなと。全ての企業にせという意味ではないのです。わざわざ来て津波防災のためのものをつくっているのですけれども、それはいかがでしょう。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

田村議員にお答えいたします。

先ほど特定の企業を言っていないということですが、特定される企業のことを言っていると感じております。そのような中で、このシェルターがどれぐらいの価格であるとか、どのようなところに必要かとか、その効能はいかがかとかいろいろと検討しなければならないという、そういうようなこともあろうかと思います。しかしながら、震災以降山田の雇用を生むという中で、14名ですか、有為な青年を雇用していただいているということに対して、何かしらの町としても支援ができないかという、その一環がシェルターだということでございます。このシェルターをもし町のほうで買うことによって、その費用以上に被災地の自治体として全国に広報でき、そしてそれが大きく宣伝になり、需要になり、そして雇用がふえるというようなことであれば、ひとつここで考えてもいいのではないかと、そういうふうに思っております。少し検討を要することだと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

やっぱり進出してきた企業は、山田のために来ていますので、その企業を育てていくと、これから

のことを考えてぜひお願いしたいなと、こう思っています。

ちょっと順序は逆になりますが、時間の関係で、まず教育行政についてです。統合問題についてはまだ検討していないというお話ですが、いずれ大体住宅環境も整備されてくると、どこに誰が住むかというのが決まってくると思うのです。そうしたときに、これだつてすぐに、はい、あそこをなくしますよというわけにはいかないのですよね。何年もかけてやらなければなりません。そのための準備はしておくべきだと思います。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

議員おっしゃる、全くそのとおりであるというふうに思っております。先ほどの答弁の中にもあったところでありますが、広く意見を聞くということで、本年度内にまずは小学校の保護者を中心としながら山田の教育のあり方について話をする場を何とか設けてみたいなというふうに思っています。

また、全部を集めてということは難しいので、やはりPTAの代表となるような方々、各校から集まっていだいて、広く意見を聞きながら次のことを考えていければと考えておるところでした。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

ぜひ唐突にならないように、準備だけはしていただきたいと、こう思います。

次に、今いじめ問題、あるいはまたいじめかどうかわからないのですけれども、長期の休暇が明けるといって子供たちの精神的な問題が発生して、いろんなトラブルが起きたりするのであれば、山田町にはそういう事例はありませんか、ちょっとお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

長期休業を挟んで、トラブルがあつてこの2学期から休んでいるというような情報のほうは今入っておりません。ただ、いじめの取り組みについてはとても重要なことという認識をしておりますので、いじめについては機会を設けながら、担当の生徒指導部長のみならず、校長が集まる会議の中でも話題にしながら、今言ったように特にも学期の始まりの部分、あと終わりの部分、こうしたところを丁寧に対応をお願いしたいということで進んでおります。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

今の生徒たちは、外から見れば問題がないように見えるのですけれども、私たちは生徒をもうほとんど見られない状態になっています。ところが、父兄なんかの話によるというと、大変な学校もあるよというふうな話も聞いたりするのですけれども、やっぱりちょっと問題があるような生徒たち、学校、少しはあるのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

山田に元気な子供がいるかと聞かれると、山田の子供たちは私の教員時代も含めてとても元気だなというふうに思っています。ただ、昨年度校舎を壊したりとか、心ない行為が少しあったということを知っておったのですが、本年度に入ってそうした報告がないと。ですので、ゼロであるとか全くないということはないとは思いますが、数については減ってきている、全体については落ちついてきているのではないのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

一時教育立町という言葉も使ったことがありますので、いい学校にして、いい生徒を育てる、いい人間を育てると、こういう町にしていきたいと思っています。

次に、山田高校を支援する、これなかなか難しいことなのですけれども、山田高校は今2クラス募集なのに三十数名しか入学していませんから、1学級ですよ。31年には一応再編成の該当校になっている。1学級になると、あと数が少なくなるという、廃校というふうなこともあり得るのです。そこで、1万6,000もある町から県立高校が消えるということは、町自体が衰退していると同じことだと思っているのです。何としても県立病院も直す、残す、そのために努力しました。同じように県立学校も残すための努力を町としてもしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

全くそのとおりであると思っております。特に宮古管内は、高等学校の数が多いですよ。全部で6校あるということで、今残念ながら山田町の中学生の子供たちの進路、山田高校に22%しか進んでいないのです。残りの子供たちが町外に進むという状況であります。その中で、教育委員会としてやっぱり一番やるべきことは、ともに山田高校を魅力ある学校にすることである。子供たちの進路希望の先が山田高校、山田高校に行けばこんな希望があるとか、卒業した後にこんな希望があるということをともにつくっていくこと、それがまず一つ大事なことはないかということ。これが教育

長のほうからいつも話されることです。

また、教育委員会の中でも、山田町の最高教育機関としてある高等学校、ここにどう子供たちをかわらせていくべきなのかといったことも話題に上げられているところでもありますので、そうしたことを大事にしながら進めるべきであると思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

同じような状況の自治体というのは結構あるのですよね、岩泉もそうですし、西和賀なんかもそうです。西和賀、あそこも一生懸命になって、人口は山田の半分以下ですけれども、まず学校を守ろうと、こういうような。山田でも学校がなくなれば、スポーツ店、あるいは書店も大変なことになりますよ。そういうようなこともあって、実は岩泉高校も同じような状況で、何とか残したいというので、岩泉高校は町がいろいろな奨学金の問題とか、大学に岩泉高校から入る場合には授業料も、それから入学金も学校で出してやりますよというふうな思い切った政策をとって岩泉高校を残そうとしています。後ろには岩手県立岩泉高等学校振興会、岩泉町、それから岩泉町教育委員会と、このようにあります。やはり町が何らかの対策をしていかないと、これは残らないと思います。現に山田中学校から、どういう理由かわかりませんが、岩泉高校に行っている生徒もいると聞いています。この辺についても教育委員会のほうから説明をお願いしたいと思いますが、まず町長、もう少し町として動いていただく。学校からも何か要望ありませんか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えします。

岩泉町、西和賀というところの高校は、やはり相当離れたところにございまして、そこから外に行く方、通学する方が少ない立地にまずあるということを認識していただきたいと思っております。そういう中で、今次長が申し上げたとおり、地元で22%、つまり80%の人は町外に行っているということでございます。そのような中で、山田高校の先生のほうから、あとは同窓会長さんもおいででございましたが、ぜひ山田高校の生徒に特化して奨学金の貸与を考えていただけないかと、こういう話もございました。しかしながら、考えられるのは、岩泉と違ってほとんどの方が地元に残るということではなく、22%に限定されるその生徒だけに山田町の奨学金を特化していいものだろうかと。宮古、釜石に行っている、なかなか経済的にも厳しいご家庭、こういう経済状況でございます。同じ町民として、そういう方々と差別化をしていいのだろうかと、こういうようなことでございます。ですから、同じ町民の子供として、その辺のところをどのように平等性を持って支援するかというところが岩泉、

西和賀とは抜本的に違うところだということをご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

状況はわかります、確かに。でも、岩泉からもあちこちにたくさん行っています。西和賀もそうです。今のように、西和賀とか岩泉と違うからといってそのまま放置したら、確実に山田高校は廃れていく、こう思います。やっぱり何か町としても学校を残すということを考えて、対策委員会みたいなことでも立ててやっていただきたいなと。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

答弁書にありますように、山田高校を支える会という、まさしく支える会なわけでございまして、その問題に特化した会なわけでございますが、実は私は町長になりましてから一度もこの会に呼ばれたことがございません。この会に出て、どのようなことが山田高校存続のための特効薬になるかというお話をぜひさせていただきたいと、そう思っています。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

そういうレベルではもうなくなってきているのです。町で具体的に支援していくとか、そういうことを考えないと、これはもうできませんよ。岩泉だってそうだし、西和賀だってそうです。多分ほかだってあるのではないのでしょうか。大槌だってそのうちにやっているでしょう。やっぱりもう少し町として残したいという、それは個々の人がどここの学校に行くというのは別にして、県立学校を残すと、県立病院を残したいのと同じような熱意でやっぱり町長が言わないと私は残らないと思う。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

山田高校は、今度11月には90周年の記念式典もございます。ぜひ残ってほしいと、そう思いますが、先ほど言ったように生徒は山田高校だけではないと、このところが非常に考えなければならないところでございまして、そのところも含めて、どのようなところで山田高校を支援できるかということでございます。特化するということは、いろいろな整合性がとれないという部分もありますので、ひとつ支える会等で今後考えていき、行政のほうでも考えなくてはならない。山田高校の場合には、先ほど言ったように80%の高校生が町外に出ているという、こういう特殊な地域でございます。繰り返し

になりますが、そういうところを考えなくてはならないと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

もう少し積極的に残す方向で動いていただきたいと思います。

それでは、総合戦略について、時間ありませんけれども、きのう地域商社という話も出てきましたけれども、この中にもあったと思います。地域商社について、具体的にどこまで進んでいるかお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

昨日もお答えしたとおり、今年度、この前の補正予算で予算確保していただきましたが、賑わい創出推進組織検討調査委託事業、こちらを実施することによって、総合戦略の期間は32年度までありますが、この5カ年の中でどういう形、どういう組織が適切なのかと、こういう検討を進めていくという段階に来ております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

これも鈴木副町長がいる間にぜひ形が見えるようにしていただきたいと思います。

それから、最後になりますが、海区調整委員会の選挙において、山田の場合は組合員が協力すればとれたのです。どうして山田の組合員が山田の漁協に入れなかったのか、その辺の背景についてひとつお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

有権者の方のご意向につきましては、当町のほうでもはかり得ることはできませんので、お答えすることはちょっと難しいかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番田村剛一君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前 1 1 時 0 1 分休憩

午前 1 1 時 1 1 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番菊地光明君の質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

11番、新生会、菊地です。通告に従い、壇上より質問します。

1点目、社会資本整備について。重茂半島線の道路整備が順調に進んでいるが、この道路整備が終了すると将来的に大沢地区の住環境が変わり、道路沿いに町並みが形成されると考えられる。将来を見据えた社会資本の整備が必要と考えるが、上下水道等の整備計画はどうなっているのか。

道路整備について。大沢地区から県道重茂半島線につながる取りつけ道路は何カ所あるのか。町道及び避難道路では勾配8%以上の路線は何路線あるか。また、その改修計画はどうなっているか。

震災後整備した町道及び避難道路で8%以上の勾配の道路があるか。もしあれば、どのような理由で何路線つくったか説明せよ。

道路の維持管理について。町内各地の町道等を見ると、草刈りや除雪等の一貫性が見られない。町道の草刈りや除雪の順番、範囲についての基準について説明せよ。

住宅再建について。復興住宅団地の整備計画の進捗状況はどうなっているのか示せ。特にも山田第1団地の整備がおくれている感じがするが、整備計画は予定どおり終了するのか。また、大沢第2団地については、地盤改良が当初計画の半分の面積程度で終了したようだが、調査の結果、半分は改良不要と判断されたためか。また、これにより整備計画は計画どおり終了するのか。

観光産業について。前から提案しているが、三陸縦貫道の開通や今後の船越地区の住宅状況を考えたときに、道の駅を拡充改築して水産分野をもっとふやした施設にして、道の駅というより船越地区の核店舗にすべきではないか。

また、県立山田病院が9月1日から開院するが、旧山田病院の跡地活用が課題となると思う。その一環として道の駅としての再利用も考えられるが、今後の利活用について岩手県と協議しているのか。

山田高校について。岩手県の学校再編計画により山田高校の学級減は避けられないようだが、これに伴い教員減にもなると思う。そうした場合の教員住宅の取り扱いについて岩手県と協議しているのか。

仮設の県立山田病院について。県立山田病院が9月から開院することにより、仮設病院の役割が終了となるわけだが、その仮設病院及び周辺施設の原状回復はどうなっているのか示せ。

町長所信表明について。総合計画について、刻々と変わる情勢に私自身の変わらぬ民間感覚と臨機応変で柔軟な思考を持つとはどのようなことか。また、2期目のその具体策は何か。及び1期目の4年間、その感覚で実施できた具体例は何か、そしてその評価はどうか。

復興工事の完遂について。現在進めている高台移転等の住宅造成は順調のようだが、これが完成す

ると集落が形成されると考えられる。そこで、コミュニティーの中心施設としての集合所が必要と考えるが、整備計画はどうなっているか。また、高台団地と付随して各種町道の廃止が検討されているが、廃止町道について地区住民に説明して了解を得ているのか。

新斎場の新築移転について。斎場建築までの年度別の具体的な計画を示せ。

産業振興の支援について。漁業は町の基礎であることは間違いないが、そこで現在養殖用の作業保管施設は整備されているようだが、これからは漁船漁業及び採貝藻漁業者用の水産業用地の整備が重要である。その施設の貸し出しはいつからするのか。設置場所及び貸し出し単価、また貸し出しするための電気、水道、下水道の社会資本整備及び作業用施設に重要な海水の揚水施設は大丈夫か示せ。

農家の高齢化や担い手不足の解消のため、新規就農者、経営体制の構築を図るようだが、会社制度を導入して農地の集約化を図る考えはないか。また、現在も頑張っている地元の担い手の人たちの産直施設を改築して、なお一層耕作放棄地の解消に努めてもらう考えはないのか。また、6次産業化をどう考えているのか、具体的に示せ。

医療福祉の向上について。高齢化が進み、住みなれた地域で生活できるよう頑張るようだが、これから高齢化社会に対応できるような支援体制が必要と考える。現在社会福祉協議会を初め民間施設で働く介護士の数が少ないような気がするが、現状をどのように捉えているのか。また、今後の育成計画はどうなっているのか示せ。

学校給食センターの建設について。学校給食センター建築の年度別の建築計画を示せ。学校給食センターの建設にあわせ、町民グラウンドの仮設住宅の撤去が始まり、町民グラウンドが改修されることは町民全てが待ち望んでいるところである。町民グラウンドの改修については、仮設住宅建築の岩手県と協議していると思うが、今後の改修計画と実施時期について示せ。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

菊地光明議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の県道重茂半島線道路沿いの上下水道等の整備計画についてお答えします。県道重茂半島線の道路沿いには、大沢第1、第2団地、浜川目団地が造成されており、上下水道は整備済みとなっております。団地以外については、現時点では上下水道の整備計画は考えておりません。

2点目の道路整備についてお答えします。1つ目の県道重茂半島線につながる取り付け道路は、大沢第1団地、中条1号線、大沢南北線、大沢第2団地、浜川目団地からそれぞれ乗り入れできる5カ所となります。

2つ目の勾配8%以上の路線数はおおむね38路線で、この路線に対する改修計画は現時点ではありません。

3つ目の震災後に整備した8%以上の勾配のある路線は7路線があります。道路縦断勾配は開発行為の道路構造の審査基準や道路構造令による道路区分とその道路の設計速度に応じた道路勾配となるよう設計、整備しております。

3点目の道路の維持管理についてお答えします。草刈りについては、交差点部など草の繁茂による見通しが悪い箇所などを実施しております。また、山田地区建設業会による地域貢献活動や各地区の皆様へ協力いただき実施しているところです。

次に、除雪についてですが、積雪20センチメートル以上の場合に町道や主要生活道路の除排雪を行っております。病院や学校などの公共施設に通じる道路を最優先し、幹線道路、交通頻度の多い生活路線の順に作業を行っております。

4点目の住宅建設についてお答えします。住宅団地の整備状況については、山田地区を除く高台住宅団地の整備は完了しており、宅地の引き渡しについても大沢第1団地、船越第5団地、船越第6団地を除き進めており、今月中には全ての宅地を引き渡しができる予定です。山田地区については、第1団地、第3団地とも平成29年度中に整備を完了する計画であり、現時点ではスケジュールどおり進捗しております。

次に、大沢第2団地の地盤改良についてですが、災害公営住宅用地を含めた全てのエリアの地盤改良を予定しておりましたが、団地内の災害公営住宅入居希望者が当初計画戸数より少なかったことから、取りやめにした災害公営住宅部分の地盤改良を実施しないことにしたものです。第2団地の整備については、これで完了することとしております。

5点目の観光産業についてお答えします。1つ目の道の駅の拡充改築については、町の特産品を紹介する拠点として特に重要な施設であると認識しておりますが、スペース的な制約もあることから、現時点では施設の拡大を行う考えはありません。なお、道の駅での販売等については、管理運営団体である山田町特産品販売協同組合との調整が必要と考えております。

2つ目の旧山田病院の利活用での県との協議についてですが、ご承知のとおり柳沢にある前山田病院は用地、建物とも県医療局の所有であり、その利活用に関して意見交換をしてきたことはありますが、道の駅としての再利用を想定した協議はこれまで行っておりません。町としては、大きな財政負担を伴う形での利活用については慎重にならざるを得ませんが、三陸沿岸道路のインター周辺にあることなどの立地状況から、条件が整えば幅広く利活用の検討ができるのではないかと考えております。

所信表明、1点目の前文に関する質問についてお答えします。行政課題は、多種多様であり、その解決方法も同様であります。本年3月に策定しました山田町総合計画において、現在の行政課題を挙げて、その解決に向けた方向性についてお示ししておりました。しかし、町を取り巻く情勢の変化により、今後新たな課題や異なる手法の検討が必要となる場面も想定されます。そういった場合には、当初の計画に固執することなく、私のこれまでの知見をもとに臨機応変に最善の対応をしてまいりたいとの思いを述べたものであります。これは、私の1期目から通じての政策決定や各種事業実施に対

する基本的な考え方、思いの部分であり、これまでに私が判断してきた基礎となるものであります。そういった意味で、これからも町政運営の全てに貫いていく考えであり、個々の事務、事業に限定されるものではないと思っております。また、その評価については町民の皆様のご判断に委ねられるものと考えています。

2点目の復興工事の完遂についてお答えします。1つ目の集会施設整備計画であります、コミュニティ形成の上で集会施設は重要であるとの認識を持っています。復興工事の進捗とともに、新たな町が形成されることとなりますので、それに対応した集会施設の整備を検討しています。整備に当たっては、財源の問題もありますので、居住の戸数、従来施設とのバランスなどを総合的に勘案しながら、まずは被災した集会施設を基本に進めてまいりたいと考えております。

2つ目の町道廃止については、区画整理事業による新たな道路整備による廃止、高台住宅団地への接続や高台道路の整備による分断など、既設町道の起点、終点の変更に伴うものが主であり、特に説明会等は開催しておりませんが、利用形態が大きく変わる場合は近隣の方に個別に説明しております。

3点目の新斎場の新築移転についてお答えします。新斎場建設整備事業については、用地関連業務が完了し、平成28年度は12月ごろに敷地造成工事、来年3月ごろには建築工事に着手する予定で、現在関連業務を進めているところであります。29年度は、引き続き造成工事、建築工事及び外構工事を進め、30年度当初に新斎場を供用開始し、その後に現斎場の解体を行う計画としております。

4点目の1つ目、作業保管施設についてお答えします。漁船漁業及び採貝藻漁業者の作業保管施設については、現在のところ漁協で整備する計画はないとのことですが、漁船漁業及び採貝藻漁業者が漁具倉庫等を建設するための用地として漁協が漁港用地を借り上げ、漁業者に貸し出す手続を進めているとのこと。

また、町では大沢地区と大浦地区において、漁業集落防災機能強化事業により新防潮堤の海側と陸側に水産業用地の整備を進めております。水産業用地の貸し出しについては、漁協を通じて漁業者に貸し出す方向で検討しており、貸し出し時期や使用料については現在協議中です。なお、作業保管施設の将来的な整備を考慮し、水産業用地には上下水道の給水管や公共ますを設置しているほか、新防潮堤の海側の水産業用地については漁業管理者の県と協議しながら、当該用地に海水給水管を引くための側溝の設置を進めております。

2つ目の会社制度を導入しての農地集約化についてお答えします。現在地域農業マスタープランを見直すため、各地区において座談会を開催し、その地区の農業の方向性を地元の方々と検討しているところであり、その中で農業経営体のあるべき姿や農地利用のあり方について取りまとめていると考えております。

産直施設の改築と耕作放棄地の解消については、今後の復興事業による道路網の整備状況を見ながら、設置場所等の課題については産直施設を運営している団体と協議することが必要であると考えます。

6次産業化については、現在個々に実践している状況ですので、町としてもこれらの取り組みに協力していきたいと考えております。

5点目の介護士の現状と育成についてお答えします。介護事業所関係の会議などで把握しているのは、通所や施設入所サービスでは基準を満たす職員数が配属されております。また、在宅サービスにおいても新規の受け入れが可能な事業所が多いことから、まだ余裕があり、全体として職員は少ないと捉えております。なお、より充実したサービスを提供するため、職員募集は随時行っているようです。

次に、育成計画についてですが、介護士の育成は国、県の施策であり、資格の付与、研修の実施などを行っており、一例として県では介護職員の確保と質の向上を図るため、初任者研修費用の2分の1を補助しております。

6点目の学校給食センターの建築計画についてお答えします。現在建設に向けて情報及び資料の収集等を行っているところであり、町仮設住宅撤去・集約化計画も見据えながら事業を進めてまいりたいと考えております。

町民グラウンドの改修については、仮設住宅の撤去・集約化計画の実施状況を見ながら、今後県及び関係課と協議してまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

6点目の山田高校の教員住宅についてお答えします。

岩手県教育委員会が示した新たな県立高等学校再編計画によると、山田高校は平成31年度に1学級減が予測されておりますが、教員住宅については存続するものと思われれます。なお、県立の教員住宅の取り扱いについて、県と協議は行っておりません。

7点目の仮設の県立山田病院についてお答えします。仮設の県立山田病院及び周辺施設の原状回復についてですが、新病院が開院したことで仮設病院としての役目は平成28年8月31日をもって終了しておりますが、残務処理などもあることから、すぐには原状回復されないものと考えております。教育財産使用許可が29年3月31日までとなっていることから、年度内には許可条件である原状回復がなされ、返還されるものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

最初に、重茂半島線の上下水道の整備ですけれども、現時点では整備計画がないということですが、であるならば新しい県道には入らないというのを確認した上で、今の沢の処理場から重茂側のある地区にはいつ上下水道の設置をするのですか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

大沢処理場から重茂側の住宅の下水道についての質問だと思います。こちらのほうは、防潮堤の工事によって下水管が切断というか、廃止する予定となっております。そちらのほうについては、これからは浄化槽の設置で対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

これからは浄化槽の設置で対応すると。前の私の質問で、町長は受益者負担金はゼロにするということを答弁いただいています。ということは、下水道処理で対応するということは、その申請すれば受益者負担がない、無償でつくってくれるということで理解よろしいのですね。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

浄化槽の設置に関しては、個人の負担で設置することになります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、前回町長が答弁したのと食い違っているのではないですか。本質的に下水道整備は受益者負担にならないで、公共まですは全部町が整備すると、宅内だけは個人ですということですよ。それだけ確認させてください。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

大沢処理場から重茂側の居宅に関しては、まず件数が少ないということで、下水道を整備するより浄化槽が費用対効果として有利ということで浄化槽という答弁しております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、これについては次のときにまたします。

2番目の道路整備ですが、取り付け道路が一応5カ所、県道へ取り付けになると。この取り付けの

道路の勾配は何％ですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

大沢第1団地からつながる道路については勾配2.5%、中条1号線については取り付け部分が0.6%、全体での勾配では13%の勾配道路です。大沢南北線につきましては11%、大沢第2団地につきましては12%、浜川目団地からつながる道路については4%の勾配になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

前回の質問のとき、建設課長は今後つくる道路は8%以内にとすると私に答弁していましたね。田の浜の公園のとき、8%以上の道路はつくらないのだと。私は、避難道路とか何かそういうことがなくても8%以上でもよいのではないかということをつつたら、それもだめだったのですが、今回はどういう理由でつくったのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

確かに前回田の浜の防災緑地のときには大体8%の道路ということで答弁していたと記憶しております。実際道路の勾配については、標準で9%以下というふうになってございます。その中で特例地として認められているのが最大勾配12%という規定が道路構造令では示されております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であるならば、おかしいのではないですか。特例で12%認められると、今初めて話ししましたよ。何で緑地公園のときはそういう話が出ないのですか。自分たちが都合がいいときだけ出して、都合が悪いときは何で隠すのですか。そんな答弁、おかしいですよ。ちゃんとしてくださいよ、整合性を持って。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

大変申しわけございませんでした。勉強不足の点があったと思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ここの場に来て勉強不足という答弁でいいのですか。議長、本当に勉強不足という答弁を認めるのですか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 35 分休憩

午前 11 時 36 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございませんでした。前回の防災緑地の際の道路構造令では、大体マックス 8%勾配ということになっておりますということで答弁しておりました。道路構造令でいいます標準的な勾配については 9%ということになっております。ですので、そのときに 12%という話をしませんでしたけれども、それについては道路構造令では特例地というのが設けられておりまして、その中で 12%の勾配まで地形的な条件を勘案して設置していいですよという形になっております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

だから、答弁がおかしいのです。特例地と、何でだからそのときはそういう話をしなかったの、この緑地広場の議案審議するとき。そのときしないで、今言うから、だったら前の答弁は全部うそということになるよ。それでいいの、本当に。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

防災緑地のときの勾配の話ですけれども、真ん中の前須賀タブの木荘線をつなげる場合の勾配については 13.5%になりますので、道路構造令という基準値を超えているということになります。防災緑地を越えて集落側につながる道路については 20%になるということで構造令の基準に反するという事で、そのような勾配の道路はつくれなかったということの説明で記憶しております。大変申しわけございませんでした。

（「その返答はおかしかったべ、そうしたら」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私は納得……

○議長（昆 暉雄）

質問してください。

○11番菊地光明議員

であれば、今回の中条1号線は13%ですよね。12%以上でも、これは特例でいいのですね。特例であればそれ以上のところでもできるという確約でいいのですね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

中条1号線については、既存道路部分のところであります。ですので、既にできている部分の道路の勾配が13%になっていると、取り付け部分でつくられる部分については0.6%で基準の範囲内になっているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

この議論していてもあれですので、時間がなくなるので、次に行きます。

次の道路の維持管理について。この草刈りについてやっているということですが、これらについて町道だけではなく震災後買い上げた町有地の草刈りはどうなっているのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

町有地の草刈りについては、実施していない状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ということは、これからも永久的に草刈りをしないということの確約でいいのですね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

買収しました低地部の草刈りにつきましては、その状況を見ながら、判断しながら今後検討していかなければならないだろうというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私は、昨年るとき、田の浜の草刈りをしてくださいということをお願いしましたよね。今から考えると、どういう……震災後刈って、もう5年ですよ。私は、昨年るときも草刈り、町有地にいっぱい生えているので、それがいろんな面で問題起こしているから草刈りしてくださいという話をしたら、今から考えると、そういう答弁ありますか。1年間、何していたのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

低地部の草刈りについてですが、道路に面する部分、交差点等の部分については見通しが悪いということもありますので、そこについては道路パトロール等の際に状況を見ながら実施しているところでございます。

また、建設業会とか地域の貢献活動として協力をいただいて実施しているところはございます。それで全体の町有地になった部分の草刈りということになりますと、範囲も相当広いですし、土砂の仮置き場として利用している場合もございます。そういう状況を見ながら今後考えていきたいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今後考えていきますではなく、ではことはどうしたのですか。私は、昨年ですよ、言ったのは。今後考える、今後考えると、そういう答弁はおかしいと思いますよ。こういう結果だったので、これからはこうしたいとか、そういう答弁ならいいのですけれども、今後考えるという答弁、私は納得できません。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

低地部につきましては、交差点部などで見通しが悪い箇所については実施しているところです。そのほかの部分については、環境的には草が繁茂して見苦しい点はあるとは思いますが、その辺については今後考えていきたいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

次に、住宅再建について聞きます。

山田の第1団地はわかりましたが、大沢の第2団地、団地内の災害公営住宅入居希望者が当初計画戸数より少なかったことから取りやめにしたと、地盤改良も実施しないということですが、第2団地の整備についてはこれで完了と言うが、当初計画より戸数が何戸少なくなったのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

当初は20戸の計画でございましたけれども、4月のアンケートによりまして8戸の計画に変更してございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

8戸の計画に変更と、これは議会に説明しましたか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議会側のほうには説明してございませんでしたけれども、大沢、船越地区に関しても変更で見直しを計画しておりまして、最終的な町の建設戸数については議会側のほうにも報告したいと考えてございました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

8戸にした経緯から、何回全協が開催されたか知っていますか。何でその間一回も説明しないで、今ここで私が聞かなければまたそのまま通すのですか、8戸で。何で今まで全協に説明できなかったのですか、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大沢の件もそうでございますけれども、船越も含めた中で最終的な町の建設戸数、そちらのほうで議会側さんのほうに報告したいと考えて進めておりましたので、そのような形になってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それ議会軽視ではないのですか。では、聞きますけれども、であれば3月議会の議案で第24号で8億1,300万で契約しましたよね。変更契約はいつですか、今度は。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

URとの委託契約で進めておる事業でございますので、最終的な精査の中で確定契約での議会への承認という形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

おかしいぞ、それ。そういうのは。今ささいなことだけれども、とんでもない答弁した。であれば、20戸が8戸になったら、契約の違約金払うのだべ、山田町は当然。減額、2分の1、どういう契約書になっているかわからないけれども。通常の建物で20戸やって半分以下になったら、おらどは例えば工事がおくれればこっちは違約金取るべ。その逆で違約金払わねばならないのではないか、こういうふうになれば。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

URとの協定の契約の中では、戸数減についても違約金は発生しないということで条項でうたってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

契約書がここにはないので、それ以上は追及しない。であれば、8戸であればURとの契約しないで山田町の町内の民間業者に発注してもよかったのではないの。4月になってまだ一戸も建っていない。今からでしょう、また。であれば、違約金が発生しないのであれば、URとの契約を破棄して、山田の民間業者に発注したほうがずっといいのではないかと思うが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大沢の下条団地のほうにつきましては、今造成工事が70%完了してございまして、建築工事は来月の中旬から建設というスケジュールで進んでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

だから、ちゃんとスケジュールを出せと、来月でしょう。であれば8戸であればURではなくて、山田の町内にいる業者さんでいいのではないのかと聞いている。だって、契約破棄しても違約金は発生しないと今答弁したでしょう。違約金が発生しないのであれば、8戸だもの、町内の業者でいいのではないの。皆さん、そう思いませんか。違約金があるのでは、違約金の関係があるでしょうが、あなたは違約金がないと答弁しているのだから。民間業者いっぱいいるよ、山田に。何でURに頼まなければならないの、今になって。そもそも急ぐために3月議会で議決しているのでしょう。それがいまだかつてなくて、その上でまた半分以下になったというなら、契約を破棄して山田の民間業者に発注しなさいよ。どうですか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

契約上、土木工事、建築工事一体で業者さんが受注してございます。あと本体のほうについても住宅メーカーの業者さんでございますので、資材の手配もしておりますので、その形で進めているのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

答弁がおかしい。資材を進めていると、資材は何ぼ進めてもいいのでしょう、違約金発生しないのだもの。おかしいのだ。最初におかしい答弁だろうと言ったのは、違約金があるかないかで物事は右に行くか左に行くか決まっているのだ。違約金が発生しないなら、何ぼ資材の準備したって何したっ

ていいのだ。違約金ゼロなのだから、俺はそういうことでなく、それは契約解除をして山田町内の民間業者に発注しなさいよと言っているだけ。それが発注できない理由が何かあれば、それをちゃんと言えばいいだけ。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 51 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番菊地光明君の質問に対する答弁を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

戸数の変更につきましては、URと去る7月22日より協議を行っておりまして、8月31日にURから協議の変更の同意をいただいております。契約解除につきましては、平成28年第1回議会で議決されました財産取得についてURとの契約において議決をいただいておりますが、損害賠償につきましては現在実施しました地盤改良、資材等の調達等がございまして、損害賠償が発生いたします。そのことから、URとの契約を破棄することは考えてございません。新たに別発注となりますと、設計変更並びに工事の期間等の延長も発生いたしますので、そのようなことは避けたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。それ以上は追及しませんが、であれば工期も10月までには終わると思いますが、前回のとき道路で地盤改良で変更契約しましたので、それらの最終的な変更契約はいつ出るのか、議会に提案するのだけ教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

減額変更もございますので、12月あるいは3月の議会に議案で提出したいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、次に5点目、観光振興についてですが、三陸沿岸道路のインター周辺にあることなどから条

件が整えば利活用の検討できるのではないかとありますが、あそこにつきましては確かにインターチェンジもあるし、新しい斎場もできるので、それらを勘案してよりよい利活用と思って私は一例として道の駅を出しました。ですから、それらについては、特に「とっと」もそろそろ返さないといけないと思いますので、「とっと」のあり方等も考えて、その辺の利活用、今後どうするのかだけお答えください。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

前山田病院、柳沢にあります病院については、今後利活用の関係が大きな課題であるというふうには認識しております。その利用方法、これについては山田町の財政状況、財政負担を伴うものでございますので、使うにしてもイニシャルコストとランニングコストがかかるという部分をどうかご理解をいただきたい。それらの条件が、今県有施設を論ずること自体がどうかと思いますけれども、それらの条件が整えば町長のご判断を待って活用策を検討したいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それは、わかりました。

次、山田高校ですけれども、2番議員からも学級減のことが問われましたが、私は学級減ではなく学級減に伴う職員の減、教員住宅の減ということは職員が減になるのですけれども、職員の減の状況はこれからどのようになっていくのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

職員定数についてお答えします。

今の状況から1学級減になった場合、山田高校全体で2名の職員減になるということのようです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

2名減になるということは、最終的には6名減という計算でよろしいのですね。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

はい、そのとおりです。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

2名減になった場合、その教える教科にどのような影響が出ますか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

教科員の構成につきましては、これは県立学校であるということもあるのですが、何の教科が何人入るところは学校長と県のほうで協議していくということになります。今あるのは、定員数ということになるので、各教科が何人入るかということについてはちょっとわからない部分だと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わからないのではなく、通常的に教育次長として多分こうなるのではないかと、多分はないと思いますが、例えば社会について、では1つだけ、社会はどういう状態になりますか。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

責任問われる県費負担等、義務教育と県立高校の部分のところで無責任な発言はできませんので、これについては教育委員会が答える立場ではないということでどうぞご理解ください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私が考えるのに、5クラスあれば、例えば社会だって高校教育では日本史から世界史、地理とか5科目ぐらいありますよね。そうなった場合、今現在であれば2クラスの場合は多分2人の先生で教えると思います。釜石高校とか宮古高校は5人の先生で多分教えていると思います。それらが1学級になった場合どう変化するのかということだけ教えてください。わかる範囲でいいです。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

基本はわからないということで答えなのですが、それでは余りでしょうから。再編計画で私が参加した会議においては、減になったときはそれ相当の配慮を県でしますということです。仮に1名ふえる場合は、県立の場合約1,000万の人件費等々という説明もありますので、そういうことも含めるとここでは予想ではちょっと答えづらいかなと。ただし、1学級減になった場合にはそれ相当の配慮はいたしますということはその会議の中では伺っていますが、それが具体的に普通科でいくのか、それともある程度特色を持たせるかについては県の方針がございますので、そこを受けての教員配置になるのかなと。ちなみに、小中学校でいくと今復興加配といって、被災地においての加配の人数が相当来ています。ですから、学級減になっても一概に職員が減るということは私のところでは想定しておりませんので、そういう場合は被災地等々学校の特色も含めて1減になった場合には相当の配慮はあるものと、それはあくまでも想定ですので、そういうところでの討論はなされましたので、それはいろんなところの計画書にも出ていますので、そういうところで一読していただければ幸いです。私の責任上、答えるところはそこまでということで、どうぞご理解ください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、それは次にまた。わかりました。

次、仮設の県立病院ですが、来年の3月31日までに原状回復がなされると思うと。私は、原状回復をしてくれというのではないのです。今ある旧仮設病院の利活用を山田町として考えないのかということをもっとお伺いしたいのです。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

現状ある施設についての利活用ですが、あの建物は仮設の建物になっていることから、建築確認の中での仮設の扱いになります。それで、隣の建物になりますが、調剤薬局が撤退することで一旦その部分で協議をしたことはございます。ただ、仮設建物ということで、一旦取り壊さないとだめだということで、改めて設計をする形でないとあそこでは建てられないということでしたので、諦めております。それにあわせての部分になりますので、県立病院については現時点では協議をしてございません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

また私興奮するような答弁だったので、今の答弁は取り消したほうがいいのではないかと思いますのですが。旧山田病院を建築確認とらないで本当に今まで医療行為を行ったのですか。大変なことですよ、これ。本当ですか、建設課長、建設課では建築確認も何もなくて建たせたのですか。健康福祉課長、大変な答弁ですよ、これ。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

申しわけございません。私の言葉が足りませんでした。改めて利活用する場合ですと建築確認をとり直さないといけないという意味合いでお話ししました。建築確認をとっていないという意味ではございません。どうも失礼いたしました。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であるならば、今の病院をそのまま県から引き受けて、野球とかラグビー、サッカー場に利用する方々の、あそこには水道も、あとはトイレも全部完備されているのです。そういう利活用の考えはないのか、まず聞きます。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

旧仮設病院も含め、調剤薬局も含め、そのようなお話はありました。経費面、維持管理面でどうなるのかということで、各方向から聞き取りした経緯がございます。まず、あの仮設には交付金が入っていると、大きく利用目的がそれた場合にはそれを返してもらうことになるかもしれないと、ただはっきりとは現時点ではわからないと、そういう答弁です。

それから、仮設ということで許可を出しているんで、ずっと使うということであれば、本設並みのいろいろ基礎工事等をやってもらわないと使えないでしょうと。そうなれば、譲ってもらって利活用するのと、新しく物を建てるのと下手をすれば同じぐらいかかるのではないかと、そういうことで、そんなにメリットはないというふうなことでした。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、せめて国体が終わるまで、国体の期間中に医療班とか何かのためにせめてそれまでも使えないものか。来年の3月31日までであるので、せめて国体の期間中だけでもトイレなんか

も水洗で立派ですし、その考えはないか、それだけまず聞きます。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

国体期間中につきましては、現状にある総合運動公園の施設を使うことで計画をしております。あの施設自体について県立病院で待機する場所になるかどうかという部分、それから医療施設として利用するかどうかについては県立病院と話をしていかなければならない部分なので、その部分については今確認をとっておりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では次、別な角度から聞きます。今バスが通っていた場合は、バス路線として国道からの出入りがありましたが、あの出入りの道路はどうなるのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

登坂車線の部分につきましては、今回県立山田病院が本設されたことから、あの場所にある総合運動公園の乗り入れに関して、今までどおり利用したいというふうに考えて三陸国道事務所のほうに技監を通して確認をしていただきました。その結果、あの部分につきましては登坂車線を改めて撤去する予定はないということで、現状どおり使えることと確認しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、技監から聞きますけれども、この取り付け道路は国道として理解してよろしいのですね。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真徳）

右折レーンのことと思って回答いたしますけれども、右折レーンについては国道の敷地の中に存置されておりますので、旧来どおり国道敷ということで道路管理者、国が管理するというもので、これは変わりはありません。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

右折レーンではなく、そもそもあそこは全部国道敷なのです。こうなっているのを今回埋めてこうなっているだけで、あれは国道敷なのですよ、入ってくるのが。ですから、それも国道でいいのですかという。当初野球場つくった時点は、あそこに道路をつくってくださいとお願いしたのです。そうしたら、それはだめだということで始まった経緯があるのです。あそこにちょっとした入り口があったのですけれども、これは国道を管理するための入り口であって何らないということですが、今の技監の答弁のように、あそこが全部国道であるという理解でいいのですねということです。

（「技監が場所わかんないと質問したって答弁できない」と呼ぶ者あり）

○11番菊地光明議員

では、建設課長でもいいですよ。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時16分休憩

午後 1時18分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。技監。

○技監（山下真徳）

今議員のほうからのご質問についてなのですが、今明確にお答えできる資料の確認ができませんので、改めて三陸国道事務所のほうに確認をしてご回答ということでお許しいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。大事なことは、三陸国道事務所と当初、技監知らないと思いますので、多分課長さんたちも知らない方がいっぱいあると思いますので、大変なことがあるので、あそこは国道ができないというので、その当時の鈴木善幸先生にお願いして、防衛庁の施設を道路をお借りした経緯があるのです。ですから、もし国道があるのであれば、今の通っている道路を防衛庁に返さないといけないので、防衛庁の専用道路なので、それは建設課長は知っていると思いますが、まずあそこの町道敷はどこからどこまでが町道敷に、自衛隊の入り口からどこまでが町道敷か教えてください。

○議長（昆 暉雄）

一般質問の要旨の中にないですが、答弁出ますか。出ないのであれば出ないなりの。

11番、そういうわけで出ないそうですので。11番。

○11番菊地光明議員

私の記憶では、国道から入るのはみんな防衛施設庁の専用道路という理解でしたので、ですから今回そういうのがあって防衛庁に返せば、あそこに建っている民家の人たちも防衛施設庁から許可をもらわないと、前の議員さんたちはみんな知っていますので。まずこれは、それでは聞いた後で。

次、復興道路の完遂です。特に今回もうできているやつで、田の浜の町道廃止が出ると思いますが、その廃止、階段にするという経緯で地元の人たちに説明会をしたのかどうかを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

説明会については、特に開催してございません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

利用形態が大きく変わる場合は近隣の方に個別に説明しておりますということですが、あそこは利用形態が大幅に変わるのではないですか。変わらないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

利用形態が大きく変わる部分、階段になる部分ですね、高台道路と寸断されて。その部分については、個別に説明はしてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ですから、個別に説明するというのであれば、田の浜の住民に住民説明会をなぜ開かなかったのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

田の浜の既存道路の方については個別で説明しておりましたが、田の浜の集落の部分、既存集落の部分の方については新たな道路ということで、浦の浜側に接続される道路が新設されるということで、交通的には特に支障を来すものではないだろうという判断でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それは、町の判断ですね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そこは、建設課長の判断でさせていただきました。

（「そう言うとき……」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

待ってください。

暫時休憩をいたします。

午後 1時23分休憩

午後 1時23分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

進行いたします。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。町の判断ということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、水産商工課長にお伺いします。確認です。あそこの道路は、漁業集落でできた道路だと思いますが、漁集のつくったものを変更するのに水産庁の同意とか報告はないのですか。それは、なくていいのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

ちょっと私もその部分はまだ把握しておりません。済みません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

把握しないで、横の連絡がなくて本当に廃止するのですか。それでいいのですか。答弁をお願いし

ます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

町道に認定されているということで、町道の廃止、再認定という手続をとらせていただきました。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私が言っているのは、水産庁の同意とか届け出が必要ないのですかということだけです。なければ、要らなければ要らないと、それだけの答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現時点では町道の認定がされているということで、廃止、認定の手続をとらせていただきました。それが漁集事業の補助事業でできている集落道ということであれば、再度確認はしてみたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

議長、今の答弁はおかしいです。再度確認すると、その再度確認する前に廃止条例が出ているのですよ。おかしいでしょう、そういう答弁は。ですから、できるか、できないかだけ教えてくださいと言っているのです。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時25分休憩

午後 1時26分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

予算のかかわりがございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今議員ご指摘の部分、いわゆる漁業集落環境整備事業によって補助金をつけて整備した道路を形状変更する、そういったことについて手続が必要ではないかというご指摘だと思います。その部分に

については、申しわけございませんが、今後水産庁のほうと協議、検討をしてみたいと。ただ、町道の認定、廃止、これは道路現物によるものですので、それに影響はないだろうと。ただ、考え得るのは補助金のいわゆる適化法の関係で返還が生ずる場合が出てくるかもしれない。それはご指摘のとおりだと思いますので、できるだけその部分は静かに聞かせていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では次に、水産業用地について、現在協議中ですが、水産業用地については田の浜地区には計画はなかったのでしょうか、それとも田の浜地区の漁民からの要望はとらなかったのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

水産業用地につきましては、漁業集落防災機能強化事業によりまして整備を進めておる用地でございます。なので、大沢地区と大浦地区について整備を進めているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、田の浜付近の水産業用地について、田の浜に町有地がいっぱいありますが、その計画はないのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

現在町で水産業用地の整備を進めているところにつきましては、大沢地区と大浦地区という2カ所でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それはわかっているの。田の浜地区を整備する計画はないのかと聞いているの。

（「要らないことは言わなくてもいい。質問さ答えるだけでいいんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

田の浜地区については、現在のところ整備の予定はございません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

これが町長が言う漁業の町で、こういうことでいいのですか、町長、本当に。田の浜の水産は、重要な地区だと思っているのですが、今の答弁で本当にいいのですね。私は納得できませんが、もう一度、本当につくる予定がないということであれば、声を大にして、予定がないとはっきりしてください。私も地元に戻って説明する考えがありますので。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

各地区でもいろいろな経緯があって、倉庫やら保管作業施設やらできている経緯があります。水産商工課長が言いましたのは、現時点では計画はないということであります。今後船越湾漁協のほうから大きな声が上がったりすれば、漁協も動くと思うので、その辺は柔軟な姿勢で対応するというところでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それから、貸し出し時期や使用料、現在協議中ですが、いつ決定するのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

これは、漁協のほうとの協議にもなるわけですが、近いうちにといいますか、現在協議を進めておりますので、近々といえますか、早い時期に決めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、その間まで今の仮設の施設や何かを使ってもいいと理解していいのですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

大沢地区のほうにつきましては、多分議員のご質問は大沢地区のことではないかなと思うのですけ

れども、そこの漁家の皆さんとは説明会を開催したり、いろいろ状況に応じて今後協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

最後に、斎場につきまして、工期も厳しいようですけれども、頑張ってもらいたいのですが、最後に確認だけ。多分今回の補正にも出ていると思いますが、これ以上事業費の増はないということを確認してよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

新斎場建設工事につきましては、町民課が担当でございます。ただ、実際の業務は造成の部分は建設課、建物については建築住宅課に業務依頼をして進めております。このため、関係課が連携して業務間の連絡調整を図りながら進めていくわけですが、いずれ事業を統括するのは町民課でございまして、工程管理、予算の管理も含めてしっかりと把握して、そのようなことがないように努めていきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

私から補足をします。

何が出るかわからないということがありますので、これ以上予算がふえないということはちょっとここでは確約できませんので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

確約できないのはわかりますが、この間のように再度大きいになると皆さんからまたいろいろあると思いますので、皆さんが待っている斎場ですので……

（「待っている」と呼ぶ者あり）

○11番菊地光明議員

待っているという言葉は語弊がありますが、皆さんが使用する斎場ですので、できるだけ早く立派なものをつくってください。

以上をもって質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

11番菊地光明君の質問は終わりました。

3 番佐藤克典君の質問を許します。3 番。

○3 番佐藤克典議員

3 番、政和会、佐藤克典です。まず最初に、去る8月30日、本県、北海道を襲った台風10号の犠牲となった方々のご冥福をお祈りするとともに、台風10号、また9月8日から9日にかけての低気圧豪雨により被害を受けた皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。特にも甚大な被害をこうむった岩泉町の被災された皆様におかれましては、一日も早く復旧、復興が進み、もとの生活に戻られることを祈念したいと思います。

また、この台風、低気圧豪雨に夜を徹し災害対応に当たった消防団の皆様を初め、関係職員の皆様のご労苦に対し敬意を表したいと思います。

それでは、通告により7点ほど質問させていただきます。

1、超高速ブロードバンドの活用計画について。現在、豊間根、船越地区において、超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバー敷設工事が進められており、完成後は全地区で光ファイバーが整備されることになり、大変喜ばしいことと思っております。町では、将来的にこの超高速ブロードバンドの活用計画をどのように描いているのか伺います。

次に、震災復興完了後の経済対策についてであります。あの未曾有の大災害、東日本大震災から5年6カ月の歳月が過ぎました。町内各地で高台団地の造成や個人住宅、災害公営住宅の建設、また新たな道路網の整備など多くの工事が進められ、新たな町が見えつつあります。震災からの一日でも早い復興の完遂を町民誰もが願っているものと思っているところです。その一方では、復旧、復興の完了後は、建設事業の激減や人口流出により商業等における消費の落ち込みが懸念されます。町ではこのことをどう捉え、どのような対策を講じていくのか伺います。

次に、町長所信表明についてであります。災害公営住宅の引っ越しの完遂について。災害公営住宅について、30年度には計画戸数全てが完成する予定で、引っ越しを完遂していただけるよう取り組んでいくとありますが、現時点での入居状況、空き家状況はどうなっているのか伺います。

次に、住宅再建への支援についてであります。本町では、住宅再建への支援策として、被災者が低廉な価格で住宅を再建できるよう地元業界団体と連携し、山田型復興住宅を提案し、普及を進めているとのことですが、現時点でどれぐらいの需要があるのか伺います。

3 番目に、産業振興の支援についてです。農業については、農家の高齢化や担い手不足に伴い、耕作放棄地の増加などが懸念され、農業生産基盤の一層の整備と新規就農者や担い手を確保しやすい経営体制の構築など、足腰の強い農業づくりを進めるとのことですが、町ではどのような経営体制を描いているのか。また、遊休農地解消のため、水田の圃場整備については田名部地区の小規模整備を行う考えはないのか伺います。

次に、医療福祉の向上についてであります。児童生徒の医療費助成の拡大や不妊治療費の助成についても引き続き行うとのことですが、このことは佐藤町長が町政を担っている間は続けると理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

最後に、学校給食センターの建設についてであります。子育て支援、食育の推進のため、任期中での学校給食センターの建設は大変喜ばしく、町長の大英断と思っているところです。給食センターの建設、運営を効果的に図るため、内部、あるいは関係機関等で構成する検討委員会が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

佐藤克典議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の超高速ブロードバンドの活用計画についてお答えします。町内全域に超高速ブロードバンドの基盤が整備されることにより、地域間の情報格差が解消され、インターネットを通して防災や生活に関する大量の情報を迅速に収集、交換することが可能となります。そのことから、民間企業等においてもインターネットによるさまざまな分野における活用が期待されるところであります。町としての将来的な活用計画については、どのような補助メニュー等があるかも含め、広くご意見をいただきながら、今後その活用方法等を検討してまいりたいと考えております。

2点目の震災復興完了後の経済対策についてお答えします。復旧、復興の完了後においては、建設事業縮小による人口流出や購買力の低下は避けては通れないものと捉えております。このため、まちなか再生計画に基づき、商業、サービス業の集積やエリアマネジメント体制の構築により、魅力あるまちづくり、中心市街地のにぎわい創出に向けて取り組んでまいります。また、交流人口の増加による消費拡大を図るため、体験観光推進協議会の活動を通じて観光客の誘客にも努めてまいります。

所信表明、1点目の現時点での入居状況についてお答えします。現在町営住宅は、柳沢第1団地、織笠跡浜団地、大浦第1団地、県営住宅は豊間根アパート、大沢アパート、織笠アパートが入居となっております。空き状況は、柳沢第1団地が49戸のうち9戸、織笠跡浜団地が22戸のうち9戸、豊間根アパートが72戸のうち17戸、大沢アパートが35戸のうち4戸、織笠アパートが52戸のうち4戸となっております。

2点目の山田型復興住宅の需要についてお答えします。8月末現在で完成間近の住宅が1件、予約済みが5件、設計相談中が4件であります。現在山田型復興住宅のモデルハウスが完成し、見学会を実施しており、来場者数は約700名に達しております。今後山田地区の面整備事業が進み、需要はふえるものと考えております。

3点目の産業振興の支援についてお答えします。町の描く経営体制については、その地域における

他産業従事者と同程度の所得水準を目指し、地域に合った経営体制を確立していきたいと考えます。これにより地域農業の担い手の確保が図られるものと期待しています。

田名部地区の小規模整備については、現在地域農業マスタープランの見直しのため、各地区において座談会を開催し、農業のあり方と農地利用についての方向性について地元の方々と検討しているところであり、地域の同意が得られれば、小規模整備の実施について検討していきたいと考えます。

4点目の医療福祉の向上についてお答えします。児童生徒の医療費助成の拡大や特定不妊治療費の助成については、町独自の少子化対策として平成27年度から取り組んでいるものであります。これらの施策は、総合計画において前期計画の28年度から32年度にかけて計上しており、この間計画的に実施してまいります。

5点目の給食センター建設に係る検討委員会の必要性についてお答えします。学校給食センター建設に向けては、関係課や関連団体と連携しながら建設及び運営等について検討するための委員会が必要と考えます。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

最初に、ブロードバンドについてお伺いしたいと思います。

私たちが3月に軽米町にブロードバンド事業の視察に行っていました。そのとき軽米町では、テレビを使って議会中継、あるいは地域の催し物などを配信しておりました。これはいいものだなと、山田町にもこのようなことができないのかなと思ひまして質問いたしました。8月に町政に対する要望に対する回答では、ブロードバンド事業、軽米町みたいにテレビ放送サービスを提供するには約40億円の事業費がかかると、国の補助に対する基本的な考え方は現時点では光ファイバー未整備地域に対するものであるという回答でございました。維持管理についても年間8,500万という大きな額なのですが、現時点においても総務省からの支援はないと。軽米町みたいになるにはかなりの多額の経費がかかる。これは難しいなとは思いますが、しかしながら、やはりインターネットが速く見られるだけでは光ファイバーをつくった意味がないと私は思います。このほかに何かの活用策というのはあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議員の皆さんが軽米町をご視察なさったということで、素晴らしいものを見てこられたということで、山田町も何とかそれに似たようなものができないかとか、匹敵するようなものができないかということで、担当を含めいろいろ検討したところでございます。その結果、補助基準とかそういったものの関係で山田町では導入できないという、そういうことでございます。

しからは今後どういった活用策ができるかということでございますが、多大なる事業費が今議員の質問にもあったようにかかるわけでございますので、かなりこの中身を精査して、必要不可欠なものというところから絞って活用できないかということで取り組んでいく必要があるものと思っております。議会中継に関しましても、ＩＰ告知端末でなくて、別な方法も考えられるということもございます。また、防災行政無線の難視聴対策として、聞こえないお宅にＩＰ告知端末を使つての戸別受信機が設置できないとか、あるいはひとり暮らしのお年寄りの見守りシステムができないのかなというような部分がこれから考えられる手段というふうには思っておりますが、いずれ経費のかかることでございますので、総合発展計画等に計上もにらみながら、広く皆様のご意見を伺いながら進めていかなければならない問題だというふうに捉えてございます。

○議長（昆 暉雄）

３番。

○３番佐藤克典議員

ＩＰ告知端末による防災行政無線の難視聴対策としての戸別受信、あとは高齢者の見守りシステム、特にも戸別受信や高齢者の見守りシステムというのは、安心、安全に生活できる喫緊の課題だと思います。これはやっぱり関係各課整備に向けて早急に取り組んでいただきたいと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、その辺の仕組みにつきましては、これから検討させていただければ、勉強させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（昆 暉雄）

３番。

○３番佐藤克典議員

次に、震災復興完了後の経済対策でございます。

完了後は、建設需要が縮小になるというのはもう目に見えているわけです。建設工事の平準化とか、あとは私今回の台風豪雨ですごく感じたのですけれども、増水が予想される各沢々の排水対策、元となる沢の排水対策とか、あとは治山工事等も、これはやっぱり急務なのではないかな、そうすれば災害を未然に防げる部分も結構あるのではないかなと思ひます。これらを例えば１年というのは当然無理ですから、５年計画とか、長期計画で整備するような考えはないのか伺ひます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回の台風10号、それと13号、温帯低気圧に変わりました台風によりまして、町の管理する準用河川でもさまざまな災害が出ているところでございます。この災害につきましては、現状をちゃんと把握した上で災害対応の手续もとらなければならないと思っておりますし、補修が必要な部分については適正な補修を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

現時点では、確かに壊れたところを直すのが先決です、はっきりしゃべって。ただ、それが落ちついたら、そういうふうに起きそうなところに目を向けるというのは、これ必要だと思います。そうすれば、災害は未然に最小限度に食い止めることができると思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、消費の落ち込みなのですけれども、これも今復興関連でどれぐらいの方々が山田町に来ているのか、ちょっと把握はしていませんけれども、完了後はこの方々が当然いなくなる。そうすれば、もう消費の落ち込みというのは明らかです。対応策というのは、観光客をふやす、これがやっぱり必要なのではないかなと思います。そのうちに三陸沿岸道路も開通します。これが開通すれば、山田はただ通過するということも懸念されます。けれども、三陸沿岸道路によって山田町が近くなったというのを大きな武器にして山田町のよさをアピールし、外貨を稼ぐというような方策が私は必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

その点につきましては、議員おっしゃるとおりだと思います。人口流出等及び購買力の低下は、議員おっしゃるとおり、作業員等の減少によって目に見える形で出てくると思いますので、何とか一助として交流人口の増加というものにも目を向けていかなければならないと、あわせて観光客の誘客ということになります。そうすれば、地場イベントの開催ですとか、そういったものを通じて町へ町外の人を呼び込むというようなことも必要になろうかというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

例えば消費の落ち込みというのは、山田町に限らず、多分被災地共通の課題だと思います。お隣の大槌だって、宮古だって、このことは言えるのではないかなと思います。やはり三陸ジオパーク等を生かして誘客に努めることが私は喫緊の課題ではないかなと思います。このことについては、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、災害公営住宅の空き家状況なのですが、柳沢が49戸のうち9戸、織笠跡浜団地が22戸のうち9戸、豊間根アパートが72戸のうち17戸等々が回答なされていますけれども、織笠団地、今大体半分近くあいているわけです。あとは、豊間根にしたって17戸、かなりあいているのですけれども、入らない理由というのはどういうことなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

織笠と豊間根があきが多いわけなのですけれども、織笠に関しましては戸建ての住宅ではあるのですが、3DKがあいております。こちらのほう、入居要件がございまして、3人以上という条件で入居していただいたものですから、その面であきが多くなっている状況でございます。豊間根に関しましては、やはりどうしても旧山田地区というか、山田中央団地も来月、再来月には入居手続始まりますけれども、そちらのほうを希望されて、もしそちらのほうに外れた場合に豊間根団地のほうに入っていただくという、そういう方向で現在は考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

可能性というか、あれなのですけれども、この前の台風で岩泉がかなり被災されました。山田町に親兄弟がいて、そのついで例えば豊間根の災害公営住宅に入りたい、そのような場合は入居は可能なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

あくまでも災害公営住宅でございますので、入居要件合致しないと入居することは不可能でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

私は岩泉で被災したと、災害に遭ったと、それを前提に言っているわけです。そういう場合可能かどうかというのが、入居条件に合致しないというのは何か合点がいかないです。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

豊間根の団地もそうなのですが、県営住宅の場合には東日本大震災で被災された方、その方については全ての方が入居できるという形でございます。岩泉の災害に関しては、まだ国のほうから決定はいただいておりますので、ちょっと回答はできかねます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

東日本大震災で災害に遭った方々が対象ということなわけですね。東日本大震災だって台風だって私からすれば同じ災害だと思うのですが、国からの通知が来なければそれはできないというのはそのとおりでしょうけれども、仮にあった場合はこういうのは私は前向きに考えてもらいたいと思います。

次に、山田型復興住宅についてでございます。現時点で完成間近の住宅が1件、予約済みが5件、相談中が4件ということで、合わせて10件ほどなようでございますが、やはりこれは町長自身が発案して進めた山田型復興住宅でございますので、可能な限り町民に啓蒙していただきたい、そのように思っています。これについては、要望でよろしいです。

次に、農業なのですが、町で描く経営体制については他地域における他産業従事者と同程度の所得水準を目指しと、この同程度、どの程度の所得水準を目指しておりますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

お答えします。

まず、農業の基本的な施策につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想という国の法律に基づいて、その市町村でどういう農業を目指しますかという基本構想を定めなさいということになっております。現在山田町の基本構想であれば、農業従事者1人当たり260万、経営体でいけば360万、これにつきましては平成22年度につくっている数字でございます。5年に1回見直しということで、今見直しをかけているところですが、県のほうでは、岩手県一律の数字とすれば1人当たり400万、経営体として550万で、あとはそれを参考にして各市町村で農業の規模等を加味しながら所得を定めてくださいということで、今現在新しい数字については策定中でございます。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

今農林課長のほうから額が示されたのですけれども、例えば水稻のみつくっている場合、1ヘクタ

ールつくつたと仮定します。今米の価格が大体、きょうの新聞に載っていましたけれども、ひとめぼれで60キロ当たり1万1,800円、山田の単収は大体8俵前後でございますので、そうしますと1反歩、10アールから大体9万前後、1ヘクタールにしても90万、米の収入ですよ。10町歩あったとしても900万ぐらいにしかありません。ぐらいにしかありませんと言うのも変な言い方なのですが。それを経費を差引くと、半分以上は経費で持っていかなれますので、10ヘクタールあっても450万程度しか所得として上がらない。非常に難しい農業経営です、はっきりしゃべって。我々の世代は、例えば赤字になってもそれはやりますけれども、もう少したばやらないというのは目に見えています。だから、経営体として成り立っていくためには、やはり生産組織みたいなのが必要になってくるのではないかなと思います。近い将来そうなるのは目に見えていますので、このことについてはどう思いますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

確かに稲作であれば、そのような数字になります。当然この数字を目指すためには、1人当たりの面積というのが必要になってきます。所得というのは、収入から経費を差引いたものになりますが、しからば収入はそれとして経費をどのように抑えていくか。経費を抑えるためには、今の狭い圃場で効率性が悪い部分をいかにして1枚当たりの区画を大きくして効率性、経費を少なくしていくかというのでも考えていく必要もございます。

また一方、自分の家で食べる部分を作付している農家もございますので、そこら辺も守りながら、大規模化を目指す方々に対して所得が生じるような基盤整備というのは考えていかなければならないかと思っております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

圃場整備、今荒川で進めているのですが、やはりある程度の基盤が整備にならなければ所得は上がらない、全くそのとおりでございます。そのことから田名部の小規模の圃場整備というのを挙げたのですが、田名部地区については平成16年、17年、当時産業振興課で特命チームをつくって強く推進したのですが、残念ながら一定の合意に至らないで頓挫というか、事業が見送りになった経緯があります。ただ、やはりそれでもやってほしいという声は根強くあります。このことから、やはりその方々の声を聞いて、前向きに検討していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

議員お話しのとおり、田名部につきましては数回、中山間事業を導入しようということで、頓挫し

て、今の状態になっております。確かに山田町内の中でいけば、大方が昔のままの田んぼの形状をなしているのは田名部地区でございます。国のほうとすれば、農地の借り貸し、農地中間管理事業というのを活用して集約してくださいということで今進めております。ただ、どうしても面積確保するためには平場の部分が中心になります。岩手県の場合は、多くが中山間地域になっております。それで国のほうとしても中山間地域に対しての軽微な圃場整備という制度もつくっております。県単独事業でも簡単な整備できるような事業をつくっておりますので、いずれ今行っている地域での話し合いの中で、当然借り手、貸し手、その需要がマッチングしたところ、それができないとその整備導入できませんので、その話し合いを密にしながら、できる部分は導入していく必要があるかと考えております。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

田名部地区は、農林課長もご承知のとおり、小規模、不整形、全くそのとおりの田ですので、是が非ともこれについてはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、医療費の助成ですけれども、町長は28年から32年にかけて、これについては総合計画において計上しているのでやるということなようですけれども、本来はこれは町政が変わってもやっていたきたいのですけれども、これはお約束できるわけではないでしょうから、これについてもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、給食センターでございますけれども、検討委員会は立ち上げるということなようですが、必要だと考えているとのことですので、いつごろ立ち上げる予定なのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

大まかなイメージということで、先ほど副町長のほうからお話があったのですが、今の段階は資料を収集している段階であるということで、来年度以降、早い段階でというふうには考えておるところです。今はちょっとここまでしか答えることができません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

来年度以降の早い段階ということなのですが、私はその中で是が非とも検討していただきたいのがあります。それは食材、極力可能な限り地場食材を使っていただきたい。例えば米については、これは通年供給は可能です。ほかの作物についてはなかなか難しい部分もあるのですけれども、その辺を

是が非とも検討事項にさせていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

前回給食センターに当たって進められた委員会等も参考にしながら考えているところでございますので、前回も学校給食食材地場産品活用検討委員会というものを立ち上げながら進めておるところでございます。そうしたことも視野に入れながら進めたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

地場産品を使うことによって最終的には農業振興、産業振興につながるわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

3 番佐藤克典君の質問は終わりました。

4 番黒沢一成君の質問を許します。4 番。

○4 番黒沢一成議員

4 番、未来クラブ、黒沢一成です。通告に従い、壇上より質問いたします。

まず、津波慰霊碑の建立についてです。復興半ばであります。東日本大震災の慰霊碑の建立を町として具体的に考えてはどうでしょうか。場所は御蔵山に、被災者数がはっきりわかる形のものを建立してはいかがでしょうか。

次に、高台宅地、災害公営住宅のあき状況についてです。織笠地区、船越地区、大沢地区は、被災者用の宅地、公営住宅が整備されつつあります。あきが出ず、無駄にならないことが一番大切だと思います。あきの状況と、2 次募集の状況はどうでしょうか。募集受け付けにも条件があると思いますが、柔軟な対応を望みます。

次に、町長所信表明についてです。住宅再建への支援について。山田地区以外の宅地はほぼ完成し、これから個人住宅の建設がさらに進んでいきます。仮設住宅に暮らす方から、仮設備えつけのクーラー、倉庫、あるいはこたつなどを新築住宅に利用できないだろうかという要望があります。クーラーを 1 つ利用できるだけでも、被災者の負担は減ります。今後新たに入居する方もいないと思いますが、仮設退去時に持ち出しはできないのでしょうか。以前に給湯器を追いだき機能つきのものにつけかえたとき、もとの給湯器は再利用ではなく処分したように記憶しております。既に撤去した仮設のクーラーなどはどうなったのでしょうか。

復興工事の完遂についてです。コミュニティーの形成に欠かせないものに集会所があります。被災した集会所の再建計画はどうなっているのでしょうか。

産業振興の支援についてです。潮風トレイルも体験型観光の一つであると思います。船越半島の遊歩道は、距離と地理的要因、トイレ等の施設の整備状況から現状では利用してもらう状況にはありません。しかし、近年登山ブームと相まって、トレイルマラソンが密かなブームとなっております。船越半島の遊歩道を利用した大会を企画してもいいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

黒沢一成議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の津波慰霊碑の建立についてお答えします。震災により犠牲となられた方々をしのび、震災の記憶を後世まで伝えるため慰霊碑を建立することは、極めて深い意味があるものと認識しております。慰霊碑建立についての構想はありますが、現在町では復興事業の完遂を最重点課題として取り組んでおり、復興事業の進捗状況、町民の皆さんの声や近隣市町村の動向等を踏まえながら、事業の実施等について判断していきたいと考えております。

2点目の高台団地、災害公営住宅の空き状況と2次募集の状況についてお答えします。高台住宅団地の空き区画状況については、織笠地区防集事業は整備戸数148戸のうち11戸、船越・田の浜地区防集事業は整備戸数145戸のうち24戸、小谷島地区防集事業は整備戸数4戸のうち1戸、大沢地区漁集事業は整備戸数59戸のうち16戸となっております。再募集については、現段階では移転対象者を中心に実施しており、織笠地区防集事業で13戸、船越・田の浜地区防集事業で4戸が決定しております。今後は、段階を踏んで募集対象者を拡大するなど、空き区画が生じないよう柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、災害公営住宅の空き状況についてですが、現在町営住宅は柳沢第1団地、織笠跡浜団地、大浦第1団地、県営住宅は豊間根アパート、大沢アパート、織笠アパートが入居となっております。空き状況は、柳沢第1団地が49戸のうち9戸、織笠跡浜団地が22戸のうち9戸、県営豊間根アパートが72戸のうち17戸、大沢アパートが35戸のうち4戸、織笠アパートが52戸のうち4戸となっております。現在2次、3次募集を終了し、随時募集に切りかえております。今後は、世帯人数の見直し等の要件緩和を図り、空きが生じないよう努めてまいります。

所信表明、1点目の仮設住宅の備品についてお答えします。応急仮設住宅は、岩手県の所管となっておりますが、県では各市町村の集約計画に基づき撤去が決まった仮設住宅の入居者が退去する際には、エアコン、照明器具、カーテン、暖房器具、物置の5種類について無償譲渡は可能とのことです。

また、既に撤去した仮設のエアコンですが、再設置に相当の費用がかかることから、廃棄処分した

と聞いております。

2点目の復興工事の完遂についてお答えします。被災した集会所の再建計画ですが、集会所機能を有する被災施設は12施設あり、再建済みが2施設、建設中が1施設、再建の方向性が定まっているのが3施設、支援団体と交渉中1施設、集落再編につき廃止検討が3施設となっております。ほかの2施設については、用地選定及び整備事業メニューについて検討を進めている段階です。

3点目の産業振興の支援についてお答えします。潮風トレイルの船越半島ルートは、環境省によってコースの選定と歩道の確保に向けた作業が進められておりますが、総延長が40キロメートルほどあり、宿泊や休憩、トイレのある場所が少ないことを考えると、どこを起点、どこを終点にどういう手段で移動するといったモデルコースの設定等が必要であり、今後の課題と考えております。

次に、トレイルマラソンについてですが、地域資源の新たな活用方法の一つとして考えられますが、実施する場合の安全面の確保、運営する上でのノウハウ、相当数の人員配置が必要となってくることから、現時点での実施は難しいものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

再質問は、前からします。まず、慰霊碑の建立についてです。

近隣市町村の動向を踏まえながらということですが、今御蔵山に鐘と時計があるわけですが、でもよそから来た人があそこを見に行くのかなと、視察に来た方は行くとは思うのですけれども、そこに慰霊碑があればどのぐらいの程度の被災であったのかとか一目瞭然わかんと思うのです。後からつくる、今後考えて後からということもあるのですけれども、今現在被災地見に来ている方はいると思うのですけれども、そういう方にも一人でも多くの方にわかりやすいものをつくるということも大切かと思うのですが、いかがでしょうか。少しでも早くつくってほしいと思うのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議員おっしゃるとおりだというふうに思います。町としてもつくらないと言っているわけではございません。一応これご質問に関していろいろ他の状況も調べたのですが、宮城県とか福島では何件かあるようでございます。県内では、本格的に自治体でつくったという例はまだございません。また、復興事業に関しましても、いつのタイミングで慰霊碑ができたらいいのだろうかという部分も皆さんで時期を考えなければならないというふうには思います。そういった意味で、場所も含めてですが、議員のご提言のあったお話も確かに意味あることだなというふうには思いますので、まず今後いつの時期が山田町にとってそういった慰霊碑をつくるのにいいのだろうということを皆さんからのご意見等も伺いながら検討していくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

いつつくるかというのも難しいのかもしれませんが、慰霊祭自体は毎年欠かさず行っているわけで、今後も続けていくとは思うのですけれども、一つのシンボルであると思うので、早目につくことを提案します。

次に行きます。災害公営住宅と高台団地なのですけれども、2 次募集で申し込んでオーケーになった方もいるようなのですけれども、どのような方が申し込んでいるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

高台住宅団地の再募集に関しましてですが、実施しているのが織笠地区、船越地区、小谷鳥地区を実施しております。答弁で申し上げますとおり、全体戸数が織笠地区で13戸、船越・田の浜地区で4戸、小谷鳥地区は再募集しましたが、決まらなかったということです。このうち山田地区から織笠地区の防集事業に行った方が6人というふうになってございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

その山田地区から他の織笠等に移った方は、山田が対象の時点では公営住宅あるいは宅地の申し込みをしていた方かと思うのですけれども、その移動した分の山田地区の宅地あるいは公営住宅の数は変更しているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

災害公営住宅にありましては、今現在最終的な建設戸数の見直しを検討してございますので、各地区ごとで精査して最終的な戸数で減になれば、減になる計画で進めたいと考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

とにかくつくったのが無駄にならないというのが第一というか、これも国費ですけれども、税金でつくっていることなので、税金の無駄遣いにならないようにしていただきたいというのが一番で、そのためにも再募集等を早い対応で、柔軟な対応を望みます。

今さらなのですけれども、戸建ての住宅、結構以前に坪単価高いなということを話したことがあるのですけれども、山田型住宅でつくったら単価安くて、あるいは家賃も安くなる。10年後、何年後に譲り受けたい、買いたいというときの値段も安くなるのかなと思うのですけれども、今さらなのですけれども。まだつくっていない部分に、戸建てについて、そういうことができるのかどうか。もしできることがあるのだったら、検討していただきたいと思うのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

災害公営住宅におきましては、国の設計基準というのがございます。単価のほうも国の基準にのって実施しなければなりませんので、どうしても諸経費も通常の計上のパーセンテージ、そういう形で設計工事をしなければなりませんので、どうしても山田型住宅よりは高い工事費になってしまいます。それで了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

基準が厳しくて、単価が高くなるということなのですけれども、せっかく山田型住宅というものをつくったので、住む方がこれから少しでも楽になる形になればいいなとは思ったのですけれども、どうしても無理というのだったら、ごり押しはできませんので。以上です。

次です。住宅再建への支援についてで、仮設で使っていたエアコン、カーテン、照明器具と暖房器具、あと物置を使っていいですよと、持ち出していいですよということなので、これは非常に被災者にとってはありがたいことです。ただ、今現在仮設に住んでいる方で知らない人が多いのではないかと思いますので、ここは早目の周知をお願いします。あるいは今までに周知したことがあるかどうか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

無償譲渡につきましては、復興かわら版のほうで県からの指導がありまして、1 度載せたとは記憶してございます。あとは、最終的に撤去する団地が対象となりますので、最後に退去される方が対象にはなってきます。ですので、山田町に関しては学校の校庭の団地とかは撤去の計画でございまして、こちらのほうは譲渡の方向で検討はできると考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

ちょっと今の答弁だと、私が勘違いしたようで、今仮設に住んでいて、うちを建てました、出ますという、出た後に入る予定というのは今後ないと思うのです、新たに入居する。そこ使うということはないと思うので、最終的に住んでいた方だけではなくて、今現時点でうち建てて住む方に対しては無償譲渡を可能という形にすべきであると思うのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

今のご質問でございますけれども、集約計画にのっとった団地ということでございますので、集約されて、それでも撤去が決まった団地で、最後に退去される方、その方には譲渡は可能であると考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

同じことなのですけれども、結局もったいないのです。最後に退去する方というのは、人数的には少ないですね。少ないと思うのですけれども、最後の退去というのは仮設を撤去する、仮設がなくなる時点で退去される方ということでいいのでしょうか。それとも、今ある仮設はやがては全て撤去することになりますけれども、ですからそういう意味では現時点で撤去が全部決まっているのですよね。だから、現時点で、例えばきょう、あした出る方もその無償譲渡の対象になるかと思うのですけれども、その確認をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

現時点では、県の方向性がそのようになっておりますので、再度県と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

これは、ぜひともやっていただきたいです。とにかくもったいないです。もったいないし、被災者に少しでも手助けになります。町長の所信表明の中に入っておりました思いやりのある政治にも合致

する、あるいはもったいないという点で民間感覚にも合致することかと思うので、これは何が何でもやっていただきたいと。県のほうと協議ということですが、仮設は県で建てたものだから、そういうことになるかとは思いますが、ここは何が何でも強く言ってもらいたいのですが、課長さんでなくて町長からお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

ご指名でございますので。最終的に集約がちゃんと決まるといところが前提にあるわけですが、そういう中で例えばエアコン等は経年劣化しているわけですね。費用がどれぐらいのエアコンかということは私はわかりませんが、さほど高いものではないと。そのものを今度は撤去し、設置する費用ということはたしか自分でやるわけでございます。そういたしますと、大手家電メーカーから設置費無料でそちらのほうを手配される方もあろうかと思えます。そのようなところも含めまして、ご本人の方にいいような手助けの方法をひとつ講じてまいりたいし、そのように県のほうにも働きかけたいと、そう思っています。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

エアコンがそんな高いものではないという町長の弁ですが、町長の給料からすれば高いものではないかもしれませんが、一般の方にとっては結構高いものだと思いの感覚では認識しておりますので。あと、カーテンはそのまま使えますし、本当欲しいという方はいますので。物置に至っては、軽トラ 1 台あれば運んで設置はできるのです。最終的に使わないで、何か話によると豊間根の仮設を撤去して、この場合は最終的には重機で潰して全然使えないようにしたような話も聞いたりするので、そんなことになるのだとしたら、欲しい方には上げるようにしていただきたいので、ここは強く要望します。

次に行きます。コミュニティセンターなのですが、廃止検討が 3 施設と、あとは 2 施設について用地選定及び整備事業のメニューについて検討を進めているとあるのですが、この 3 施設と 2 施設はどこなのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

廃止を検討している施設は、織笠の森ブロックセンターという小さいのがありまして、それが 1 つ、それからあと細浦ブロックセンター、これも今建設している高台団地のほうに新しい集会所をつくることを計画していましたし、細浦のほうには集落がほぼなくなります。1 軒、2 軒家は残るのですけ

れども、そのこともあり、そこは廃止をして織笠コミュニティセンターのほうに統合ということを検討しております。あと1カ所については、山田漁村センターでございますけれども、漁村センターは海岸にございまして、そちらも集落がなくなりますので、こちらは廃止をしたいと。それに伴う代替につきましてはこれから検討させていただきたい。臨時的には駅前につくっている交流センターなども活用していただきながら、今後検討を重ねていきたいというふうに思っています。

それから、検討中の2カ所というのは、山田の北浜防災センターと、それから飯岡防災センター、2カ所でございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

山田の北浜とか飯岡の防災センターは、同じ場所にはつくれないのかもしれませんが、それは場所が変わると復旧が厳しいのかどうかかわからないのですけれども、復旧ではつくれないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

防災センターということで、私のほうからお答えいたします。

防災センターは、補助メニュー、補助金という性質ではございません。いわゆる起債を主として財源として建てておりますので、基本というか、災害復旧は認められておりません。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

あと、自分の地元のことは言いづらいのですけれども、前須賀の集会所も被災していて、その後どうするのが決まっていないのですけれども、船越・田の浜地区高台も完成して、これからうちが建ってくるので、集会施設も必要になってくると思うのです。とりあえずは浦の浜仮設の集会所も借りれば済むことなののですけれども、今後浦の浜の仮設が撤去になった場合に集会施設がなくなるわけですが、前須賀の集会施設についてはどう考えているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

前須賀集会所につきましては、代替の施設として船越第5団地内に建設をすることで、今復興庁さんのほうと規模とか予算額について検討しております。現段階でつくりますという確約まではまだいきませんが、町とすればそういう方向で考えているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

コミュニティーの形成のために、どうしても集会施設は必要なものですので、早く決めてつくっていただきたいと思います。これはどこの地区についても同じです。

次に行きます。トレイルマラソンのことなのですが、ノウハウとかそれ相応の人員配置等が必要と、それはそのとおりなのですが、これはやりますということで決めてしまって、準備がすれば人員とかノウハウについてはどうにかなるものだと私は思います。どこの大会でも多分そんな感じでやっているのかなと思うのです。山田は、食に関するイベントは多彩で、そこはいいところなのですが、スポーツ関係のイベントは以前あった日刊マラソンがなくなってからはしていないという状況なのです。食に関するイベントは、確かに人が集まるのですが、主に近場の人を中心なのです。このスポーツに関するイベントというのは、結構遠くから来ます。好きな人は、あちこちに出かけて大会出るので、広範囲から人が集まる。人数的にはそんな多くないかもしれないのですが、広範囲から集まって、山田の町を知ってもらう一つの機会になると思うのです。

去年、隣の大槌ではヒルクライムレースという、自転車のレースを開催したわけなのですが、定員200人だったのですが、200人があっという間に、それほど周知したわけではないのでしょうけれども、早い段階で埋まってしまったという状況があります。だから、山田でトレイルマラソンを企画すれば、山田のアピールにもなるし、いいことだと思うのですが、検討してほしいのですが、再度回答をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議員からの質問をいただいて、課内でもいろいろ調べてみました。そうしましたら、東京近郊の群馬ですとか山梨とかが開催されているようでございます。距離なのですが、一般向けで大体15キロから20キロぐらい、走破時間が3時間半から5時間ぐらいというような大会でございました。今議員おっしゃるとおり、町外からこういった走るのが好きな人たちを呼び込もうとすると、これよりもう少し小規模になるかもしれませんが、家族、ファミリーマラソン的なものとやはり町外からの人の呼び込みは難しいのかなというような判断もございましたし、あくまで遊歩道はトレッキングコースですので、そこを走ることになると安全面、施設の整備も必要になるというような判断でこういうふうな回答にした次第でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

トレイルマラソン、近いところでは盛岡ではないです、盛岡のちょっと北のほうで、八幡平周辺なのかな、七時雨山とかいう山があるのですけれども、そこで昨年まで4回開催して、32キロコースが定員300人、10キロコースが定員100人で行っています。これは、何カ所かに仮設のトイレを置けばいいことですし、あとは何カ所かに給水所と、あと安全のために人を配置すれば十分開催できるものだと思います。というか、私が20代のころ、今の体重になる前、60キロのころ、あちこちに行ってレース出ていたので、私の経験上からも十分可能であると思いますので、本当にやる方向で検討していただきたいと思います。これは検討を要望して、以上で終わりますので。

○議長（昆 暉雄）

4 番黒沢一成君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後 2時42分休憩

午後 3時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問者並びに執行部の皆さんに申し上げます。発言のときにはマイクを使用し、お願い申し上げます。よく聞き取れないということが出ておりますので、マイクを使って発言をお願い申し上げます。

それでは、進行いたします。5 番田老賢也君の質問を許します。5 番。

○5 番田老賢也議員

5 番、無所属、田老賢也です。通告に従い、壇上より一般質問させていただきます。

まず1つ目、山田第3団地の土石流対策についてです。まず、土石流の話題なわけでございますけれども、先日の台風によって各地で大きな被害が発生しました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、山田第3団地の計画概要が発表され、また住民説明会が開催されました。復興事業が進むのは大変喜ばしいことです。一方で、第3団地の計画予定地は土砂災害の警戒区域となっています。イエローゾーンではありますが、災害が発生することも十分に考えられ、何らかの対策が必要であると考えます。当局の対応はいかがでしょうか。

2つ目、災害復旧事業補助金が事業途中で打ち切りになった件についてです。8月3日付の新聞報道等で既報のとおり、災害復旧事業補助金を利用した事業の事故繰り越し処理が適正に行われず、事業途中で打ち切りとなりました。これによりこうむった損害や職員の懲戒処分等については8月3日開催の全員協議会で既に説明を受けましたが、再発防止策等については改めて検討するとのことでありました。再発防止のため当局がどのような対応をとる予定か説明を求めます。

また、この件について発生判明が4月であるにもかかわらず、町民及び議会への説明が8月になった理由について説明を求めます。

3つ目、被災4県とナイアンティックが連携したポケモンGOによる観光振興についてです。8月10日に宮城県、福島県、熊本県、岩手県とナイアンティックが共同で記者会見を行い、被災地の観光振興にポケモンGOを利用することが発表されました。岩手県からは達増知事が出席しており、県として本腰を入れ取り組んでいく意思のあらわれであったと考えます。一方で、記者会見で発表された内容は、ポケストップの追加等にとどまり、被災地振興としては効果が薄いと言わざるを得ず、やや期待外れでありました。せっかくの機会を生かすためには、山田が持っている観光資源である山田八景やオランダ島などをうまく利用し、県ともしっかり連携をとった上で、ポケストップやジム以外の手法を取り入れていく必要があると考えます。当局の見解はいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田老賢也議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の山田第3団地の土石流対策についてお答えします。山田第3団地として計画している予定地については、土石流危険箇所の区域となっておりますが、現時点では土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンとしての指定はされていません。住宅建築に対する規制はない状況ですが、危険箇所の区域となっていることから、沢部の流域については雨水排水が適正に処理できるよう計画してまいります。

2点目の災害復旧事業における事務処理不適正についてお答えします。今回このような事案が発生したことは、極めて遺憾であり、町民の皆様に対し、深くおわびを申し上げる次第でございます。再発防止策であります。既に庁議において、事務執行に当たっては担当者1人に任せたまにしているか、チェック機能は働いているかなどを精査し、二度とこのような事態を招かないためにも各課の管理体制を強化するよう、管理職員へ命じたところであります。担当上司が部下職員の事務執行を徹底的に管理する、このことが再発防止につながるものと思っております。

町民及び議会の皆様への説明が8月になった理由であります。この件が発覚した4月以降、国や県に対して事務処理不適正の経過報告と善後策を協議してまいりました。また、金額が確定するのは5月末の出納閉鎖後であるため、ほかに同様の案件がないかを精査したところであります。その上で職員分限懲戒審査委員会を開き、事案の整理、関係者の事情聴取や他市町村の処分事例の調査などを行い、7月21日に処分しております。公表については、議会全員協議会の日程は既に決まっていたこともあり、直近の8月定例記者会見、議会全員協議会で行いましたが、一つ一つの手順を踏んで公表に至ったものでありますので、ご理解願います。

3点目の被災4県とナイアンティックが連携したポケモンGOによる観光振興についてお答えしま

す。今回発表された取り組みは、事業主体がゲーム運営会社と被災4県の合同事業であることから、本町と他市町村との差別化が難しいことが予想されます。ただし、プレイヤーが移動するゲームの特性や史跡や名所の多くがポケストップに指定されていることに注目し、ゲームと連動した周遊マップの作成やポイントをめぐり地域の魅力を再発見するツアーなど、ゲーム上の使用以外での工夫により誘客促進を図れるものと捉えております。岩手県によると、これから実務協議を始める段階であるとのことであり、今後の情報に注視してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

1つ目から行きます。山田第3団地の土石流対策についてでございます。答弁によると、現時点では土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、イエローゾーンと、それから土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンに指定はされていないということですが、この件に関しては県の砂防災害課からは、この予定地はイエローゾーンであるというふうに通知が届いているはずですが、そのことについてちょっと確認したいのですけれども、答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。重大な問題ですので、的確な答弁下さい。

○建設課長（川守田正人）

町のほうでもこの部分については確認してございますが、まだ指定はされておられません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

まだ指定されていないということなのですから、県からここがイエローゾーンであるという通知は間違いなく届いていますよね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

届いておられません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

県の砂防災害課からは、スタンスとしてはもう町へは通知しているというふうに言っております。ここが危険箇所であるということなのですから、確かに現段階ではイエローゾーンでもレッドゾーンでもないかもしれませんが、県からは、先日の広島県の土砂災害をきっかけにいろんなと

ころで土砂災害の危険性の調査が行われて、それをもとに危険な箇所の通知が行われまして、それを確かに町として告示はしていないかもしれないですけども、県からの報告はあるはずなので、ここは実質イエローゾーンであるのは間違いないはずです。なので、こういう場所に第3団地を町として建設するのはいかなものかと思うのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この第3団地の場所につきましては、復興計画をつくった時点からこの場所で予定されておりました。復興計画時点では、何の指定もない白地の状況でございました。県とすれば町で団地を整備することが発表された時点で、図上による調査を行って危険箇所というところを指定したというふうに考えてございます。現時点では、町のほうではまだ指定したという情報は来ておりません。指定するということになると、そこの意見聴取がされて、町のほうでオーケーした段階で県のほうで指定するという説明を住民に対してしていくというふうに理解してございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今の答弁からも、結局は町が告示をしていないというだけで、県の砂防災害課はここはイエローゾーンであるというふうに間違いなく公表していますので、なので町が告示しているかどうかということで、今は確かに危険箇所であるかもしれないですけども、ここはイエローゾーンでございます。であれば早急に告示すべきだと思うのですけれども、対応はいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

しっかり答弁してください。重要な問題ですので。建設課長、どうぞ。

○建設課長（川守田正人）

県と町の話が食い違っているようですけども、町の認識とすれば、県からそういう指定するという話は来ておりませんので、再度ここは県に確認したいと思います。町の段階では、ここについて指定するという話は来ておりません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

確認するということでしたので、私が確認する限りはここはそういうふうになっておりますので、そうであれば速やかに告示すべきだと思います。

先日の全員協議会で説明があった際の答弁では、住民にはここがそういう土地であるというふうに説明をしたということなのですけども、どういうふうな説明をしたのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

山田第3団地の住宅の規模を決めるに当たり、この場所に第3団地として計画していますということで、アンケート調査を行いまして、この場所に希望する方の募集を行っております。そのときの資料として、ここには土砂災害の危険箇所の指定がされておりますよという表示をした上で周知はしているところです。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。5番の質問に対する答弁、今のは若干違うのですが、不安を与えてはうまくないので、しっかりした答弁をしてください。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。土石流の危険箇所になっているということでお伝えはしてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

何回も同じことを言ってもらちが明かないので、今の段階では危険箇所ということで、そういうふうに住民に説明しているというのは理解しました。

先日の全員協議会ときには、自己責任であるというようなことを説明したというふうに聞いたのですが、自己責任というのは、個人の土地に個人で家を建てるのとはまた違って、町がこの団地を主導して整備するわけですから、自己責任というふうなわけにはいかないと思うのです。その辺についての認識はどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

自己責任であるという説明をした記憶はございませんが、やはりこの場所については土石流の危険箇所の指定があるということは皆さんに周知していただいた上で、この団地を申し込むかどうかというところはやっていきたいと思います。今後第3団地につきましては、住民説明会をした上で募集をしていきたいと思っています。そのときにもこういう土石流の危険箇所の指定があるよということは伝えた上で実施していきたいというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

議員もそうですし、役場の職員もそうだと思うのですが、住民の生命と、それから財産とか、

そういうものを守るために活動していくものだと思います。今回危険箇所ではありますけれども、何かの災害が起きたときに、先日の台風では山田町はほかの自治体と比べて大きな被害はなかったわけですが、例えばそこで何らかの災害が起こったときに、人は逃げられたとしても家屋は間違いなく被災するわけですので、そういうところも町が主導して建てていく、整備していく団地である以上は考えていかなければならないのかなと思います。

流域については、雨水排水が適正に処理できるようにということなのですが、河川のことで、砂防の対策とかは県の管轄になってくると思うのですが、県との連携等はどうするお考えでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

県の対策ですが、県とすればレッドゾーンになっていないと対策は講じないということでございます。ですので、町として、答弁にありますとおり雨水排水が適正に処理できるような処理、それと例えば切り土をするような場合には安定勾配に切るとか、のり面の部分から宅地部分を離すような形で道路を真ん中に入れてくるとかというような方法については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

私としても、復興を早く進めるということに関しては大賛成というか、それを基準に話は進めたいと思っていますけれども、やっぱり危険性とかそういうところに関しては考えていかなければいけないところだと思いますので、レッドゾーンでないと対応しないという話ですが、何回も繰り返しますけれども、町が主導して整備するものである以上、しっかりと県と連携とりながら、特に今时期的に、先日の台風で各地の河川の氾濫とか土砂災害でいろんなところが大変になっているので、話題になりやすいというか、タイムリーなことかと思いますので、そういう点も踏まえて今ぜひ動いていくべきではないかなと思いますので、山田の土地も考えて、ここに建設するのが反対というわけではございません。ほかに移動しても危険な箇所ばかりだという部分もありますので、ただ災害の対策はしっかりとっていただきたいということです。それについてもう一度見解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

どうも私が聞いていても、建設課長の説明がちょっと言葉足らずのところがありますので、広島の

土石流の災害が発生してから、国の考え方、県の考え方、それらのことについて説明させますので、その上で理解をしていただければいいなと思います。そういうことで、もうちょっと丁寧に説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回県で土石流対策について動いているのが、やはり広島の土砂災害を受けて県で進めているということでございます。基本的に、まず県で危険箇所の指定をしている部分については、地形を見て図上でこの場所が危ないだろうということで、まず危険箇所の指定をかけてきます。その後に基礎調査というのを実施して、実際の地形を見ながら、そこが本当に該当するのかどうかということでイエローゾーン、またはレッドゾーンというような指定をしていくということでございます。この部分に関しては、まだ図上調査の段階で、危険区域であるという箇所の指定になっているということでございます。

土石流の危険箇所につきましては、発生源となる沢の上流部分、そこが解消されないと危険箇所の指定は消えることがないと。幾ら砂防ダムでとめようが、発生源そのものがなくなるとその危険箇所の部分は解消されないということでございます。例えば急傾斜地のように、急傾斜地ののり面を安定勾配できれば消えるというものではなくて、土石流部分が一番厳しい条件となっておりまして、発生部分の解消が図られない限り、どのような対策を講じてもその区域の解消は図れないということでございます。ですので、第3団地の部分につきましては発生源の下の方に団地を形成するということですので、その部分が影響を与えないような、例えば沢部分については防護ネットを張るとか、団地を切る場合には勾配を緩くするとか、団地をちょっと下側に持って行って沢部との離隔を図るといったような形でしか解消ができないというような状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

今説明終わりましたが、この内容について5番、再質問があるのであれば再質問してください。5番。

○5番田老賢也議員

内容についてはともかくとして、今の答弁聞いていて思ったのが危険箇所を消すことが目的ではなくて、結局そこが被害に遭わないことが目的なので、例えば今砂防ダムを建てても危険箇所の指定が消えることはないとおっしゃいましたけれども、それはそのとおりだと思います。ただ、それで被害が発生しないのであればそれでいいわけなので、その部分を、災害箇所を消すどうこうの話ではなくて、第3団地に災害が及ばないように、被害が出ないように対応していただきたいということでございます。もう一度、ちょっとそこに関してお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

どのような災害が起こるかということについては、自然の現象ですので、ありませんとは言い切れない部分がございます。そのような中で、できることについては最大限努力してやっていくということでございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

繰り返しになってしまうので終わりますけれども、先ほどちょっと話を戻すと県のほうとの認識が異なっているということでしたので、もう一回しっかり確認していただいて、イエローゾーンの告示とかというのはやっぱり早くしていく必要があると思いますので、その辺の対応もしっかり早目にしていきたいなと思います。

以上で1点目についての質問は終わります。

2点目の災害復旧事業補助金が事業途中で打ち切りになった件についてです。これについては、既にさきの全員協議会で議員に向けては説明されていますので、経過等については把握しておりますけれども、町民に対して発表になっているというか、情報を得る場所であったのが新聞報道とかしかありませんでしたので、今回議会で改めて取り上げさせていただいて、わかっていることですが、もう一度説明していただいたということです。

職員の懲戒処分等に関しては、もう既に済んでいることですし、一般的な組織においても在籍している職員が何かしらミスをした際には、その所属している団体のほうで、よっぽど悪質なものでない限りはそこの部分の責任を負うということですので、そこに関しては今さら個人の職員についてどう言うつもりはございません。ただ、やっぱり再発の防止というのがすごく大事なところになってくると思いますので、そこの部分をお伺いしたいなと思います。

答弁では、各課の管理体制を強化するよう管理職員へ命じたとあるのですが、この辺を具体的に説明いただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、やっぱり課の体制、課長は全体の総括でございますが、係長は自分の係の職員の状況を把握すると、補佐は係長を含め自分のチームの状況をしっかりと把握すると、これが今回のような事案を防ぐ、特に最大のやり方ではないかなというふうに思っておりますし、町長からも庁議等においてそういう徹底がございました。まず、それぞれことし何をしなければならぬのか、今どういう状況なのかというのをタイムテーブル、その辺の事情を常に把握

しながら事業を執行していくというのが基本であるし、それが一番重要なことというふうに捉えてございますので、そのような指導に今後とも努めていきたいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

今ご説明いただきましたけれども、全員協議会のときに甲斐谷副町長だったかな、ちょっと記憶が曖昧ですけども、ご説明があったのは、起案者と係長と課長補佐が押印する場所を1人の職員が押印するような形になっていたと、ここの部分が今回のこの件が発生した大きな問題の部分ではないかなと私は思っておりますので、そこの部分に関して是正すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議員おっしゃるとおりでございますが、現在こういった災害が起きて職員の業務体制というのは非常に震災前の状況とは違っております。職員の人数的にも不足しておりまして、はっきり言えば復興部門に重点的に人員を配置している。復興のおくれは許されませんので、そういう状況でございました。そういった関係で、ある程度課によっては、係長なり部下を配置できないというような状況も生じているのは正直なところでございます。まずそのあたりは、先ほどのご質問にもございました課長補佐なりが係を、3つのその起票者、課長補佐兼係長というような判こをするような、そういう部分に関しましてはもっとしっかりと上司である課長がその辺はチェックしていくというようなことで徹底させていきたいというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

人はミスをするものだと思いますので、そのミスをいかに防ぐかということで、やっぱり体制づくりが重要かと思います。上司がそれぞれ直属の部下に対してしっかり把握していくということなのですけれども、結局今回はそれができなかったがゆえに起こったことなので、何か対策をとらなければいけないと思います。なので、今言ったような押印、押印だけではないのですけれども、その事案に対して別の職員がチェックするというような体制はしっかり、特に多額の税金を扱うことが多い復興事業がたくさんある中でございますので、そこの部分はぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

おっしゃるとおりでございますので、なお一層気を引き締めて事に当たっていききたいと、そのように思います。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

ぜひ改めて仕組みの再構築も含めてお考えいただければと思います。

この件に関しては、以上で終わります。

最後、3 つ目、被災 4 県とナイアンティックが連携したポケモンGOによる観光振興についてです。いただいた町長答弁の中で、本町と他市町村との差別化が難しいことが予想されますとあるのですけれども、差別化をするために今から動いていただきたいというのが今回の一般質問の趣旨ですので、確かにほかにも一律に動き出すことなので、差別化しにくいかと思いますが、差別化するために早目に動いていただきたいなと思います。

このナイアンティックと連携して復興関連の事業をするというのは、ぽっと出た話のように、ポケモンGOがブームになったこともあって、ぽっと出たような印象を受けますけれども、その前身のイングレスというゲームがあるのですけれども、その段階から岩手県は日本の全自治体の中で一番最初に動き始めて、それで観光客の誘致に成功しています。その流れもあって、例えば先日 I G I かな、いわて・ぐるっと・I n g r e s s という、ポケモンGOとはまた違うゲームですけれども、同じ会社がやっているゲームなのですけれども、そのゲームのイベントを行った際に、近隣の自治体は寄る場所というのに指定されているのですけれども、山田町が抜けている。山田だけ抜けている状況ですので、ほかと足並みをそろえるというよりも、むしろ一歩おくれているくらいに思っていた方がいいのかなと思っております。

今回のゲームに関して、担当の課長とかにはぜひ実際にやっていただきたいなと思うのですけれども、やった経験はございますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

申しわけございません。私はガラケーなので、人がやるのを見ておりますけれども、自分で直接やったことはございません。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

直接の担当課ということですので、ぜひどうにか手段を設けて、実際にやっていただかないことにはなかなか対策も立てにくいと思いますので、やっていただきたいなと思っております。

記者会見のときにナイアンティックから出席した方が、レアポケモンを置くという可能性もあるみたいなことをおっしゃっておいりました。詳しいことをしゃべっても、実際やったことがないということなので、なかなか答弁難しいと思いますが、ほかと差別化をするためには、そういうところに積極的に取り組んでいかなければいけないと思いますので、例えば山田町ですとオランダ島にレアポケモンを置けたらいいとか、いろいろそういうアイデアが出てくると思いますので、職員と相談しながらぜひやっていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

私は直接しませんけれども、当課にも得意な職員はたくさんおります。それで、その者たちからの情報収集とかにも努めておりますし、その中での答弁要旨でございますけれども、やはり本町と他市町村が差別化が図ればいいなというような要旨にもなっております。ただ、被災地4県という中で、その部分も差別化ではございますので、その中で岩手県が、山田町だけが差別化はなかなか難しいのかなというふうにも考えております。

また、当県は国体の開催地にもなっておりますので、県の少ない情報でございますけれども、ゲームに連動した沿岸へのバスツアーを検討するというような情報も不確かではございますけれども、少しずつは流れ出してくております。情報等収集しまして、やれる対応はとっていききたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

よくわかりました。そのように進めていただければなと思います。

今回の動き、被災4県とナイアンティックが連動して被災地の復興を行うというのに際して一番やっていただきたいのは、ナイアンティックというところが位置情報とかでかなり進んでいる、グーグルの中の一部門なわけですがけれども、かなり進んでいるところで、これからは恐らくそういうゲームですとか、いろんなところの開発に絡んでくる可能性は多々ありますので、今後のことも含めまして、そこの直接の窓口は県なわけですがけれども、やっぱり町が実際の主役なわけですから、その部分に絡んでいって、窓口とかがつくればいいなと思っております。そういうふうに進んでいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

5 番田老賢也君の質問は終わりました。

以上で10名の議員の一般質問を終わりました。

ここで執行部の皆さんにお願い申し上げます。執行部の答弁の仕方に研究が必要と思われる事案が見受けられます。次回から研究の成果が認められるよう望みます。

進行いたします。



○議長（昆 暉雄）

日程第2、山田町議会の改革に関することについてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。議会改革検討特別委員長。

○議会改革検討特別委員長（吉川淑子）

議会改革検討特別委員会調査結果報告をいたします。

本委員会は、平成27年10月から約1年間にわたり調査検討を重ねてきました。このたび、調査結果を取りまとめましたので、ご報告いたします。

まず、調査の目的でございますが、現在本町には、東日本大震災から復興事業を筆頭に多岐にわたる事業を実施する中で、多様化する町民のニーズにきめ細やかに対応することが求められております。また、議会は町に対して十分に監視機能を発揮し、政策提言などを通じて町民の意見や要望をしっかりと伝えていかなければなりません。そのためには、議会運営上の課題を解決しながら議会の活性化を図っていく必要があることから、委員会を設置し、調査検討を行いました。

次に、調査の概要でございます。本委員会は、委員会内に分科委員会を2つ設け、委員それぞれが1つの分科委員会に所属して審議、検討を行いました。第1分科委員会は主に議員研修や議会活性化について、第2分科委員会は主に議会運営の見直しについてをテーマといたしました。

続いて、調査の結果についてでございます。1つ目として、これまで慣習に基づき実施していた議員研修について、「山田町議会議員研修実施基準」を策定しました。

2つ目として、「町民と議会との意見交換会開催要領」について、平成26年度実施した意見交換会の参加者アンケート結果などをもとに、次回以降の取り組み方を決定いたしました。

3つ目として、平成28年以降開催された定例会、臨時会、予算特別委員会、決算特別委員会の会議録を議会ホームページで公開し、会議録の冊子を図書館に配架することを決定いたしました。

4つ目として、会期の設定でございます。定例会開会后、議案思考や委員会開催のための平日の休会を設定する会期日程の組み方について審議した結果、平日の休会は設けず、これまでどおりの日程の組み方をすることとなりました。

5つ目として、変更契約（協定）に係る議案書の提案理由の記載についてでございます。本会議で担当課長が口頭で説明する内容を議案書に記載するよう町当局に申し入れました。その結果、平成28年第2回定例会から町当局に対応していただいております。

6つ目として、政務活動費について、政務活動費を導入する方向でさらに調査検討することとなり

ました。

7つ目として、町長施政方針等の演述がある定例会での一般質問の方法及び日程についてでございます。現状では質問の受け付けを開会前に1回（通常の質問通告）、定例会での演述後に1回（施政方針等に関する質問通告）の計2回質問通告を行っていましたが、これを演述後の1回にまとめ、演述の内容を踏まえた通常の一般質問として通告することになりました。

最後にまとめでございます。本委員会は、これまで7回の委員会を開催（このほか第1分科委員会は6回、第2分科委員会は7回開催）して、さまざまな課題について審議してきました。2つの分科委員会に分けて審議したことで、各分科委員会所管の項目における課題の掘り起こしをすることができました。その結果、一部の内容については結論が出ましたが、協議に至らなかったものや視察研修を通じて新たに生じた検討項目もあります。これらの課題については、次期委員会において継続して審議、検討していくこととしております。次期委員会では、申し送り事項を中心に検討し、議会改革をより一層推進することとなりますが、その柱となるのが議会基本条例の制定と考えます。議会基本条例について具体的に検討するとともに、議会運営全般について見直し、できることから一步一步着実に改革を進めていくことを委員全員で決意するものであります。

以上、議会改革検討特別委員会の調査結果をご報告いたします。

○議長（昆 暉雄）

以上をもって山田町議会の改革に関することについての調査は終了しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、報告第14号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業2～5号集落道等整備工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

報告第14号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業2～5号集落道等整備工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成26年第7回山田町議会臨時会において、議案第87号として請負金額1億2,528万円で議決いただき、その後2回の変更議決をいただき、請負金額1億6,456万8,240円で株式会社カネナカが施工していた工事であります。

それでは、変更の概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、大浦地区出入り口交差点部の切りかえ工事等に伴う仮設舗装工事の増、4号集落道において消火栓を地上式から地下式へと変更、5号集落道における送水管の布設工事の増などによるものです。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額1億6,456万8,240円に消費税込み金額459万8,640円を加えた金額1億6,916万6,880円で、去る8月10日に請負変更契約を

締結したものであり、8月26日に完成している工事であります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。11番。

○11番菊地光明議員

確認ですが、この第7回の変更の専決はわかるのですが、第6回の変更が7月27日、第7回が8月10日、13日だけでまた変更しなければならなかった理由はあるのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

第6回の変更契約につきましては、工期の延長の変更契約をしております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

第6回は工期だけの変更だったということですが、8月10日までであれば第4回か第5回で、どの時点で工期ではなく事業計画の変更をしたのか、ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

今回の事業計画の変更につきましては、第6回の変更契約が終わった以降ということになります。

（「ちゃんと聞いて返答してよ」と呼ぶ者あり）

○水産商工課長（佐々木真悟）

失礼いたしました。事業費の変更があった契約は第3回変更分、28年3月4日でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ということは、事業費の変更が第3回、3月4日です。その以降の4回、5回、6回は工期の変更だけ。ということは、事業費を、工期を設定するのが間違っていたという理解でよろしいのですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それぞれにつきまして事業調整を行いながら工事を進めていった部分もございます。その中で、工期の変更を伴うような事象が発生したということでございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

今の質問聞いて、わからないのは、いつかの段階で工期だけではなくて工事を変更するという時期があったわけですね。それを議会に諮らないで、今になって追加工事、このぐらいかかりましたというのは、やっぱりちょっとおかしいのではないのかな。何回もその期間に計画変更しておりながら、こういうのが今になって、そして完成したとなってから提案されるというのは議会軽視とも思われますけれども、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

決して議会を軽視しているということではございません。答弁が言葉足らずで大変申しわけございません。それぞれに計画をしている中で、金額の総額の変更契約、あるいは工期の延長をしてきているところでございます。それは、工事場所が2、3、4、5、それぞれ離れている部分もでございます。など含めた上での工期の延長を行いまして、今回の変更契約につきましては最終の変更契約というような形になってございます。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。わかるように、難しい問題ではないから、疑問持つような答弁しないでください。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、疑問を持たないような答弁のつもりで申し上げます。

工事案件、こちらについて議決をいただく内容は、1つに契約の目的、2つに契約の方法、3つに契約の金額、4つに契約の相手方、この4項目について議会の皆様の議決を頂戴するということになっております。これは、自治法の定めの中で、この項目について議決を得なければならないとされております。ただいま申し上げましたとおり、この4項目に変更が生じた場合には、当然議会の議決を頂戴しなければならない、そのように扱っております。今申し上げた内容の中に工期の部分はございません。ただ、説明する資料の中で、皆様方にご理解をいただくために図面を設けて工期もご説明をしているということでございます。したがいまして、現状、水産商工課のほうで今ご説明を申し上げた、変更の中で議決を得なければならない部分については確実に頂戴をしております。そういうご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

田村議員は、終わった後何で今ごろこれが出てきたのだと、事前に公表すべきではないのかという

質問であったのです。お二方がどういうふうに今聞いているかわからないけれども、要らないことをしゃべるからおかしくなる。そういうふうに田村さん今聞いたのだよ。だから、聞くのはちゃんと聞いて答えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

大変申しわけございません。理解が浅かったようでございます。

今申し上げたのは議決の部分でございますが、専決という部分がございます。これは、あらかじめ事業の執行のために議会の議決が必要なのだが、この部分については町長が決定して報告をしてよいという部分がございます。それは、議会の議決において指定をされてございます。変更契約をする場合、500万を下回る変更契約については町長が決めて、それを報告すればいいということになってございます。報告するのは、次の議会に報告しなさいと。ということで、今回8月10日に専決処分したものを今回の定例会にご報告を申し上げたということでございます。大変申しわけございません、理解しておりませんでした。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

私わからないけれども、はっきり言ってこれは何でおくれたのと、もっと前に、工事が終わって、先月終わっているのだと、その件において何で今の公表なのやと、そういうふうに聞いておるつもりだったのさ。田村議員も同じことを今言っているはずだから。それに関して答弁がおかしい答弁になるから困るのだ。何でおくれたのと、先月もう工事完了しているのですよ。それに関して何でおくれたのと聞いているのに対して、私言い方がまずいのかわからないけれども、そこら辺をうまく言ってくれないだろうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

たびたび申しわけございません。おくれたということの部分ですけれども、先ほど申し上げましたとおりに、専決処分をしてご報告をするのは次の議会ということになります。臨時議会がもし間にあれば、当然そこでご報告は申し上げているわけです。ただ、報告のためだけに臨時議会の招集をするといったことは今までもしておりませんので、今回の定例会に至ったということでございます。大変申しわけございません。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

いつからこういうふうに専決事項に対して質問とか意見を述べるようになったのか。ちょっとこれだというと、今のようなことがまた何回も起こりそうだ。これは、議会の中でももう一回考え直すべきではないのか。こんなところで時間とっていったってしょうがない。

○議長（昆 暉雄）

お答え申し上げます。

皆さんからの要望があつて、そういうことに決定していますので、ご理解賜ります。

進行いたします。質疑がなければ質疑を終わります。

以上で報告第14号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

ここでお諮りいたします。

日程第4、報告第15号 平成27年度山田町財政健全化判断比率について及び日程第5、報告第16号 平成27年度公営企業会計における資金不足比率については、関連がありますので一括報告させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第4、報告第15号 平成27年度山田町財政健全化判断比率について及び日程第5、報告第16号 平成27年度公営企業会計における資金不足比率についての2件を一括報告願います。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

報告第15号 平成27年度山田町財政健全化判断比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に規定された健全化判断比率について、平成27年度の決算見込みにより算定したものであります。

この比率は、毎年度実質的な赤字や特別会計、公社、第三セクターなどを含めた実質的な将来負担などに係る指標について、議会への報告と公表が義務づけられているものであります。

2枚目の平成27年度山田町財政健全化判断比率をごらんください。実質赤字比率は、一般会計で生じた実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標であります。本町においては実質赤字が生じておりませんので、算定はされません。

なお、参考までに申し上げますと、実質赤字比率の場合の基準値は、早期健全化基準が14.99%、財政再生基準は20%であります。

連結実質赤字比率は、一般会計のほか国民健康保険や水道事業会計など本町の8会計全ての会計で生じた実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、本町においては全ての会計で実質赤字が生じておりませんので、算定はされません。なお、基準値についてはお目通しを願います。

実質公債費比率は、一部事務組合への負担金や特別会計への繰出金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に当たるものも算入され、実質的に一般会計で負担すべき公債費の標準財政規模に対する比率で、9.9%と算定されました。基準値についてはごらんのとおりです。

将来負担比率は、一般会計の地方債現在高や債務負担行為にに基づく支出予定額、一般会計以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計からの繰り入れ見込み額、一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる本町負担見込み額、退職手当支給予定額の負担見込み額、第三セクターなどへの損失補償額などに係る負担見込み額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります。平成27年度においては、マイナスとなることから数値は算定されません。今回本比率がマイナスとなった主な要因は、復興まちづくり基金など基金の現在高が大幅な増額となったことによるもので、震災に係る特殊な事情であると分析をしております。なお、基準値についてはごらんのとおり、早期健全化基準350%であり、この基準値を下回っております。

次のページをお開きください。資料といたしまして、監査委員からの審査意見書の写しを添付いたしました。いずれの比率についても良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はないとの審査結果でありました。

続きまして、報告第16号 平成27年度公営企業会計における資金不足比率について報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に規定された公営企業会計における資金不足比率についてであります。この資金不足比率は、地方財政法上で言う公営企業会計を対象としており、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度であるかを示すもので、一般会計で言う実質赤字比率に相当するものであります。

2枚目をお開きください。本町で対象となる会計は、平成27年度の山田町水道事業会計、同じく山田町漁業集落排水処理事業特別会計、同じく山田町公共下水道事業特別会計となります。なお、平成26年度決算までは山田町簡易水道事業特別会計を含めた4会計でございましたが、同会計は平成26年度末で水道事業会計に統合されましたので、今回の報告は3会計となります。

以上、いずれの会計でも決算で資金不足は生じておりませんので、算定の対象とはなりません。

なお、参考までに申し上げますと、資金不足比率の経営健全化基準はそれぞれ20%であり、全ての会計の比率はこの基準値を下回っております。

次のページをお開きください。資料といたしまして、以降に監査委員からの審査意見書の写しを添付いたしました。それぞれの会計について全て良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はないとの審査結果でありました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。5 番。

○5 番田老賢也議員

今企画財政課長から報告があった内容について、企画財政課長の発言の中でもありましたとおり、今いろんな基金が積み立てられていて、本来の数値が非常に見にくくなっている状況であると思います。工事が進むにつれて、ここの積み立ての部分というのはどんどんなくなってくるわけですが、なくなって本来の数字が見えたときに大変だとならないように、実質の部分にも気を配りながら、大丈夫だと思いますけれども、やっていただければなと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいまいただいたご意見を十分に受けとめまして、なお参考までに、その特殊事情がなければどの程度だろうというのをはじいてございますので、ご紹介を申し上げます。27年度では52.1%、その程度の将来負担比率でございます。なお、これは震災前では99.6%、22年当時ですが。ですから、財政状況は、今の特殊事情を除いても今のところは大丈夫であろうと思っております。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第15号、報告第16号を終わります。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会します。

午後 4時05分散会

平成28年第3回山田町議会定例会会議録（第14日）									
招 集 告 示 日		平成28年 8月29日							
招 集 年 月 日		平成28年 9月 1日							
招 集 場 所		山田町役場5階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成28年 9月14日午前10時00分				議 長	昆 暉雄	
		散 会	平成28年 9月14日午後 2時27分				議 長	昆 暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○
		2	田 村 剛 一		○	9	阿 部 吉 衛		○
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		○
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○
会議録署名議員		3番 佐藤克典			4番 黒沢一成		5番 田老賢也		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白 土 まさ子		書 記		鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○
		技 監	山 下 真 徳		○	建築住宅課長	佐々木 政 勝		○
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達 彦		○
		総務課主幹	倉 本 收 郎		○	消防防災課長	上 沢 隆		○
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		△
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹		○	教育次長	箱 山 智 美		○
		農林課長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	白 土 靖 行		○
		水産商工課長	佐々木 真 悟		○				
		町民課長	中 屋 佳 信		○				
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成28年第3回山田町議会定例会議事日程

(第14日)

平成28年 9月14日(水) 午前10時開議

- | | | |
|---------|---------|---|
| 日 程 第 1 | 議案第 95号 | 山田町まちなか交流センター条例 |
| 日 程 第 2 | 議案第 96号 | 山田町特別用途地区建築条例 |
| 日 程 第 3 | 議案第 97号 | 山田町社会福祉憲章条例の一部を改正する条例 |
| 日 程 第 4 | 議案第 98号 | 財産(建物)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 5 | 議案第 99号 | 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 6 | 議案第100号 | 織笠漁港海岸災害復旧(23災町第664号)工事(ブロック1,2)の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 7 | 議案第101号 | 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 8 | 議案第102号 | 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 9 | 議案第103号 | 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第10 | 議案第104号 | 平成28年度山田町一般会計補正予算(第3号) |
| 日 程 第11 | 議案第105号 | 平成28年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号) |
| 日 程 第12 | 議案第106号 | 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日 程 第13 | 議案第107号 | 平成28年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号) |
| 日 程 第14 | 議案第108号 | 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号) |
| 追加日程第 1 | | 山田町議会の改革に関することについて |

平成28年 9月14日

平成28年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ここで日程の変更についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、追加日程として山田町議会の改革に関することについてが提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、配付の日程のとおりといたします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、議案第95号 山田町まちなか交流センター条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議案第95号 山田町まちなか交流センター条例の制定について、その提案理由と制定内容をご説明申し上げます。

山田町まちなか交流センターは、山田町まちなか再生計画において日常的に町民が集う場所を形成するため、近隣の商店街の販売促進活動や町民の交流活動の場として利用できる公共施設として位置づけられているものです。

この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものです。

以下、条例案についてご説明申し上げますので、条例本文をごらんください。

第1条は、設置の趣旨を規定しようとするものです。

第2条は、施設の名称及び位置を定めようとするものです。施設の名称を山田町まちなか交流センターとし、位置を山田町川向町7番15号と定めます。

第3条は、使用許可について定めようとするものです。

第4条は、使用者の遵守事項について定めようとするものです。

第5条は、施設の利用者の行為の禁止について定めようとするものです。各号で禁止する行為を規定しております。

第6条は、使用許可の取り消し等について定めようとするものです。第1項では、各号に該当する場合、許可の取り消し、使用停止または退去を命ずることができること、第2項では、許可の取り消し等を命じた場合、町は賠償責任を負わないことをそれぞれ規定しています。

第7条は、使用料の納付について定めようとするものです。

第8条は、使用料の不還付について定めようとするものです。

第9条は、使用料の減免について定めようとするものです。公益性などの理由に応じ使用料を減額し、または免除することができることを想定しています。

第10条は、原状回復の義務について定めようとするものです。

第11条から第18条までは、指定管理者制度による施設の管理について必要な事項を定めようとするものです。

第19条は、損害賠償について定めようとするものです。

第20条は、この条例の委任について定めようとするものです。条例で定めるもののほか必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

附則は、この条例の施行日を定めるもので、公布の日から施行しようとするものです。

別表は、第7条に規定する使用料について規定するものです。

以上、提案理由の説明と制定の内容についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

すばらしい施設ができるというので町民は期待しているのではないかと、こう思っていますが、全員協議会のときには使用開始は共同店舗の完成の時期と一緒にしたいと、こういうお話でした。共同店舗が完成すれば、まちなか再生計画は全て完成するのかなど、その辺をまず一つ伺いしたいと思います。

というのは、まちなか再生と一緒にこのまちなか交流センターが出るならばなるほど全体の構想の

一つだなということになるのですけれども、共同店舗ができなければ開始できないとなると、共同店舗の付属品かなと、こういうような誤解を招く可能性もあるものですから、その辺をご説明いただきたい。中身については結構なことだと思っています。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、まちなか再生計画についてでございますけれども、まちなか再生計画につきましては共同店舗棟、あるいはまちなか交流センターだけではなく、あの辺一帯が整備される計画に基づいております。なので、共同店舗等ができたから、まちなか交流センターができたからといって、その計画が完成ということではございません。

また、議員おっしゃるとおり、共同店舗等々抱き合わせだと交流センターのほうが付属品というふうにとられはしないかということですが、決してそういうことではなくて、まちなか交流センターもちゃんと自立した建物として運用していきたいというふうには考えておりますけれども、工事中でありますので、作業用のトラックなど、あるいは工事車両も駐車場内には出入りがありますので、その危険度などを見ながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

それでは、まちなかという再生計画の一応全体の一つとしてつくられたものでございますので、この俗に言われているまちなか再生計画というのは大体いつごろ完成する予定でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

拠点エリアの整備に関しましては、駅前中心ですけれども、本年11月の完了を予定しております。一番遅くなる部分が金融機関等が入る部分が11月末の完成で引き渡していくと、それから金融機関等が建設に入っていく予定になっております。駅前のロータリー部分につきましては、現在工事を進めておりまして、9月末には完成する予定となっております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

使用開始が早くなるのは結構なのですけれども、やっぱり計画が全体、まちなか計画の一定のめどがついたときに一緒に使用開始するというのがあればいいのですけれども、共同店舗と抱き合わせになってきましたものですから、何となくね、何となく付属品みたいに感じますが、そういうことにな

らないように全体で利用できるようにしていただきたいと、こう思います。

（「関係ねんでねえ、議案に」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

意見として賜らせていただきます。

8 番。

○8 番関 清貴議員

私からは1点質問したいと思います。別表で使用料等を定めているわけですが、この申請とか使用料は役場に利用する人が来て申請とか、お金等は金融機関に払うのでしょうか、支払うのか、その辺の手続はわざわざ役場に来なければならないのかどうか、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

質問者に申し上げます。この全文について皆さんがどうだかということであって、それをやってからの質問ならわかるけれども、初めからそういうものではないので、別な方向で質問してください。

8 番。

○8 番関 清貴議員

使用料がここに別表であるのですけれども、4時間当たりの使用料、これは全員協議会のときに4時間単位ということでお聞きしたのですけれども、これは午前、午後とかという区切りがあるわけですか、それとも午前、午後またがっても、夕方をまたがっても4時間というように解釈してよろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

4時間の区切りでございますけれども、原則的には午前9時から午後1時まで、1時から5時まで、5時から9時までというふうな区切りはつけておりますけれども、空き状況によりましては多少ずれることはやぶさかではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○8 番関 清貴議員

わかりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第95号 山田町まちなか交流センター条例の採決をします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第96号 山田町特別用途地区建築条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第96号 山田町特別用途地区建築条例について、その提案理由と制定の内容についてご説明いたします。

今回の条例の制定は、山田町都市計画区域内の適正な土地利用を図るため、新たに準工業地域を指定しようとする地区においては、法令に基づく特別用途地区を指定することにより大規模集客施設の立地規制を行うために制定するものです。

それでは、第1条から順に説明してまいります。第1条は、法令で定める特別用途地区における建築の制限等に関し必要な事項を定めるという趣旨規定であります。

第2条では、本条例で使用する用語について定めるものです。

第3条では、特別用途地区内において、別表に定める大規模集客施設について床面積が1万平方メートルを超える建築の制限をするものです。

第4条では、前項で建築の制限を受けない既存の建築物の増築及び改築等に対する制限の緩和を規定しております。

第5条では、既存の建築物に係る類似の用途について規定しております。

第6条では、本条例において定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項について別に定めることの規定です。

第7条では、特別用途地区を定めた区域内において本条例の規則に即さない建築等を行った者または建築物の用途の変更を行った者に対する処罰について規定したものです。

なお、この条例は特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行するものです。

以上、提案理由と制定の内容について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

この特別用途地区指定というのは、準工業地域にするためというふうにありますよね、提案理由として。ところが、条文を見ますと、どこにも準工業地域という文言は出てこないのですね、出てこないです。としますと、条文だけ見ますと、準工業地域に指定するためのものだというふうな読み取り方はできない。そこで、この特別用途区域、そして大規模集客施設制限区域というのは準工業地域以外でもあり得るのですか、その辺をまず第一に伺いたいと、こう思います。質問したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回の条例の制定につきましては、新たに準工業地域を指定する場合に特別用途地域として建築条例の大規模集客施設の立地規制を行うものということになります。ほかの用途地区の部分に関しては、この条例は適用されないということになります。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

これはあくまでも準工業地域に指定するためのものであって、それ以外に特別指定区域にならざるを得ない、私は中身がはっきりわからないのですが、例えば特別地域の中には準工業地域以外にも工業地域とか、あるいはまた公園地域といえは変ですが、そういうのも入っているのではないかなと思うのです。そうであれば、今話したようにここはあくまでも準工業地域としてやるものだとなれば、条文の中にもどこかにそういう部分が入っていれば、これは準工業地域のための条文だなというのがわかるのですが、提案理由にはあるけれども条文にないためにそういう誤解を招く、ほかにも適用できるのではないかというふうに思うのですが、そういうことは法律的にできないことなのですか。その辺お伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

ここの部分に関しては特別用途地域の指定のほかに用途地域という指定があります。用途地域の指定というのは、ここは第一種低層住宅地域ですとか第一種住居地域、商業地域、準工業地域という指定が山田の中には都市計画の中で張りつけられていると。その中で準工業地域を指定する、今回は織笠地区の低地部約9.4ヘクタールを準工業地域として指定するわけですが、そこが新たに指定になるということですので、用途地域の指定の中でもこの準工業地域、織笠の低地部分についてはさらに網

かけがされて特別用途地域として大規模集客施設の建設は1ヘクタール以上超えるものはできませんよという形になります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第96号 山田町特別用途地区建築条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第3、議案第97号 山田町社会福祉憲章条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長(甲斐谷芳一)

議案第97号 山田町社会福祉憲章条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明いたします。

今回の改正は、児童扶養手当法施行例の一部を改正する政令が平成28年8月1日から施行されたことにより、同施行例を引用する山田町社会福祉憲章条例の関係条項を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が今回改正しようとする箇所、第11条第2項であります。同項で引用する児童扶養手当法施行例の改正により条項ずれが生じたためその修正を行うもので、第2条の4第4項を第2条の4第7項に改めるものであります。

なお、参考までに同項は所得による支給の制限であり、その内容は改正はされておられません。

改正条例本文に戻っていただきまして附則であります。本条例の施行日を公布日とし、改正後の

山田町社会福祉憲章条例の規定は児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行日である平成28年8月1日から適用しようとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第97号 山田町社会福祉憲章条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第98号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第98号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、その提案理由と変更の概要についてご説明申し上げます。

今回の取得の目的は、平成27年第1回山田町議会定例会において議案第27号として議決をいただき、UR都市再生機構が実施し、51億8,857万4,000円で財産取得するものであります。今回変更の主なものは、集会所等の共同施設の規模見直しによる整備費の減及び災害公営住宅本体の入札の減によるものです。

資料をごらんください。左上が取得予定の山田中央団地及び駐車場の位置図となっております。左下が建物概要で、右側が建物本体、集会所及び駐車場配置図となっております。

議案本文に戻りまして、取得予定金額は変更前51億8,857万4,000円に、消費税込み5億3,729万

4,974円を減額した46億5,127万9,026円で、議会の議決を経てから取得しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

当初の計画から約1割ですか、5億円減額されてできたと。同じものができたとすればこれほど喜ばしいことはないわけですが、この図面を見ますというと、特にここを改めたというふうな印のつけ方は今までと違ってないわけですし、多分予定どおりに完成したのではないかと、そういう点ではいいことだろうと、このように思っております。

ただ、5億円、1割もいわゆる当初の計画から減額されたということは、町にとってはいいことですけれども、ちょっと計画がどうだったかなという思いがします。

それからもう一つは、そういうふうにして減額された金については、これはURにはもっと発注している部分があるわけですから、全体工事の上で精査するのか、単独でここはこことして精査していくのか。極端に言えば、金を出したとすれば返ってくるのかというふうなことについてお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議員おっしゃっている当初の計画とほとんど変わらないかということでございますけれども、本体については設計どおりではございますけれども、ほかの集会所につきましては、隣接の交流施設等もございますので、そちらのほうの部分も考慮いたしまして若干面積を小さくしてございます。

あとは、外構部分におきましても仕様等を抑えて、できるだけ工事費の縮減に努めた形となっております。

あと、今回減額された金額の部分についてでございますけれども、こちらのほうは交付金事業の関係で団地ごとの交付金となりますので、その減額分については国のほうに返還する形になろうかなと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

説明はわかりました。減額されることはこれほどうれしいことはないわけですし、中身さえきちっとしていただければ……ただ、この図面のつくり方で、いつも変更の場合にはちゃんとここが変更になりましたよとか、そういうところを挙げているでしょう。今回は全然そういうのがないために、見

て、どこが変更になったのだから、そういうことがわからないですね。ですから、こういう議会に出す場合には統一的なやっぱりつくり方で出していただきたいのと、変更になった場合には赤線でここがなりましたよとか、そういうようなことがやっぱり親切なのではないでしょうか。これだというと、図面見れば変更になったのわかりませんよね。そういうことを要望したいと思いますし、これからもしてください。どうでしょう。

○議長（昆 暉雄）

総務課長を中心に議案の中身を吟味をして提出するようにお願いします。

進行いたします。８番。

○８番関 清貴議員

そうすれば、この財産の取得はいつの日付で山田町の取得となるわけですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

URからの譲渡は今月の29日を予定しておりますので、そちらでの取得となる予定でございます。

○議長（昆 暉雄）

８番。

○８番関 清貴議員

そうすれば９月28日過ぎれば町の財産となるわけですが、この施設等がもし災害とか火災等で損失をこうむればみんな町の負担になると思うのですが、その辺の保険等、公共施設の保険等は適用になるわけですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

URから取得後につきましては、町のほうで保険に加入するよう手続を進める形で考えてございます。

以上です。

○８番関 清貴議員

わかりました。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第98号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第99号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第99号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、町道浦の浜田の浜線の起点部から町道長林大浦線を接続する路線として、新たに道路整備をするものであります。

それでは、工事概要をご説明いたしますので、資料2をごらんください。施工延長475.4メートル、道路幅員7メートル、掘削工5万1,100立方メートル、盛り土工8,400立方メートル、ボックスカルバート工183メートル、側溝工1,251メートル、管渠工93メートル、舗装工4,562平方メートルを施工するものです。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき8月2日に町ホームページに掲載し入札公告を行ったものです。その結果、奥井建設株式会社、蒲野建設株式会社、株式会社山下組、3社の応札があり、8月26日に開札を行い、落札候補者に株式会社山下組を指名しました。その後資格の確認を行い、8月30日に落札者に決定し、同日仮契約を締結したところです。

契約金額は、消費税額及び地方消費税額2,100万円を加えた金額2億8,350万円で、工期は平成28年9月26日から平成29年11月6日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

この図面の中で掘削工がどこからどこまで何メートルなのか、あと盛り土工がどこからどこまで何メートルなのか、最初にそれ教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

掘削工については、起点側の町道浦の浜田の浜線からスケート場のあたりまでが掘削になります。道路挟んで盛り土工という形でございます。メーター数については、約200メーター区間が掘削工という形になります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

AからA'のところの断面図があるのだけれども、ここが盛られていくと、ここに結構いい沢があったと思うのです。そういうところまでも見てもらわないと……そこをこれでボックスカルバートでやるということなのか。それで、結構な水の量なので、今までだったならば既存のもので賄っていたのだけれども、山切ったりしているからその辺も計算してやっているのかどうか。

それともう一つ、こうやって盛った以上、既存の道路には取り付け道路みたいなものが必要になるのだけれども、この図面で私はどれがそういうふうになるのだからちょっとわからないので、そこを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

沢部分の排水対策については、管渠を入れまして、約1,000ミリの直径の管を入れて排水対策をしようという計画にしております。

あと、既存の長林大浦線の部分で一部道路の取り付け、かさ上げによりまして寸断される部分がございます。一番、図面でいいますと、左側の既存町道とぶつかる部分になります。ここにつきましては、階段でのすりつけという形になります。それともう一つ、B&G海洋センターのほうに上がっていく道路につきましても、盛り土によりまして道路が寸断される形になりますので、ここも階段によるすりつけという形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

済みません、ちょっと私がわからなくてもう一回聞きますけれども、この道路ができて、この図面

にある倉庫とか船揚げ場、こっちのほうにはどういうふうに車が入っていけるのか、そこがわからなくて、ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そこにつきましては、県で実施しております防潮堤の工事、現在盛り土工事をして真っすぐにすりつける形で工事を進めております。そこからの進入という形になります。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

この旧スケート場のわきなのですけれども、ここの構造がどういう形なのか、擁壁組んでいるのか。これ見た感じでは盛り土のようには見えないので、その前後は盛り土ですけれども、あそこ津波のとき被災したというか、B & Gの体育館ののり面の途中まで行っているのか、この間の津波のときの高さより高くなっているのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この道路につきましては、大浦側の孤立解消道路という位置づけで整備を計画しているものであります。今回の津波による浸水区域は外した形での道路の高さの設計ということで、今回クラスの津波が来た場合でもその道路は被災しないという計画で進めております。

スケート場の上の部分については擁壁になります。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第99号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第100号 織笠漁港海岸災害復旧（23災町第664号）工事（ブロック1，2）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議案第100号 織笠漁港海岸災害復旧（23災町第664号）工事（ブロック1，2）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成26年第1回山田町議会定例会において議案第39号として請負金額17億3,880万円で議決をいただき、その後4回の変更議決をいただき、請負金額28億1,891万9,880円で株式会社奥村組・吉川建設株式会社・有限会社港建設特定共同企業体が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、工事完了に向け数量を精査したことにより、東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領についてに基づき労働者宿舎に要した費用の計上、労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準の改定についてに基づき受注者からの間接費の実績変更申請があり、審査を行ったところ妥当であると確認できたため、共通間接費を実績変更、インフレにより作業員賃金及び材料費が高騰したものについて契約書別記第25条第6項に基づき差額費用の計上及び数量の精査分などを加えるものであります。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額28億1,891万9,880円に消費税込み金額2億245万4,640円を加えた金額30億2,137万4,520円で、去る8月31日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

当初は17億3,000万でやったのが、何でこんなに大きな数字になったか、説明してください、1から全部。我々が例えば移転するといった場合は、ぺっこな金額で抑えられるわけだ。大きい会社だと何でもかんでも認めるわけだ。これ素直に認めるわけにいかないよ。説明して。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それぞれ過去4回増額の議決をいただいております。内容につきましては、それぞれ間接工事費の

補正でありましたりとか、締切矢板の追加あるいは水門工事の追加、続きまして同様にブロック 2 のほうでございますけれども、締切矢板の追加、海岸の仮設ヤードの拡張等々、工事の拡張に伴って増額補正をしてきたものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

あのね、いいですか、当初からやっているからある程度、例えば 2 割ぐらいとか 3 割ぐらい工事変更ならわかるよ。4 回もだよ。おめさんらなめられているのではないのか、はっきり言って。1 回か 2 回ならわかるけれども、どう思う。4 回も 5 回もやって、大浦もそうだべ、はっきりしゃべって。全然最初から計画的にやってないのではないのか。俺はそう思うよ。もう一回答弁して。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 47 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

議員各位がわかるような回答をお願いします。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

先ほどは大変申しわけございませんでした。

増額の主な理由でございますけれども、コンクリートが不足したことによりまして傾斜堤の部分の施工を被覆ブロックに変更したということが 1 つ、あるいは海岸で工事、作業をしておりましたけれども、当初設計では矢板を 1 枚で施工して進めておりましたけれども、どうしても海水の浸入があるということでダブルにしたというようなことで矢板打ちの増などによるものでございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

私、別な観点からご質問したいと思うのですけれども、これは我々の責任もあるかと思いますが、資料 1 をごらんになっていただきたいと思います。今までに 6 回変更していますよね、今回が 7 回目かな、7 回目。このうちの、よく見ていただきたいのですけれども、2 回から 3 回目に変更する期間が 1 カ月ですよね、1 カ月。それから、4 回から 5 回に変更する期間が 2 カ月、それから 5 回から 6 回に変更する期間がことしの 2 月 26 日から 3 月 31 日ですから 1 カ月と。頻繁に、これは理由があって変更している。でも、余りにも変更回数が多くて、短期間の間に変更していると。普通調査をそれな

りにしてやる場合に、こういうふうな変更が出てくるものかなということが一つあります。

それから、変更事項のところの4番を見ていただければわかるのですが、一応工期は28年の9月30日までに終わる工事だったので、これは。ところが、変更後になりますと平成一年一月一日まで一日間延長と……

（「延長でねんだ、変更ねえずということだ」と呼ぶ者あり）

○2 番田村剛一議員

これは9月30日までに終了するということですか。

いずれにせよ、この短い期間に何度も変更して、さらにまた金額がそのたびに少し、少しずつといえど変ですが、ふえていくと。ここにやっぱり疑問を感じるのですよね、本当はその時点で話をしなければならなかったのですけれども、今見たら変更期間が短いということは皆さんもわかったでしょう。そういうふうに短期間でこういう工事というのは、事情があればするのですけれども、普通はあり得ないのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それでは、変更契約をする期間が短いのではないかとということですが、例えば5回目と6回目の部分の短い期間の理由なのでございますけれども、工期の関係もございまして。工期が当初28年の2月29日までを予定しておりましたけれども、その2月29日で工事が完了しないということで年を繰り越さなければならなかった場合に、この契約の前段で債務負担行為の議決をいただかなければなりません。そのために一度3月31まで工期を変更して、その後債務負担行為の議決をいただいて、改めて年度を越えて翌年度まで工期を延ばすことができるというような手続を踏む必要がありますので、こういった短期間の中で変更契約をしているというような実情もございまして。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

債務負担行為、しなければならぬ工事がある場合、これやむを得ないと思います。でも、全部債務負担行為で再契約してきたものですか。年度を見ると必ずしもそうではないように感じますがね。本当に工事で絶対こういうことが必要だということであればいいのですが、会社の都合、会社の都合といえど変ですが、請負側の都合でこうなって、それで完成年度が過ぎたということになれば、これはやっぱり問題があるのだらうと思います。今話聞くというと、相当前に完成する予定だったというふうに聞きましたが、もう一度最初の予定、いつ完成する予定だったか、当初の計画でお示しいただきたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

当初の工期は28年の2月29日でございました。そうしますと27年度の工事でございますので、27年度完成すれば何もなかったのでございますけれども、この分工期が延びることになりました。そのために28年度のほうに繰り越すような議決をいただかなければならないということで債務負担行為の議決になった次第でございます。

もう一つですけれども、工事を進めていく中で、海中の工事等でございます。当初見込んでいたこと以外にも不測の事態が発生して、工期が延びたり請負金額の増額が出てきたというような内容でございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

これは町営の漁港ですね。そこでお伺いしますけれども、県の監査とか国の監査というのは必要があるかどうかわかりませんが、例えば工事単価について県や国と町の工事の場合には違ってくるのか、そういうふうなことでやはり工事がおくれたというふうなことがあるのかどうか。あくまでもこれは客観的に見てやむを得ない状態、例えば資材が足りないとか、そういうのであればやむを得ないのでございますけれども、工事担当のほうの都合でおくれたと、あるいはまた山田町のほうの金の関係でおくれたと、そういうことはなかったのかどうか、最後に質問したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、山田町の都合で工事がおくれるというようなことはございません。また、変更の設計書等につきましては、県のほうに持参して協議あるいはチェック等もしていただいております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そもそもこれは設計段階で間違っただけという結果になったと思う。この設計はどちらでやったのですか。県のほうか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前11時10分休憩

午前11時18分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を開きます。時間前ですが、皆さんそろいましたので進行いたします。

答弁を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

大変申しわけありませんでした。

当工事の設計は、東京建設コンサルタントが請け負っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そもそもの矢板打つときのあれのとき、全然そのとき何で見直ししなかったのですか、設計を。ちょっと技監からお尋ねしますけれども、こういうときはやっぱり技監のほうまで来て精査しているのですか。商売、一番技監の方がこういう関係はご存じと思うのですけれども、今何回も同僚議員も言っているのだけれども、3回も、4回も変更になっていると。そうなった場合、こればかりでないのですよね。ずっとですよ、今まで。その都度どういう対応をしているかと、当局のほうでは。何回も同じことですよ、何回も同じことを聞くような格好になるのですよ、これでは。だから、どういう精査をしているのだから、ちょっとお聞きしますよ、どうぞ。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真徳）

お答えします。当件に限りましては、私4月から参りましたので、この件についてはちょっと直接打ち合わせ等には参加してございません。他の件についても特段これまでは協議等には入っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

3回目で、もっと聞きたいのだけれども、それでは誰がこれ精査しているの。担当課長以下の方々がやっているのか。今聞くというと、技監が入っていないと。何のために技監がここに来ているのか、さっぱりほうでねえべし、そうしたら。技監を有効活用と言えば語弊がありますけれども、そういう格好でやってもらわなければまた同じことになりますよ、今後。こういう仕事がいっぱいまだあるはずですから。当局のほうの考えを教えてくださいよ。今までどういうやり方でこれを精査したのだから。課長だけではちょっと無理だと思うのですよ。そこら辺を当局の考えと、町長、どうですか。副町長、イコール。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

変更契約があるたびに増額ということが今までたびたびありましたが、基本は東日本大震災の復旧・復興工事であります。これというのは、復旧のやり方、設計等について国の復興庁との協議、ヒアリングを経て進めているわけですが、現場によって違いますが、例えば漁港の場合は掘ってみなければわからないと、矢板を打ってみなければわからないと、水切りですね。今回のこの件でいえば、1枚の矢板の水切りで設計していたわけですが、やったところどうにも水がとまらないということで、別な方法でということ矢板をふやして水切りをしているわけです。例えばこのように現場、現場で変更の理由が違います。あるいは地下の部分で土質が軟弱だというふうな場合もございました。それで、当初の設計で根拠がない部分で矢板を過重に設計して盛ると、あるいは地下の地盤の改良について根拠もないのに過大な設計で見積もるということは、災害復旧の場合は非常に国との調整が困難であります。ここまでやらなければならないのかと、最小限の費用で設計施工をやりなさいという指導が来るわけです。したがって、最小限の経費で復旧工事をやると。そのためにいろんな現場によって事情が違う設計変更が生じるということでございまして、山田町のことだけではございません。これはやってみなければわからないという部分について、変更をあらかじめ想定して実施しているという前提がございまして。国のほうの方針がそうでありますので、これは変更の理由を変更が生じるたびに、そのたびに議会の皆様に丁寧に説明をして理解を得て変更すると、こういう方法しかないのが現実であります。その繰り返しでございまして。

したがって、復興工事等については今後も、当初から想定できない部分を設計に盛り込むわけにはいかないもので、やってみてだめだったという場合は今後も起こり得る可能性があるということでございまして。

精査については、各担当で技師が主になってやっております。変更金額の過大、設計の過大がないように、変更の場合は二重の、ほかの課の者も入れて変更をするようにというふうな方法でやっているというのが現状でございまして。

以上です。

○10番坂本 正議員

あと1回できませんか。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

済みません。それでは、別な方向で聞きますけれども、先ほど第2回、第3回の矢板がどうのこうのと、あれは初めから矢板つけないで設計しているのですよ。知らないと思ってほら吹いたのですよ

ね。初めからあれは矢板抜きにして設計しているはずだ。全部私見していますから。何で、今途中で1枚のやつが2枚になったからこうなったと、そういう言い方おかしいのではないですか。それは町民に対してちょっと失礼ですよ。はっきり言って初めから設計がそういう格好になっていた、矢板は使っていないことになっていたから、あれは。おかしいのではないの、説明が。初めから矢板使わないように設計しているのに対して、途中から1枚のやつが2枚になったという、それはうそですよ。私確認していますので、それは。あと一回返答お願いします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

今矢板の部分は私の誤解があるかもしれませんが、ちょっとそこは当時の課長のほうから後で報告させるようにしますが、いずれ私が申し上げたかったのは復旧・復興工事の場合は最初から考えられない部分で過大に設計を認められないということを言いたかったわけでございますので、したがって変更はあり得るのだと、こういうことを申し上げたいわけです。最初から設計に手抜きがある、あるいは考えが浅いとかということではありませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。今私が言った部分には当時の課長である国保介護課長、よろしく、最初の設計が矢板があったかどうかという部分について、わかりますか。

○議長（昆 暉雄）

今甲斐谷副町長から本来であれば前の課長から答弁させたい旨がございますので、ご了解賜ります。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

確かに先ほどは現課長のほうに矢板が1枚を2枚にしたと思ったというアドバイスをしましたが、今坂本議員からご指摘をいただいてちょっと自信がなくなりましたので、大変申しわけございませんが、当時の資料を確認した上で答弁をしたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 28 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

議案第100号 織笠漁港海岸災害復旧（23災町第664号）工事（ブロック1，2）の請負変更契約の締結に関し質疑を許します。質疑ありませんか。8番。

○8番関 清貴議員

午前中來ちょっと話題になっておりましたこの災害復旧の工事の設計の内容のことなのですけども、これは災害復旧ですから国県の補助というか、復興交付金ですか、それをまず第1点聞きたいと思います。

あとは、これを申請するために設計審査は受けた上で今回の2億円なりの増という設計額になったわけか、その辺を確認したいと思います。

あと、傾斜堤があつて、これ乗り越し道路だと思いますが、車が通行できるような道路だと思いますが、これの安全策等は講じられているわけですか。

その3点についてお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

この事業は、災害復旧事業でございます。

また、この設計等につきましては県のほうとも調整、あとは確認をしていただいております。

なお、傾斜堤のほうにつきましては議員おっしゃるとおり、奥のほうで乗り越し道路がございます。天端のほうには防護安全柵は設置になりますけれども、この付近のところはちょうど山場のほうになりまして、そんなに道路と道路以外の部分が段差があるようなところではありませんので、その辺は大丈夫かと思ひます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第100号 織笠漁港海岸災害復旧（23災町第664号）工事（ブロック1，2）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第101号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第101号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成25年12月13日に開催された第4回山田町議会定例会において議案第142号として議決をいただき、その後3回の変更議決をいただき、請負金額40億8,700万8,360円で株式会社奥村組・有限会社港建設・株式会社阿部組の特定共同企業体が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、水色で表示している箇所、高台道路の起点部の掘削工と、それに伴う土砂運搬費を増嵩するものです。当初別工事による町道長林大浦線道路築造工事で掘削工を行うこととしておりましたが、地権者交渉に時間を要し同時着工がおくれたことから、同じ田の浜地区道路事業である本工事で施工しようとするものです。

工期については、平成28年9月30日期限を87日間延長し同年12月26日までとするものです。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額40億8,700万8,360円に3,651万4,800円を増額した金額41億2,352万3,160円で、平成28年8月29日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と概要について申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第101号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第102号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第102号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

廃止の目的は、大沢地区、織笠地区土地区画整理事業及び田の浜地区道路事業による道路築造に伴い、既存路線を廃止するものです。

それでは、位置図によりまして説明してまいります。資料1をごらんください。大沢地区の西側区域の町道廃止になります。ピンク色で表示している川向・新開地線、延長502.7メートル、緑色で表示している上条3号線、延長81.2メートル、灰色で表示している上条4号線、延長73.4メートル、紺色で表示している上条5号線、延長45メートル、水色で表示している上条6号線、延長109メートル、赤色で表示している上条7号線、延長191.8メートル、黄緑色で表示している上条8号線、延長264.5メートル、黄色で表示している中谷地線、延長320メートル、肌色で表示している大沢海岸線、延長404.3メートルの9路線となります。

資料2をごらんください。大沢地区の東側地区の町道廃止になります。肌色で表示している大沢本通線、延長634.8メートル、ピンク色で表示している中条1号線、延長458.5メートル、水色で表示している中条2号線、延長58.1メートル、緑色で表示している中条3号線、延長45.4メートル、灰色で表示している中条4号線、延長150.1メートル、黄色で表示している中条5号線、延長45.1メートル、黄緑色で表示している下条1号線、延長154.4メートル、紺色で表示している下条2号線、延長389.2メートルの8路線となります。

資料3をごらんください。浜川目地区の町道廃止になります。緑色で表示している浜川目2号線、延長101.5メートル、肌色で表示している浜川目3号線、延長183.4メートル、水色で表示している浜川目5号線、延長110.9メートル、黄色で表示している浜川目6号線、延長70.5メートル、ピンク色で表示している浜川目7号線、延長23.3メートルの5路線となります。

資料4をごらんください。織笠地区の町道廃止になります。緑色で表示している跡浜・織笠小学校線、延長341.8メートル、紫色で表示している織笠小学校線、延長81.7メートル、オレンジ色で表示している森崎線、延長183.6メートル、青色で表示している和村線、延長129.9メートル、肌色で表示している新町1号線、延長486.8メートル、灰色で表示している新町2号線、延長60.1メートル、ピンク色で表示している新町3号線、延長85.4メートル、黄緑色で表示している埋立地1号線、延長260メー

トル、水色で表示している埋立地2号線、延長58.6メートル、黄色で表示している埋立地3号線、延長58.8メートルの10路線となります。

資料5をごらんください。田の浜地区の町道廃止になります。オレンジ色で表示している寺家口・新開地線、358.5メートルの1路線となります。

以上、提案理由についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第102号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第103号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第103号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

認定の目的は、大沢地区、織笠地区土地区画整理事業、船越・田の浜地区防災集団移転促進事業、田の浜地区道路事業と社会資本総合整備交付金事業により整備する道路について、町道認定するものです。

それでは、位置図によりまして説明してまいります。資料1をごらんください。大沢地区西側区域の道路11路線についてです。朱色で表示している川向南線、延長156.3メートル、幅員4メートル、黄色で表示している中谷地線、延長318.3メートル、幅員4メートル、緑色で表示している上条3号線、

延長37.5メートル、幅員6メートル、オレンジ色で表示している上条4号線、延長78.7メートル、幅員6メートル、黄緑色で表示している上条5号線、延長69.9メートル、幅員6メートル、ピンク色で表示している上条6号線、延長94.9メートル、幅員5メートル、灰色で表示している上条7号線、延長41.2メートル、幅員4.5メートル、紺色で表示している上条9号線、延長89.6メートル、幅員5メートル、肌色で表示している上条10号線、延長302.6メートル、幅員6メートル、赤色で表示している上条11号線、延長91.1メートル、幅員4メートル、水色で表示している上条12号線、延長35.4メートル、幅員4メートルとなります。

資料2をごらんください。大沢上条地区から下条地区までの道路23路線です。オレンジ色で表示している上条8号線、延長256メートル、幅員4.5メートル、緑色で表示している上条13号線、延長192.7メートル、幅員6メートル、青色で表示している上条14号線、延長56.1メートル、幅員4.5メートル、黄色で表示している上条15号線、延長104.3メートル、幅員4.5メートル、赤色で表示している上条16号線、延長48.6メートル、幅員4.5メートル、黄土色で表示している上条17号線、延長68メートル、幅員4.5メートル、薄黄色で表示している上条・下条線、延長363メートル、幅員4.5メートル、薄緑色で表示している中条1号線、延長442.4メートル、幅員6メートル、薄群青色で表示している中条2号線、延長36.3メートル、幅員4.5メートル、水色で表示している中条4号線、延長138.9メートル、幅員4.5メートル、深緑色で表示している下条1号線、延長153.7メートル、幅員4.5メートル、ピンク色で表示している下条2号線、延長163.8メートル、幅員6メートル、薄紫色で表示している下条5号線、延長79.8メートル、幅員4.5メートル、青竹色で表示している下条6号線、延長35.3メートル、幅員4.5メートル、青色で表示している下条7号線、延長200.3メートル、幅員4.5メートル、灰色で表示している下条8号線、延長64.8メートル、幅員4.5メートル、若草色で表示している下条9号線、延長88.2メートル、幅員4メートル、藍色で表示している下条北側線、延長168.7メートル、幅員6.5メートル、肌色で表示している大沢本通線、延長1,079.3メートル、幅員9.5メートル、薄水色で表示している大沢第2団地1号線、延長36.1メートル、幅員4メートル、茶色で表示している大沢第2団地2号線、延長266.8メートル、幅員6メートル、青緑色で表示している大沢第2団地3号線、延長130.5メートル、幅員6メートル、紫色で表示している大沢第2団地4号線、延長40.5メートル、幅員6メートルとなります。

資料3をごらんください。大沢第1団地内道路、幅員6メートルの6路線です。緑色で表示している大沢第1団地1号線、延長180.7メートル、紫色で表示している大沢第1団地2号線、延長100.4メートル、紺色で表示している大沢第1団地3号線、延長25メートル、水色で表示している大沢第1団地4号線、延長50.7メートル、肌色で表示している大沢第1団地5号線、延長444.1メートル、黄色で表示している大沢第1団地6号線、延長57.1メートルとなります。

資料4をごらんください。大沢浜川目地区の道路、幅員6メートルの6路線です。緑色で表示している浜川目2号線、延長101.1メートル、肌色で表示している浜川目3号線、延長269メートル、紺色

で表示している浜川目 5 号線、延長129.6メートル、黄色で表示している浜川目 1 号線、延長146.8メートル、水色で表示している浜川目団地 2 号線、延長48.4メートル、紫色で表示している浜川目団地 3 号線、延長119.4メートルとなります。

資料 5 をごらんください。織笠地区の道路、11路線です。青色で表示している織笠第 2 団地 1 号線、延長115.2メートル、幅員 6 メートル、オレンジ色で表示している織笠第 2 団地 2 号線、延長260.1メートル、幅員 6 メートル、黄色で表示している織笠第 2 団地 3 号線、延長183メートル、幅員 6 メートル、黄土色で表示している織笠第 2 団地 4 号線、延長83.1メートル、幅員 6 メートル、黄緑色で表示している織笠第 2 団地 5 号線、延長19メートル、幅員 4 メートル、紫色で表示している織笠第 2 団地 6 号線、延長18.1メートル、幅員5.5メートル、焦げ茶色で表示している織笠第 2 団地 7 号線、延長34.4メートル、幅員5.5メートル、紺色で表示している織笠第 2 団地 8 号線、延長18メートル、幅員 6 メートル、ピンク色で表示している織笠小学校下線、延長74.5メートル、幅員5.5メートル、緑色で表示している織笠保育園線、延長27.9メートル、幅員 6 メートル、水色で表示している跡浜・織笠小学校線、延長66.6メートル、幅員 4 メートルとなります。

資料 6 をごらんください。織笠地区の草木線についてです。三陸縦貫自動車道山田道路の側道から草木地区へ接続するもので、延長130メートル、幅員 5 メートルの路線となります。

資料 7 をごらんください。船越第 2 団地内の道路についてです。青色で表示している船越第 2 団地線、延長123メートル、幅員 6 メートルです。

資料 8 をごらんください。船越第 5 団地、第 6 団地内の幅員 6 メートルの 4 路線です。水色で表示している船越第 5 団地 1 号線、延長138メートル、黄色で表示している船越第 5 団地 2 号線、延長76メートル、紺色で表示している船越第 6 団地 1 号線、延長181.9メートル、灰色で表示している船越第 6 団地 2 号線、延長47.7メートルとなります。

資料 9 をごらんください。田の浜地区の寺家口・新開地線と新開地線についてです。幅員は 5 メートルで、ピンク色で表示している寺家口・新開地線、延長133.3メートル、水色で表示している新開地線、延長213メートルとなります。

以上、町道の路線の認定についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7 番。

○7 番尾形英明議員

確認ですけれども、廃止する路線と認定する路線の確認をしたいのですが、認定のほうの資料 1、川向南線、これは新たに認定する部分なのですか、今までの道路というのは認定路線になっていないのですか。その辺と、それに関連していろんなところがあるのですけれども、ダブって認定しているような形にはなっていませんか。次のページでも上条 8 号線とかいろんな路線があるのですが、廃止になっていないで認定だけになっているよう……道路はあるような感じがするのですけれども、その

辺でダブっていないのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず、川向南線につきましてです。これにつきましては、これまで町道認定はされておりませんでした。今回消防署側ののり面の整備によりまして4メートルの道路として確保できましたので、新しく新規で認定しようと、こういうものでございます。

ダブリはないかということでございますが、ダブらないようにそこはちゃんと整合性を図りながら認定、まずは廃止して認定しているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

いや、そうすると、今までの認定していなかった道路というのは、例えばさっきも言った上条8号線なのですが、廃止もしていない、ただ新しくできている、そういう部分は再度認定した形で、立派な道路なのに何で今まで認定していなかったのだから、その辺を確認します。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

上条8号線については、廃止して認定という手続でございます。これまで集落道、それとあと私道ということで整備されていた道路につきましては、今回の大沢地区の漁集事業でかさ上げ地として整備をしたことによりまして、道路の幅員等も確保できたということで新たに認定している路線もございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

廃止して認定したって、廃止のほうに書かれていないのではないのか。そういうのを俺は聞いているのです。廃止にないものを認定しているから、廃止しないで認定、タブって認定しているのではないかと、私はそれを聞きたくて質問しているのです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

廃止の資料1をごらんいただきたいのですが、上条8号線につきましては薄緑色で表示している部分で廃止をかけてございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

資料6でございます。草木線なのですが、高速道路の下の道路はこれは国交省のやつで、途中から町道が認定になるということでございますけれども、この国交省のやつはどういうふうな格好で進んでおるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

草木地区の道路につきましては、国交省の側道の部分につきましては町のほうに移管していただいて町で管理するということで話をつけてございます。それ以降の新しくつくる道路の部分について認定しようというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そうすると、国交省のほうからいただいたのだと、道路部分は、そういうふうに解釈していいのかな。そうでなければ、ここ途中まで国交省のものであれば、途中からの町道がちょっと整合性がとれていかないと、そういうことで聞いておるのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回新たに草木地区で認定する部分につきましては、用地取得の関係で税の特別控除を受ける関係で前もってこの部分だけは町道認定しているということでございます。側道部分につきましては、国ときちんと管理協定を結んだ上で、正式に契約が結ばれた時点で全体として町道認定していくというような形で考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第103号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

○議長(昆 暉雄)

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第10、議案第104号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(上林 浄)

議案第104号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第3号)についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、予算全体の所要額を見直し今年度中の適正な予算執行を確保することを目的に、編成を行ったものであります。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ27億712万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ459億8,162万円としようとするものであります。

なお、5ページの第2表、地方債補正及び職員の人件費に係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により目の増減額が500万円以上の主なものについてご説明いたします。

7ページをお開きください。歳入であります。10款1項1目地方交付税1億937万円の増額は、1節震災復興特別交付税の増によるものであります。これにより、平成28年度の震災復興特別交付税の予算計上額は49億1,187万2,000円となるものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、4目土木費国庫負担金1億4,340万4,000円の増額は、1節公共施設管理者国庫負担金の増によるものであります。

8ページをお開きください。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金4,529万2,000円の減額は、3節被災者支援総合交付金の減などの増減によるもので、同交付金を国庫補助金から次のページの2項県補助金へ科目がえするものであります。

9ページをごらんください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金4,809万7,000円の増額は、2節被災者生活支援事業費補助金の増などによるもので、前のページでご説明したとおり国庫補助金から県補助金への科目がえなどによるものであります。4目農林水産業費補助金880万3,000円の増額は、2節きのこ原木等処理事業補助金の増などによるものであります。

次に、10ページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億9,366万8,000円の減額は、1節財政調整基金繰入金の減によるものであります。これにより、歳出の積立分を加えて本補正予算時点での財政調整基金の平成28年度末の現在高は42億5,600万円程度となる見込みです。5目復興交付金管理運営基金繰入金16億3,189万9,000円の増額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の増によるものであります。これにより、歳出の積立分を加えて同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は248億7,400万円程度となる見込みです。

6目復興まちづくり基金繰入金5,200万円の増額は、1節復興まちづくり基金繰入金の増によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は33億1,900万円程度となる見込みです。

次のページをごらんください。2項特別会計繰入金、1目漁業集落排水処理事業特別会計繰入金3,146万7,000円の増額は、1節漁業集落排水処理事業特別会計繰入金の増によるものであります。

19款1項1目繰越金6億2,982万1,000円の増額は、1節前年度繰越金の増によるもので、平成27年度からの実質収支額の全額を今回予算化するものであります。

12ページをお開きください。20款諸収入、4項1目雑入、1,358万4,000円の増額は、4節N T T ドコモ東北応援社員募金助成金の増などの増減によるものであります。

21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。14ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、19目財政調整基金費1億2,083万4,000円の増額は、25節財政調整基金積立金の増によるものであります。

21目その他基金費3億792万7,000円の増額は、25節復興交付金管理運営基金積立金の増によるものであります。

次に、17ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、4目保育園費704万4,000円の増額は、7節臨時保育士賃金の増などによるものであります。

6目子育て支援事業費565万円の増額は、19節保育所業務効率化推進事業補助金の増などによるものであります。

次に、19ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費8,801万9,000円の増額は、15節新斎場敷地造成工事費の増などによるものであります。

20ページをお開きください。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費805万8,000円の増額は、13節きのこ原木等処理委託料の増などによるものであります。

3項水産業費、2目水産振興費4億2,964万4,000円の増額は、19節水産業共同利用施設復興整備事業補助金の増などによるものであります。

次のページをごらんください。6目漁業集落防災機能強化費1,000万円の増額は、復興交付金事業の調整によるもので、15節大沢地区漁業集落防災機能強化事業工事費の増などの増減によるものであります。

22ページをお開きください。7款1項商工費、4目観光費1,730万3,000円の増額は、15節船舶建造費の増などによるものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、4目道路事業費1,932万円の増額は、次のページをごらんください、15節田の浜地区道路事業道路築造等工事費の増などによるものであります。

4項都市計画費、2目土地地区画整理費2億3,380万4,000円の増額は、復興交付金事業等の増額で、22節山田国道45号周辺地区震災復興土地地区画整理事業建物等移転補償費の増などによるものであります。

24ページをお開きください。4目防災集団移転費620万円の増額は、22節山田地区防災集団移転促進事業建物等移転補償費の増などによるものであります。

次のページをごらんください。6項住宅費、3目災害公営住宅整備費14億2,565万7,000円の増額は、17節災害復興公営住宅整備事業（大沢下条）住宅購入費の増などによるものであります。

次に、27ページをお開きください。10款教育費、4項幼稚園費、2目教育振興費578万5,000円の増額は、19節私立幼稚園施設型給付費補助金の増によるものであります。

最後に、29ページをお開きください。最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ27億712万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ459億8,162万円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

では、歳入のほうから、歳出でもあるのですがけれども、きのこの原木、これ期間が決まっていたと思うのだけれども、これで今回で決まりということでもいいのか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

きのこ原木等処理事業補助金についてお答えします。

今回補正予算で要求したものは、出荷がまだ解除になっていない方のほだ木を定期的に県のほうに数値のほうを確認してもらいましたら、どうしても使えないものが出てしまったということで、今回新たに一時集約場所に運搬して一時保管するものです。それにあわせて、生産者の中で今のほだ場が使えないと、新しいほだ場を確保しようというところがあるのですが、それについても県の指導で新しいほだ場の落葉層は除去してからそこをほだ場として使ってくださいということで、落葉層除去の部分も含まれております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

済みません、落としていました。7ページの国庫支出金の4目です。これが歳出でどこにかかってくるのかを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

公共施設管理者負担金ですが、歳出の23ページ、国道45号周辺地区震災復興土地地区画整理事業施行管理委託料と、それとその下の補償のほうの山田国道45号周辺地区震災復興土地地区画整理事業建物等移転補償費のほうに入っております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を終わります。

次に、歳出全款の質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

3点ばかりしますけれども、21ページの農林水産業費というところがございまして、2番の水産振興費ですか、ここに大幅な補正がなされておるようですが、この豊かな浜の担い手育成支援事業費、これ大変すばらしいことだと、ぜひこれを有効に使って担い手を育成してもらいたいと思っているのですが、実質的にこれはどのような事業をするのか、ひとつ伺いたいします。

それから、その下が水産業共同利用施設復興整備事業補助金4億1,860万、ありますね。大体水産業のほうのハードの部分は復興したのではないかなと、こういうふうに考えているのですが、こういう4億もかかるような共同施設、これは相当のものだと、山田町にとっても相当なものだと思いますが、どういう施設かということをお願いしたいと思います。

それから、26ページから27ページにかけて教育費が出ておりますが、この中で気になるのは教材備品購入費が小学校、中学校ともに減額されております。多分これは生徒数が減少したことによるものではないかと思いますが、これによって教育効果にどのような影響をもたらすのかと。

それからもう一つは、10款の2、教育振興費の中で、金額は多くはないのですが、私立幼稚園施設型と、施設型給付補助金とありますよね。この施設型というの、ちょっと理解できないし、こういう施設型の幼稚園というのは実際どこにあるのかと、そしてどういうふうにするのかと、何に使うのか、こういうことを含めて説明願います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それでは、私のほうから、20ページになります、豊かな浜の担い手育成支援事業費補助金の内容についてご説明いたします。

この事業は、文字どおり漁業後継者の育成あるいは担い手の就業に対して支援を行ってきたところでございます。23年の4月1日に施行して事業を進めてきたわけでございますけれども、復旧とか復興事業の煩雑化におきまして、各漁協からの申請に基づいて対象者を選び出しておるわけですが、その対象者の漏れあるいは申請漏れがございまして、不公平がちょっと生じておりました。そのために今回未申請者に対しても遡及適用して支給できるよう、要項の改正を行いまして公平性を期したいというふうなために今回計上しております。

その下段でございます。水産業共同利用施設復興整備事業補助金についてでございますけれども、これは水産加工流通施設を対象としまして復興整備事業を行うものでございます。内容につきましては、水産加工施設の復旧が主になってくるわけですが、多くの応募企業に対応するため、復興庁のほうから配分済みの復興交付金のほうをまだ予算計上しておらなかった部分を今回予算計上したということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

先ほどの教材備品費のことですが、各学校のほうから必要な教材を上げていただくわけです。そうした中で、この予算の中の全部分を使わないということで、残った分を全部消耗品のほうに回して消耗品として使っていただいています。ですので、学校が活動に使うお金全体の総枠でいくと減ってはいないということ、学校が使いやすい形でこの予算を動かしているということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

私立幼稚園の施設型の給付費補助金についてお答えします。

これは、子ども子育て支援制度が昨年度から始まりまして、私立幼稚園につきましても保育園と同じように運営費を毎月出すということになっております。今回の補正に上げましたのは、幼稚園のほうの定員の数が少なくなったことによりまして1人当たりの単価が高くなりまして、それによりまして今回補正に上げております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

それでは、最初の水産振興についてでございます。740万というのは、これは追加分ということでしょう。ことし全体でこの担い手育成支援事業というのはどのぐらいになるのか。具体的に担い手支援事業ですから、担い手をつくるために活動している事業だと思うのです。どのように使って担い手を育成しているのでしょうか。ただ単にばらまくのではなくて、やっぱり担い手育成という前提があると思いますので、その辺をお願いします。

それから、水産の共同利用施設については、今の話では漏れた部分というのですか、今まで本当は支給しなければならないものを集めて改めて補助するような話のように聞こえたのですけれども、新たな事業を起こすことではなくて、個々から申請されたものについて追加要求してこのようになったと、このように理解してよろしいでしょうか。これは補助金ですから、具体的にはどういう事業、水産加工といってもいろいろあるわけですが、どういうところにやっぱり金額を補助しているのか、その辺をお伺いしたいと思っています。

学校のほうについてはわかりました。項目がえをしてできるだけ自由に使っていると。

福祉のほうについてですけれども、現在山田でこの保育型の幼稚園を実施している幼稚園がどのぐらいあって、そして何人ぐらい該当者があるかということのをちょっと教えていただけませんか。これは、やっぱり保育園との関係等もいろいろ出てくると思いますので。そして、実際には評価は保育園にお願いするほうがいいのか、幼稚園にお願いするほうがいいのか、そういう評価はわかりませんか。一般的に入っている人たちの声を聞いて、いかがでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

今年度の見込み等でございますけれども、新規漁業就業型あるいは養殖に関する部分の経営参入型というふうに、大きく2つに分けて補助をしております。その中でことしの見込みということだと、養殖のほうにやってみたいという方が2名ほど申請をさせていただいております。

また、どのように募集をかけているか、担い手育成をしているかということでございますけれども、協議会を結成して活動しておりますけれども、この申請の方は今回は漁協のほうを経由して申請をなさっている方でございます。

次に、水産共同利用施設のほうについてでございますけれども、具体的にということですが、例えば水産加工場はもとより冷凍工場でございますとか、その中で使用するフォークリフト、トラックなどが対象になってきております。

具体的に議員のほうから先ほどご質問ありましたけれども、復興庁のほうから配分済みの交付金がございます、その予算計上していなかった分を今回計上したということで、漏れがあったとかそういうことではございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

山田町には私立保育園は1カ所でございます。そのほかは町立の幼稚園となっております。また、定員ですけれども、今幼稚園のほうの定員は45人となっており、実際入っている子供さんは40人ぐらいたと記憶しております。

それから、幼稚園、保育園どちらがよいかということですが、これはそれぞれの保護者の考えもありまして、どちらがとは言えません。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

それでは、福祉のほうからお聞きしますけれども、実際預かる形態というのはほとんど同じ、違う点があるのでしょうか、それをお伺いしたいと思います、保育園と幼稚園の給付型と。これから使うことだから、このお金というのは。

それからもう一つは、後継者、これ支援ですね、なかなか難しいでしょうから、養殖漁業というところでやっているようだというのですけれども、どういう形で具体的に育てようとしているのでしょうか。一般に養殖漁業で後継者を育成していますと、こう言われても、中身、実際にこのようにして苦労しながら育てていると、その中身を知っていただければ、いや、それならもっとやってもらおうかというふうになると思いますので、その辺お伺いしたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○2番田村剛一議員

皆さん知っていても私は知らないことだから。

○議長（昆 暉雄）

予算に関連した質問ですので、その範囲で答えてください。健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

保育園の場合は短時間保育とか、基準の保育とかということで8時間とか11時間ということでやっております。幼稚園については、それぞれの幼稚園に委ねられているところもありますので、そこについてはお答えすることできません。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

例えば養殖漁業への参入でございますけれども、漁協の正組合員で専業して新たに養殖漁業を開始したいという組合員につきまして、現行月額5万円を1年間あるいは藻類以外の養殖種目であれば2年間を限度して支給して頑張っていただきたいというふうな制度でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私からは2点ほど質問させていただきます。

14ページ、総務費の情報化推進費ですが、田の浜地区テレビ共同受信施設組合補助金85万4,000円とあるのですが、これは町単独のようですが、県のほうの補助とか、あと総事業費は幾らなのか、教えてもらえるでしょうか。

2つ目は、21ページです。商工費の商工業振興費、まちなか交流施設管理運営委託料63万7,000円、これは何カ月分の委託料を見ているのでしょうか。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

私のほうからは情報化推進費の負担金・補助金の部分でございますが、田の浜の第8団地に関しましては難聴ということで、現在新しく高台団地に移る方のために941万5,000円で繰越事業で今やっているとございまして、今回の85万4,000円につきましては、その整備に伴って北側に従来住んでいる方が影響を受けるお宅がある、4世帯くらいあるということで、その方々の難聴を解消するための予算ということになってございます。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

私のほうからは21ページ、まちなか交流施設管理運営委託料、何カ月分予算措置しておるかということですが、6カ月分を予算措置しております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

総務費のほう、情報化推進費ですが、これはそうすれば高台団地ができたことにより電波障害を生じたので、その分の受信施設を整備したのに補助するという事で、そうすれば100%これで大丈夫な

わけですね。100%というか、満額なわけですね。これ以上の金額は出ないし、総経費の何%という考え方ではないですね。

あと、まちなか交流施設についてはわかりました。

その1点だけ、またお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、田の浜地区の第8団地と、今、今度難聴になる世帯へのこれ工事費というのは、従来田の浜のほうで難視聴が上のほうであるわけですが、既にもうそこに受信設備がついておりますので、今回の第8団地はそこからの延長ケーブルというか、そこから電波をいただいて第8団地の大体68世帯に今度回すと。その部分をまたこの下の4世帯に同じ設備から引っ張るということで、お尋ねのようにこれによって難聴が解消されるということでございます。

なお、この組合を運営していくためにはそれぞれ各戸に今後負担金等が、3万円程度ですか、発生すると。これは、将来のために積み立てて、その共聴組合で運営していくということになってございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

そうすれば、共聴組合のほうで受益者負担ということは、この高台団地にかかわらず、震災にかかわらず、難視聴地域があらわれた場合はそのように従来どおりやはり受益者負担で整備してもらうという考え方に捉えるのですが、高台団地のほうは100%町が見るということで、それはもちろん復興交付金のほうで手当てされるわけですね。そのところを確認してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

第8団地に関しましては既に、先ほど申しましたが、従来田の浜の上の地区にある世帯が整備した施設から引っ張ったほうが効率的であるということで、今回そのようにさせていただいたと。その部分の設備に関しては、田の浜のその共聴組合にお金をお支払いすると、そして業者にお支払いするという格好になってございます。

また、別に第5団地、第6団地に関しましては田の浜からは引っ張っていけないので、そちらは新たに受信設備をつくって、地区内の方々に新たにそういった組合を立ち上げてもらってこれから運営していただくと、そういうような流れになってございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

私聞きたいのは、従来からある集落等に対して難聴があった場合に、やはり受益者負担を取って進んでいくかというのもついでに聞いているのですけれども、申しわけないですけれども、そこをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

従来からあるというのは田の浜地区の……

（「全部、豊間根から全部」と呼ぶ者あり）

○総務課長（花坂惣二）

まず、その部分に関しましては従来から難視聴の地区に関しましてはこういった組合をつくってもらって補助する格好でしておりますが、今回の場合は交付金事業ということで認められたものでございますので、今後新しく出てくる部分に関しましては総務課のほうとご相談ということになろうかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

12 番。

○12 番 山崎泰昌議員

1 点だけお願いします。23 ページ、一番下の前須賀公園整備事業国庫補助金返還金、これは多分、想像ですけれども、防潮堤にとられるからということなのだと思うのですけれども、ちょっと説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

私のほうからご説明を申し上げます。

恐れ入ります。歳入の10 ページをちょっとお開きいただきたいと思います。歳入の10 ページ、中ほどの土地の売り払い収入とございます。実はご質問のとおり、ここの部分、県の水産部で船越漁港の防潮堤の改修をしております。その用地交渉をした中で、代替地が欲しいという方がいらっしまして、町有地を、公園地内ではございますが、町有地がある、その場所が欲しいという方がございまして、そちらに売却をして土地を交換すると、それで防潮堤の建設を促進するといった意味合いで町有地を売却。ただ、そこが公園の用地でございまして、かつて補助金を入れて購入させていただいたという経緯がございまして、その分をお返しすると、そういった内容でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

私の記憶では、田の浜の今のところにも、被災したところにも公園があったのですが、そうするとやっぱりこういうものがまたあり得るということ。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

可能性とすればあるのかなとは思いますが、田の浜地区につきましては今の低地部の利用の形態がまだ決まっておりません。それによって土地の集約化が図られる。その中に町有地として町が持っている場所、それが公園の用地であった場所があるといったふうにご理解をいただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

済みません、初めてこういうのがのってきたのでもう一点だけ聞きたいのですけれども、被災した公園をもう使えないという場合にはまたこういうふうな補助金返還みたいなものが出てくるんだべがね。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

国庫金をもとに用地を購入した、その用途が完全に変わってしまうといった場合にはあり得るだろうと思います。ただ、道路の用地として購入した、道路の線形が変わりますよといった程度であれば勘弁してくれるのではないかなというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

歳出全款の質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第104号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第11、議案第105号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第105号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ941万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,785万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明いたします。

3ページをごらんください。歳入であります。10款1項1目繰越金941万5,000円の増額は、前年度からの繰越金であります。

5ページをごらんください。歳出であります。3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金418万9,000円の減額は、負担する支援金の見込みが減となったことによるものであります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金215万円の増額は、当初見込みより還付金支出額の増額が見込まれることによるものであります。

3目償還金1,145万4,000円の増額は、前年度事業費の確定によるもので、退職者医療給付費等交付金に係る返還金の増によるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ941万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,785万9,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第105号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第12、議案第106号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第106号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ491万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,923万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明いたします。

3ページをごらんください。歳入であります。1款1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料435万3,000円の増額は、保険料の増によるものであります。

4款1項1目繰越金38万2,000円の増額は、前年度からの繰越金の増であります。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金17万8,000円の増額は、広域連合からの保険料還付金の増によるものであります。

次に、歳出であります。5ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費38万2,000円の増額は、消耗品費の増が見込まれることによるものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金435万3,000円の増額は、保険料の増額に伴う納付金の増であります。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金17万8,000円の減額は、保険料還付金の増によるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ491万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,923万9,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

ただいまの提案理由でそこがありました。大変申しわけございません。

最後の歳出4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金17万8,000円の減額と申し上げましたが、増額でございます。おわびして訂正いたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第106号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第13、議案第107号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第107号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,447万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,574万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により主なものを順にご説明申し上げます。

3ページをごらんください。歳入であります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金1,439万8,000円の減額は、普通調整交付金の決定などによる減であります。

6 款繰入金、2 項 1 目基金繰入金3,190万4,000円の減額は、前年度繰越金の確定などにより財政調整基金からの繰り入れを減額するものであります。これにより、補正後の同基金の現在高は6,000万円程度となる見込みであります。

7 款 1 項 1 目繰越金9,077万9,000円の増額は、前年度からの繰越金の増であります。

次に歳出であります。5 ページをごらんください。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費2,031万8,000円の増額は、施設介護サービス給付費の増などの増減によるものであります。

6 ページをごらんください。同じく 2 項 1 目介護予防サービス給付費300万円の増額は、地域密着型介護予防サービス給付費の増によるものであります。

3 項 1 目その他諸費250万円の増額は、高額介護サービス費150万円の増などによるものであります。

8 ページをごらんください。7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金及び返還金1,865万9,000円の増額は、前年度事業の精算による国庫負担金などの返還金の増によるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,447万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,574万2,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第107号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第14、議案第108号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第108号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,223万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,339万5,000円とするものです。

補正の概要ですが、歳入では他会計からの繰入金の減額と前年度繰越金の増額及び県補償の大沢地区下水管渠工事に伴う諸収入の新規計上、歳出では経営経常費の増額と公債費の減額及び他会計へ繰り出しする諸支出金の新規計上であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、3ページをごらんください。歳入です。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は124万9,000円の減で、前年度繰越金が増となったことによるものです。

3款1項1目繰越金201万8,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

4款諸収入、1項1目雑入3,146万6,000円の増は、大沢地区下水管渠工事の県補償金の収入が見込まれることから、新規計上するものです。

次に、歳出です。5ページをごらんください。1款1項経営経常費、1目総務費は、43万5,000円の増で、人件費及び公課費の増額によるものです。

4目整備事業費は、50万円の増で、被災者の住宅再建などによる公共ますの設置要望に対応するためのものであります。

2款1項公債費、1目元金は、15万円の増で、利率見直しによるものです。

2目利子は、31万7,000円の減で、利率見直しによるものです。

6ページをごらんください。4款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金は、3,146万7,000円の増で、平成27年度工事繰り越しの大沢地区下水管渠工事に伴う財源を一般会計から繰り入れており、県補償金が28年度に収入になることに伴い、繰り入れた額を一般会計に返還するためのものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,223万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,339万5,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）討論なしと認めます。

これから議案第108号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、山田町議会の改革に関することについてを議題とします。

ここでお諮りします。本件につきましては、先般開催しました全員協議会で既にご協議申し上げますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

これより山田町議会改革に関することについてを採決します。

議題書のとおり、議長を除く議員全員による山田町議会改革検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、山田町議会改革検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定しました。

なお、山田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行うことになっておりますので、本日散会后委員会室において委員会を開催します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会します。

午後 2時27分散会

平成２８年第３回山田町議会定例会会議録（第１５日）									
招 集 告 示 日		平成２８年　８月２９日							
招 集 年 月 日		平成２８年　９月　１日							
招 集 場 所		山田町役場５階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成２８年　９月１５日午前１０時００分				議 長	昆　暉雄	
		散 会	平成２８年　９月１５日午前１０時２５分				議 長	昆　暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席　１４名 欠席　　０名 欠員　　０名 凡例　出席　○ 欠席　△ （不応招）×		議 席 番 号	氏　　　名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏　　　名		出 席 等 の 別
		１	阿　部　幸　一		○	８	関　　　清　貴		○
		２	田　村　剛　一		○	９	阿　部　吉　衛		○
		３	佐　藤　克　典		○	１０	坂　本　　　正		○
		４	黒　沢　一　成		○	１１	菊　地　光　明		○
		５	田　老　賢　也		○	１２	山　崎　泰　昌		○
		６	木　村　洋　子		○	１３	吉　川　淑　子		○
		７	尾　形　英　明		○	１４	昆　　　暉　雄		○
会議録署名議員		３番　佐　藤　克　典			４番　黒　沢　一　成		５番　田　老　賢　也		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白　土　まさ子		書　　記		鈴　木　廉　子	
地 方 自 治 法 第 １ ２ １ 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例　出席　○ 欠席　△		職　　名	氏　　　名		出欠	職　　名	氏　　　名		出欠
		町　　長	佐　藤　信　逸		○	国保介護課長	甲斐谷　芳　一		○
		副 町 長	甲斐谷　義　昭		○	健康福祉課長	菊　池　ひろみ		○
		副 町 長	鈴　木　　　裕		○	建設課長	川守田　正　人		○
		技　　監	山　下　真　徳		○	建築住宅課長	佐々木　政　勝		○
		総務課長	花　坂　惣　二		○	上下水道課長	佐々木　達　彦		○
		総務課主幹	倉　本　收　郎		○	消防防災課長	上　沢　　　隆		○
		企画財政課長	上　林　　　浄		○	教育委員長	山　崎　喜　六		△
		復興推進課長	沼　崎　弘　明		○	教　育　長	佐々木　　　毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆　　　秀　樹		○	教育次長	箱　山　智　美		○
		農林課長	古　舘　　　隆		○	生涯学習課長	白　土　靖　行		○
		水産商工課長	佐々木　真　悟		○	監査委員	佐　藤　省　次		○
		町民課長	中　屋　佳　信		○				
議 事 日 程		別 紙 の と お り							
会議に付した事件		別 紙 の と お り							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							

平成28年第3回山田町議会定例会議事日程
(第15日)

平成28年 9月15日(木) 午前10時開議

- | | | |
|---------|-------|--------------------------------------|
| 日 程 第 1 | 認定第1号 | 平成27年度山田町一般会計決算の認定について |
| 日 程 第 2 | 認定第2号 | 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について |
| 日 程 第 3 | 認定第3号 | 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日 程 第 4 | 認定第4号 | 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定について |
| 日 程 第 5 | 認定第5号 | 平成27年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定について |
| 日 程 第 6 | 認定第6号 | 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について |
| 日 程 第 7 | 認定第7号 | 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日 程 第 8 | 認定第8号 | 平成27年度山田町水道事業会計決算の認定について |

平成28年 9月15日

平成28年第3回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○議長（昆 暉雄）

ただいままでの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○議長（昆 暉雄）

ここで昨日開催されました山田町議会改革検討特別委員会において、委員長及び副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

委員長に11番菊地光明君、副委員長に5番田老賢也君が選任されました。

以上、報告いたします。

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○議長（昆 暉雄）

日程第1、認定第1号 平成27年度山田町一般会計決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成27年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成27年度山田町水道事業会計決算の認定について、以上8件を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

認定第1号 平成27年度山田町一般会計決算の認定についてから認定第7号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についてまでをそれぞれご説明申し上げます。

歳入については、款及び項の収入済額、不納欠損額、収入未済額、そして合計額を、歳出について

は款の支出済額、翌年度繰越額及び合計額をそれぞれ100円単位を四捨五入して1,000円単位で申し上げます。

それでは、認定第1号 平成27年度山田町一般会計歳入歳出決算について説明します。山田町歳入歳出決算書の5ページと6ページをごらんください。最初に、歳入です。1款町税の収入済額は11億4,393万1,000円、不納欠損額は599万4,000円、収入未済額は9,422万7,000円です。不納欠損額の人数は、延べ35人、件数は189件、収入未済額では延べ1,194人、7,536件となっています。町税の内訳は、1項町民税の収入済額は5億3,442万5,000円、不納欠損額は448万5,000円、収入未済額は4,964万7,000円です。不納欠損額の人数は6人、件数は52件、収入未済額では578人、3,239件となっています。2項固定資産税の収入済額は4億2,106万8,000円、不納欠損額は149万5,000円、収入未済額は4,309万9,000円です。不納欠損額の人数は25人、件数は133件、収入未済額では436人、3,964件となっています。3項軽自動車税の収入済額は3,858万5,000円、不納欠損額は1万4,000円、収入未済額は148万1,000円です。不納欠損額の人数は4人、件数は4件、収入未済額では180人、333件となっています。4項町たばこ税の収入済額は1億4,985万3,000円です。

2款地方譲与税の収入済額は6,542万5,000円、3款利子割交付金は145万3,000円、4款配当割交付金は280万4,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は238万4,000円、6款地方消費税交付金は3億457万9,000円、7款自動車取得税交付金は815万8,000円、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金は627万8,000円、9款地方特例交付金は207万1,000円、10款地方交付税は101億789万5,000円、11款交通安全対策特別交付金は127万7,000円、12款分担金及び負担金の収入済額は7,321万3,000円、収入未済額は541万1,000円です。収入未済額の内訳は、保育園保育料が530万5,000円で人数は28人、件数は681件、放課後児童クラブ利用料が10万7,000円で3人、27件となっています。13款使用料及び手数料の収入済額は6,658万円、収入未済額は533万7,000円です。収入未済額の内訳は、公営住宅等使用料が476万4,000円で人数は42人、件数は107件、幼稚園使用料が57万3,000円で10人、98件となっています。14款国庫支出金の収入済額は171億695万4,000円、15款県支出金は13億6,021万8,000円、16款財産収入は4億4,583万4,000円です。7ページと8ページをごらんください。17款寄附金の収入済額は8,123万2,000円、18款繰入金は181億2,435万3,000円、19款繰越金は78億2,367万2,000円、20款諸収入は9億3,093万4,000円、21款町債は7億603万1,000円です。最終行の歳入合計の収入済額は583億6,527万7,000円、不納欠損額は599万4,000円、収入未済額は1億497万5,000円であります。

9ページと10ページをごらんください。歳出です。以下、支出済額及び翌年度繰越額を申し上げます。1款議会費の支出済額は9,740万1,000円、2款総務費は159億4,703万円、翌年度繰越額6億6,721万4,000円、3款民生費は25億1,016万7,000円、翌年度繰越額7,710万5,000円、4款衛生費は6億6,878万3,000円、翌年度繰越額756万7,000円、5款労働費は381万1,000円、6款農林水産業費は46億9,428万5,000円、翌年度繰越額20億9,382万2,000円、7款商工費は2億653万2,000円、8款土木費は188億2,047万4,000円、翌年度繰越額68億6,652万3,000円、9款消防費は6億4,679万5,000円、10款教育費

は 6 億 9,287 万円、翌年度繰越額 4,852 万 8,000 円です。11 ページと 12 ページをごらんください。11 款災害復旧費の支出済額は 33 億 9,033 万 1,000 円、翌年度繰越額 18 億 2,249 万 6,000 円、12 款公債費は 8 億 6,696 万 7,000 円、13 款諸支出金及び 14 款予備費の支出はありません。最終行の歳出合計の支出済額は 485 億 4,544 万 7,000 円、翌年度繰越額 115 億 8,325 万 5,000 円で、歳入歳出差し引き残額は 98 億 1,983 万円となります。

次に、210 ページと 211 ページをごらんください。認定第 2 号 平成 27 年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてです。歳入です。1 款国民健康保険税の収入済額は 4 億 2,787 万 6,000 円、不納欠損額は 212 万 7,000 円、収入未済額は 1 億 4,346 万 5,000 円です。不納欠損額の人数は 25 人、件数は 143 件、収入未済額では 569 人、7,052 件です。最終行の歳入合計の収入済額は 32 億 5,795 万 7,000 円、不納欠損額は 212 万 7,000 円、収入未済額は 1 億 4,346 万 5,000 円です。次に、歳出です。212 ページと 213 ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は 32 億 4,844 万 1,000 円で、歳入歳出差し引き残額は 951 万 5,000 円となります。

239 ページと 240 ページをごらんください。認定第 3 号 平成 27 年度山田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。歳入です。1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は 8,605 万 5,000 円、収入未済額は 50 万円です。収入未済額的人数は 19 人、件数は 75 件です。最終行の歳入合計の収入済額は 1 億 5,123 万 9,000 円、収入未済額は 50 万円です。次に、歳出です。241 ページと 242 ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は 1 億 5,075 万 7,000 円で、歳入歳出差し引き残額は 48 万 3,000 円となります。

次に、254 ページと 255 ページをごらんください。認定第 4 号 平成 27 年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてです。歳入です。1 款保険料の収入済額は 3 億 2,620 万 3,000 円、不納欠損額は 25 万 8,000 円、収入未済額は 485 万 6,000 円です。不納欠損額的人数は 9 人、件数は 34 件、収入未済額では 106 人、606 件です。最終行の歳入合計の収入済額は 17 億 5,777 万 3,000 円、不納欠損額は 25 万 8,000 円、収入未済額は 485 万 6,000 円です。次に、歳出です。256 ページと 257 ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は 16 億 6,699 万 2,000 円で、歳入歳出差し引き残額は 9,078 万 1,000 円となります。

次に、281 ページと 282 ページをごらんください。認定第 5 号 平成 27 年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算についてです。最終行の歳入合計の収入済額は 586 万 2,000 円です。次に、歳出です。283 ページと 284 ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は 574 万 1,000 円で、歳入歳出差し引き残額は 12 万 1,000 円となります。

次に、292 ページと 293 ページをごらんください。認定第 6 号 平成 27 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算についてです。歳入です。1 款事業収入の収入済額は 2,746 万 5,000 円、収入未済額は 7 万 3,000 円です。収入未済額的人数は 17 人、件数は 27 件です。最終行の歳入合計の収入済額は 1 億 7,276 万 9,000 円、収入未済額は 7 万 3,000 円です。次に、歳出です。294 ページと 295 ページを

ごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は1億3,927万3,000円、翌年度繰越額は3,146万7,000円で、歳入歳出差し引き残額は3,349万6,000円となります。

次に、307ページと308ページをごらんください。認定第7号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてです。歳入です。1款事業収入の収入済額は3,044万9,000円、不納欠損額は6万円、収入未済額は32万8,000円です。不納欠損額の人数は3人、件数は32件、収入未済額では22人、56件です。最終行の歳入合計の収入済額は18億4,684万6,000円、不納欠損額は6万円、収入未済額は32万8,000円です。次に、歳出です。309ページと310ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は13億5,117万6,000円、翌年度繰越額は6億774万8,000円で、歳入歳出差し引き残額は4億9,567万円となります。

以上が認定第1号から認定第7号までの決算の概要であります。なお、各会計の歳入歳出決算の具体的な内容につきましては、決算特別委員会の質疑においてそれぞれの担当からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

次に、上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

認定第8号 平成27年度山田町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

平成27年度山田町水道事業会計決算書、1ページをお開きください。決算報告書について、収入支出とも款の決算額でご説明いたします。収益的収入及び支出についてであります。初めに、収入ですが、これは主に水道料の収入によるもので、第1款水道事業収益、決算額3億6,142万2,333円となっております。

続きまして、支出についてであります。これは、水道事業を行うための費用で、第1款水道事業費用、決算額3億3,914万4,182円となっております。

3ページをごらんください。資本的収入及び支出についてであります。初めに、収入についてであります。これは、施設等の改良に要する収入で、第1款資本的収入、決算額1億6,014万7,054円となっております。主なものは、災害復旧事業に係る補助金と復興交付金及び震災特別交付金であります。

続きまして、支出についてであります。これは、施設等の改良に要する費用で、第1款資本的支出、決算額は2億3,685万5,880円となっております。一番下に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,670万8,826円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額936万1,108円並びに過年度分損益勘定留保資金6,734万7,718円で補填しております。

次からのページは財務諸表、決算附属書類などとなっております。5ページをお開きください。損益計算書でございます。下から4段目に記載のとおり当年度純利益は2,262万3,456円となりました。

6ページから7ページは剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。当年度純利益2,262万3,456円を下から3行目から記載のとおり、減債積立金に120万円、利益積立金に1,000万円、建設改良費に1,142万

3,456円を積み立てております。

8ページから9ページまでの貸借対照表は省略いたします。

10ページをお開きください。事業報告書です。1、概況、(1)、総括事項であります。4月に大浦簡易水道、豊間根簡易水道及び小谷鳥簡易水道と事業統合を行うことで経営基盤の安定を図り、安全で安心できる良質な水道水の安定供給に努めてまいりました。簡易水道を統合したことから、事業収益は前年度に比べて8,189万円の増収、事業費用は8,659万8,000円が増額となり、当年度純利益は470万9,000円の減の2,262万3,000円となりました。

アの施設の整備状況ですが、豊間根水源紫外線滅菌処理施設詳細設計業務委託災害復旧事業として、山田・織笠地区復興整備事業平成27年度業務委託、山田第1水源復旧詳細設計業務委託などを行いました。

イの利用状況ですが、年間有収水量は143万1,941立方メートル、前年度に比較して32万6,076立方メートルの増となり、年間有収率は74.5%で、前年度に比較して2.63ポイント増となりました。

15ページは、キャッシュフロー計算書、16ページからは収益費用明細書、19ページからは資本的収入、支出明細書、21ページからは固定資産明細書、23ページからは企業債明細書を添付しております。

以上、平成27年度山田町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

以上で説明が終わりました。

ここでお諮りします。日程第1、認定第1号から日程第8、認定第8号までは、山田町議会先例58により議長を除く議員全員による決算特別委員会を設置し、付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの決算は、決算特別委員会に付託し、審議することに決定しました。

なお、山田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、9月16日金曜日午前10時より山田町中央コミュニティセンターにおいて委員会を開催します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議は決算特別委員会の審議が終了するまで休会とします。

これをもって散会します。

午前10時25分散会

平成28年第3回山田町議会定例会会議録（第21日）									
招 集 告 示 日		平成28年 8月29日							
招 集 年 月 日		平成28年 9月 1日							
招 集 場 所		山田町役場 5階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成28年 9月21日午後 1時00分				議 長	昆 暉雄	
		閉 会	平成28年 9月21日午後 1時34分				議 長	昆 暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○
		2	田 村 剛 一		△	9	阿 部 吉 衛		○
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		○
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○
会議録署名議員		3番 佐 藤 克 典			4番 黒 沢 一 成		5番 田 老 賢 也		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白 土 まさ子		書 記		鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○
		技 監	山 下 真 徳		○	建築住宅課長	佐々木 政 勝		○
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達 彦		○
		総務課主幹	倉 本 收 郎		○	消防防災課長	上 沢 隆		○
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		△
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹		○	教育次長	箱 山 智 美		○
		農林課長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	白 土 靖 行		○
		水産商工課長	佐々木 真 悟		○	監査委員	佐 藤 省 次		○
		町民課長	中 屋 佳 信		○				
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成28年第3回山田町議会定例会議事日程

(第21日)

平成28年 9月21日(水) 午後1時開議

- | | | |
|---------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 日 程 第 1 | 認定第 1 号 | 平成27年度山田町一般会計決算の認定について |
| 日 程 第 2 | 認定第 2 号 | 平成27年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定) 決算の認定について |
| 日 程 第 3 | 認定第 3 号 | 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日 程 第 4 | 認定第 4 号 | 平成27年度山田町介護保険特別会計(事業勘定) 決算の認定について |
| 日 程 第 5 | 認定第 5 号 | 平成27年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定) 決算の認定について |
| 日 程 第 6 | 認定第 6 号 | 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について |
| 日 程 第 7 | 認定第 7 号 | 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日 程 第 8 | 認定第 8 号 | 平成27年度山田町水道事業会計決算の認定について |
| 日 程 第 9 | 意見第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについて |
| 追加日程第 1 | 議案第109号 | 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 2 | 議案第110号 | 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 3 | 議案第111号 | 平成28年度山田町一般会計補正予算(第4号) |
| 追加日程第 4 | 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について | |
| 追加日程第 5 | 山田町議会改革検討特別委員会の閉会中の継続調査について | |

平成28年 9月21日

平成28年第3回山田町議会定例会会議録

午後1時00分開議

(議事日程等別紙)

午後 1時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

決算特別委員会の審議が終了しましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、2番田村剛一君であります。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ここで日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として議案3件及び常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について、山田町議会改革検討特別委員会の閉会中の継続調査についてが提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、認定第1号 平成27年度山田町一般会計決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成27年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成27年度山田町水道事業会

計決算の認定について、以上 8 件は議長を除く議員全員による決算特別委員会で審議したものですので、委員長報告及び質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、委員長報告、質疑を省略し、これより進めてまいります。

日程第 1、認定第 1 号 平成27年度山田町一般会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。

まず、本案に対する反対者の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。3 番。

○3 番佐藤克典議員

決算認定に際し、賛成の立場から討論に参加します。

平成27年度一般会計決算は、前年度に引き続き歳出で485億円超の大型決算となりました。27年度は、第 8 次総合発展計画の総まとめ、最終年度に当たり、また一日でも早い復興の完遂を目指すため、多くの事業が実施されました。これもひとえに職員一人一人の努力の結果と高く評価するものです。特にも家族のもとを離れ、この山田町のために身を粉にして業務に精励している全国各地の派遣職員の皆様には感謝を申し上げたい、そのように思っている次第です。そのような中、27年度災害復旧事業の事務執行において、年度内の事業完了が困難と認識しながら事故繰り越しの手続を怠り、2,100 万余りの事業費が打ち切りとなった事態は指摘をせざるを得ないものと思っております。

今後においては、縦の連絡、横の連絡をより一層密にし、再発防止を図られたい。そして、職員各位が健康に十分に留意され、一人でも多くの町民がこの町に生まれてよかった、山田町に住んでよかったと思えるよう、佐藤町長のもと、職員が一丸となって新たなまちづくりが進められることをご期待し、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長(昆 暉雄)

討論を終わります。

これより認定第 1 号 平成27年度山田町一般会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第２、認定第２号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから認定第２号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第２号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第３、認定第３号 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから認定第３号 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第３号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第４、認定第４号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第４号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第5、認定第5号 平成27年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第5号 平成27年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第6、認定第6号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第6号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第7、認定第7号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第7号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第8、認定第8号 平成27年度山田町水道事業会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより認定第8号 平成27年度山田町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

日程第9、意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(中屋佳信)

意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員であります狩野眞理子さんが平成28年12月31日をもって3年間の任期満了を迎えるため、その後任の推薦について過日、盛岡地方法務局宮古支局長より依頼がありました。

については、現職の狩野眞理子さんを再任候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

それでは、候補者の略歴について資料によりご説明いたします。氏名、狩野眞理子、生年月日、昭和21年5月27日生まれ、現在70歳です。住所、岩手県下閉伊郡山田町境田町3番8号。最終学歴、岩手県立宮古高等学校卒業。主たる経歴、山田町役場職員を退職後、平成20年1月1日より人権擁護委員の委嘱を受け、現在第3期目であります。

なお、再任候補者に当たっての留意事項は、年齢が任命時点で75歳未満であること、任期中の活動状況が良好であることなどであります。狩野眞理子さんはこれらの条件を満たしておりますので、ここに推薦するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これより意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、議案第109号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第109号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、山田中央団地災害公営住宅の完成により、UR都市再生機構から町が財産購入することに伴い、所要の改正をするものです。

それでは、資料をごらんください。新旧対照表によりご説明いたします。アンダーラインを引いている箇所を今回改正しようとするものです。別表第1中、栃木洞団地の次に、団地名称、山田中央団地、位置、川向町20番2号、建設年度、平成28年度、戸数146戸をそれぞれに加えるものです。

次に、別表第2中、柳沢集会所の前に、名称、山田中央集会所、位置、川向町20番2号、構造、鉄骨造平家建て、規模88.39平方メートルをそれぞれに加えるものです。

次に、別表第3中、大浦第1団地駐車場の次に、名称、山田中央団地駐車場、位置、川向町20番2号、区画数44区画、川向町21番9号、区画数102区画をそれぞれに加えるものです。

条例本文に戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容について説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第109号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、議案第110号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第110号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、山田中央団地災害公営住宅の管理開始に伴い、駐車場の使用料を定めるため、所要の改正をするものです。

それでは、条例案について、新旧対照表により説明いたします。資料をごらんください。アンダーラインを引いている箇所が改正部分でございます。別表第2中、大浦第1団地駐車場の次に、駐車場名称、山田中央団地駐車場、建設年度、平成28年度、台数146台、使用料、1台当たり月額1,000円を加えようとするものです。

なお、1台当たりの駐車料につきましては、高校前団地、桜野団地、柳沢第1団地、跡浜団地及び大浦第1団地との均衡を考慮したものであります。

次に、条例本文に戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

す。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第110号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第3、議案第111号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議案第111号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、本年8月30日から31日にかけて通過した台風10号及び9月8日から9日にかけての低気圧豪雨により発生した災害への復旧対応など、緊急性の高いものについて補正予算の編成を行ったものであります。

なお、本定例会におきましては、さきに第3号補正予算を当初提案し、既に議決をいただいております。同一会期中にさらに第4号補正予算を追加提案させていただくことになりましたが、定例会の開会直前、またその会期中に発生した災害への救急対応など行うことが主な趣旨であり、事情をご賢察の上、ご了承賜りたいと存じます。

また、国庫補助等を導入する公共災害復旧事業の工事費などにつきましては、その災害査定の実施状況などを見て適切な時期に再び補正予算を提案する必要があると考えておりますので、あわせてご理解をお願いを申し上げます。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,008万6,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ460億4,170万6,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、3ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。今回補正予算において繰越明許費として翌年度に繰り越して使用しようとする事業は、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新斎場建設整備事業、金額1億1,400万2,000円であります。これは、さきに議決いただきました第3号補正予算において増額補正いたしました、新斎場敷地造成工事の発注に当たり、平成28年度中に完了することは困難と見込まれることから、繰越明許費としてあらかじめ予算議決を得て、翌年度にわたる工期の設定を可能としようとするものであります。

なお、4ページの第3表、地方債補正については、説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上の主なものについて説明をいたします。

5ページをお開きください。歳入であります。10款1項1目地方交付税4,038万6,000円の増額は、1節普通交付税の増によるものであります。これにより、平成28年度の普通交付税の予算計上額は29億4,038万6,000円となるものであります。

21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。7ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、4目単独林業施設災害復旧費810万円の増額は、15節災害復旧工事費の増によるものであります。5目水産業施設災害復旧費1,400万円の増額は、13節町営漁港災害復旧工事測量設計業務委託料の増によるものであります。

2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費1,600万円の増額は、13節道路等災害復旧工事測量設計業務委託料の増によるものであります。2目単独土木施設災害復旧費1,350万円の増額は、15節災害復旧工事費の増によるものであります。

次に、8ページをお開きください。最終行をごらんください。以上のとおり歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,008万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ460億4,170万6,000円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

ただいま説明がありました災害なのですが、台風10号は激甚災害になりそうですが、低気圧豪雨のほうはそういうような話はあるのでしょうか、激甚災害の。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

台風10号等の激甚災害の指定についてお答えをいたします。

去る閣議において決定されておりますのは、7号、11号、9号及び10号ということでは事務連絡等は受けておりますが、正式には9月23日に公布、施行される予定となっておりますので、現在の情報は入っていないというところではあります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

7ページの1項、2項で、各工事の場所とかの詳細、ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

それでは、今回の計上させていただいた場所について説明させていただきます。

まず、単独農業施設災害復旧費の279万につきましてですが、水路が1カ所、石峠地区の水路になります。道路につきましては、織笠地区の農道中野線及び関口地区の農道関口白石線、農地につきましては織笠地区の田茂沢地区、あとは関口地区の水田の合計5カ所になります。林道のほうにつきましては、9路線10カ所になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

5目水産業施設でございますけれども、小谷島漁港の南防波堤の消波ブロックの飛散によるものでございます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

建設課関係でございますが、台風10号による被災におきましては、道路、河川、それとその他の部分で39件、大きなものは町道福士線になります。

低気圧の部分については、道路、河川、その他で28件の災害になります。一番大きい部分は、町道山内線が一番大きい災害となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいま農林、水産商工、建設関係の今回の予算の箇所についてはご説明をさせていただきました。壇上でもご報告申し上げましたが、補助金を受けて復旧する、いわゆる大規模なものについては次の時期というふうに考えてございます。

以上です。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第111号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。議会事務局長。

○議会事務局長（白土まさ子）

平成28年9月21日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、山崎泰昌。産業建設民生常任委員会委員長、尾形英明。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

- 1、事件、平成28年度の実施事業の概要と実施状況について。
- 2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。各常任委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第5、山田町議会改革検討特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。議会事務局長。

○議会事務局長(白土まさ子)

平成28年9月21日、山田町議会議長、昆暉雄様。山田町議会改革検討特別委員会委員長、菊地光明。

山田町議会改革検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

- 1、事件、山田町議会の改革に関する事項。
- 2、理由、本件調査に当たり、閉会中もなお調査が必要なため。
- 3、期限、平成31年9月10日まで。

○議長(昆 暉雄)

本案は山田町議会会議規則第69条の規定により、委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

以上で平成28年第3回山田町議会定例会の全てが終了しました。

これをもって閉会とします。

午後 1時34分閉会